

三 和蘭領事葡萄領事ヨリ小笠原図書頭へノ

抗議 二通一冊

横浜鎖港ニ就テ

六〇二ノ一

千八百六十三年第六月廿四日横浜<sup>(和カ)</sup>荷蘭コンシユル所

ニテ

日本大君殿下の外国事務宰相小笠原図書頭台下ニ呈す  
余謹んで文久三年五月九日付の貴翰を落手せしを報す、

其書中台下開らきたる港々を鎖ち、条約を取結ひたる国々  
の外国人を卻くるの命を、方今京都に居住し給へる大君  
殿下より受け給ひたる旨を載す、右命へ京都より下りたる  
由なり、是以て余此事を在日本荷蘭コンシユルゼネ  
ラール、貴下ニ報知すへし、

此条約違犯ハ未曾聞の事にして、民律ニ於ても枢要のこ  
となれへ、荷蘭と日本と取結ひたる条約上の事を決する  
ハ、余か政府の任なれば、日本政府も第一条约面を国守  
し執り行ふを務、宜為さすんバ然らず、然れ共荷蘭臣民

ニ許せる条約面を破るハ、余ニおいて決而承引ならざる  
なり、又左件を説明す、当港より荷蘭人を卻くる事ハ、  
余か權威に及ふたけ手当を以てこれを防くへし、然れと  
も、其異変より起る諸損亡の償ひハ、日本政府に引受け  
とす、敬白、

荷蘭仮コンシユル

イメツトマン手記

六〇二ノ二

千八百六十三年第六月二十四日

在日本神奈川葡萄牙コンシユル所にて

小笠原図書頭台下ニ呈す

皇の台命ニよりて、条約諸国の臣民を卻け、開らきたる  
港々を鎖すへき大君の命令を蒙られ、又其全權を任せら  
れしとの貴翰を落手せしを、余謹而台下に報告す、余謹  
而答ふ、台下の請ひに随ひ、貴翰の写を葡萄牙国王殿下  
の政府に送るへし、

然れども、序ニ余自から謹て篤ト左件を報告す、葡萄牙

国および其臣民之利益ニまで関るなレハ、条約諸国之臣民を卻け開ける港を鎖すとの逼りニ向て最強く逆ふものなり、

右之港々ハ兩國之全権貴官札を厚くして調印手記したる本条約を以て開かれたり、而して台下において此之如き命を施さるゝ事は、条約諸国江之戦書ともなり、又実ニ皇国日本をして政度不開之國とも唱ふるへし、

千八百六十三年第八月三日、江戸ニおゐて葡萄牙国王殿下ト日本大君殿下之間ニ取結たる和親貿易之本条約取替之事ニ付而は、下名之某某任ニ預り、千八百六十二年第四月八日ニ信誼を以て取替せを為したり、余謹て教言を陳するあり、本条約を強て破らんとの事ハ、かならず貴国ニ最大不幸之關係を起すを免かれかたければ、右ニ関る人々を余力を竭して苦るに戒諫す、謹言、

葡萄牙国王殿下の岡士

エドワルト・カラルク

冊子原寸 縦二四・六種 横一七種 四枚

三三 村山齋助井上弥八郎ヨリ中山大久保へ

京師之情報

(包紙ウツ書)  
一 中山中左衛門殿 村山齋助

大久保一藏殿 井上弥八郎

(朱)  
「癸亥六月廿五日」

(黒印)

(近衛忠房)  
左大將様より

御書被遣候付、江夏壮七郎外老人、急飛ニ而被差下候尤

御書之趣は、格別火急之御用とも不奉窺候得共、本田弥右衛門罷下り候後、一円御左右不相分、将又当地之形勢茂不申上候故、荒増左ニ申上候、

一昨廿四日

朝命を以伊丹藏人・山田勘解由両人之宅江親兵五六十

人程被差向召捕候而、其佩本能寺江連行候由、右は同

日三条中納言殿

陽明家江御出ニ而

左大将様江国事之御議論有之、其序姉小路少将殿闇殺

之一件ハ薩藩之仕業とも難究、

中川宮之奸計より起り候事と被存候との趣、御咄有之

候由ニ御座候、左候得は右兩人之者共、御不審蒙り候

儀ハ、此一条ニ相違有之間敷と奉存候、

一米藩牧和泉守、又々致上京候而、色々

御国之為致周旋候由、

関白家并議奏方江茂被致信用、至而惣務之由ニ御座候

一大樹公去ル十六日

御帰府相成候由、飛脚やより申出候、

一御地飛脚於今着不致、当時柄嫌疑を受候最中故、肥後

長州辺何様之儀可致哉難計、甚懸念ニ奉存候、飛脚

立被召延候儀とハ奉存候得共、為念此段茂申上候、

一御親兵追々上京相成候処、相国寺塔頭不殘御用借ニ相

成、寺中江被召置候処、鹿苑院之儀ハ二本松御屋敷江

致接近居候故、他藩之人数入込候而ハ、屋敷内見込も

いたし、且又万一争論等引出候茂難計、寺僧へ致相談

林光院と繰替ニいたし申候、右ニ付

御位牌等茂

御引直しニ相成、林光院へハ南部美濃守様御人数入込

候由ニ御座候、

右事情見聞之次第取束申上候、以上、

六月廿五日

井上弥八郎  
村山齋助

中山中左衛門殿

大久保一藏殿

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五四号文  
書下同文ナリ〕

文書原寸 縦 一六・五糎 包紙原寸 縦 二八糎

横 二〇・四糎 横 三九・九糎

六四 京師吉井中助ヨリ中山大久保へ

姉小路暗殺ト中川宮トノ關係其他

〔包紙ウツ書〕  
一 中山中左衛門殿

吉井中助

大久保一藏殿

自京州

封

〔朱〕  
「癸亥」

六月廿五日

炎暑難堪候得共、御清栄可被成御座奉賀候、随而小夫  
無異滞京仕居候、乍憚御放念可被成下候、楮三条之暴  
勢弥熾然、昨朝伊丹・山田之兩人召捕相成、子細能相  
分不申ニ付、今日桜木御殿江参謁奉窺候処、姉小路一  
条

〔中川宮〕

宮之奸計ニ出、兩人之所業と左大将江昨夕三条為申由、  
〔近衛忠房〕

薩は未だ疑ハ寸切不晴候得共、先薩ニ而ハ無之様ニ候  
段被申之由、就而ハ

宮之御身体も御危ク、とふそしてと折角幸五郎申談候  
〔奈良原繁〕

事ニ御座候、

宮も此頃御不参勝ニ而、

御上より御書通度々被為在候而も、始終

勅答も無之、宮中も大ニ疑念を生シ、讒口モ夫ニ付入  
候半、

〔近衛家〕  
陽明家より再々御参之義、御異見も被為在候由御座候

得共、一円御聞入無之、右様之次第故、姉小路一条を  
名にし、兩人を除キたる欵も難計、何分御混雜之御事

ニ御座候、誰様欵御乗舟ニ而蒸気舟御差廻相成候ハ、  
御都合罷成候半、何分御評儀之上、御窺可被成下候、

海上之儀長州江は段々手向いたし候得共、外通舟ニハ  
未相障候模様も無御座候間、御懸念之廉も有之ましく

候、

一 將軍去ル十六日巳之刻江戸着、暫浜御殿江休息、七ッ  
時分入城相成候由、

一 尾州も引取申候、会津も引取模様御座候、却而仕合ニ  
被存候様子ニ御座候、

右其後相替候情態如此御座候間、早々申上候、以上、

六月廿五日

吉井中助

中山中左衛門様  
大久保一藏様

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五号文  
書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦 一六・二種 包紙原寸 縦二八・五種  
横 一三四・四種 横 四一・一種

近衛忠熙忠房両卿より島津三郎殿へ

京師之狀況を報す

〔包紙ウツ書〕

島津三郎殿 内密々 忠熙  
几下 忠房

〔朱、紙ニツ同シ〕

〔紙ト朱、紙ニハ重覆〕

〔封紙ウツ書〕

島津三郎殿 内密々 忠熙  
几下 忠房

〔紙ト朱、紙ニハ重覆〕 〔朱、紙ニツ同シ〕

尚以会津肥後守(松平容保)ニも辞職退国ニも可相成模様之在、

甚心配之事ニ候、以上、

大暑之砌弥御勇健候哉、尚承度候、抑世上形勢日々ニ切迫、

朝議グレ付候御事、実以乍傍觀行末如何可相成、痛歎無限候、其許篤ト事情御見留之上、早々御奮発偏ニ在度祈入候、長州ニハ攘夷ヲ開キ候とて、格別ニ御依頼之勅命被出、殊ニ慕論之内正親町少将(公達)監察使トカ申名目ニテ下向ニ相成、実以一切分明不成、

朝議何共後患ヲ恐レ候次第ニ而候、右監察使一件ニ付而モ、三条中納言一鼻立言上、専ニ周旋之次第ニ而、左府(忠常)以下、勅問之御人数之面々へハ、御沙汰無之被 仰出、

速ニ御使之人体御請申上候由ニ而候、実以監察使トカ申事坏、甚以不容易儀甚々愚考ニ不能、彼是申立度候へ共最早御使出立後之事、何分前以承知不仕義故、兎角之致方も無之、実ニ歎入候計ニ而候、(徳川慶勝)扱尾張前巫相義段々帰国(正肥)之儀被願候様子ゆへ、兩人より書中并成瀬隼人正始家

来ヲ招寄、段々差留メ候得共、更ニ採用無之押而帰国被  
 願、速ニ被 聞召候儀、何共致方色々苦心之次第ニ候、  
 然ル処、<sup>(有教)</sup>一条右府公・徳大寺内府公杯專差留メ度了簡之趣  
 ニ付、右府始建白致、是非〳〵帰国被差延候様、段々申  
 上候へ共、議奏辺ニテ更ニ登用不被致、仍何共即今致方  
 無之、尾前重相へ右府始面々より以書中差留メ候得共、  
 一向不被応、既ニ昨朝出立帰国ニ被及候事ニ而候、最早  
 兎角之致方無之故、此上ハ其許御上京ト申場合ニ至リ、  
 前重相ニ茂早々上京在之度ト段々申入置候事ニ而候、  
 朝議之処実ニ甚御案事申上候次第ニ候、何分時々刻々ニ  
 事変シ、是ト定メ候事一事も無之、実々悲歎之任合ニ候、  
 吳々尾州之処甚強情ニ而、更ニ愚拙共より申入候辺ハ採  
 用無之、最早帰国ニ相成候間、早々右之儀申入置度候、  
 尾前重相へも極密之御内、勅被出置候事ニ候、右モ申候  
 旁形勢ニ從フテ上京可在之旨申置、出立被致候事ニ候、  
 仍御心得之為早々申入置度、荒々要用而已如斯候也、

六月下旬認

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五八号文  
 書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一八・一 種 包紙原寸 縦三〇・七 種  
 横 一五四・七 種 横 四二・四 種

六六 長崎五代才助ヨリ藩庁ヘノ内報

生麦事変償金ノ件

<sup>(未)</sup>「癸亥六月 五代才助」

唐国上海英陸軍之士官レネー<sup>名</sup>人、此内より横浜英ミニ  
 ストル所江参居候処、此節罷帰箸ニ而、当月十六日横  
 浜蒸気船より致出船、同廿二日長崎江廻船いたし候、  
 然処右レネー儀、英商カラバ別而懇意之者ニ而、私旅  
 宿江同誘いたし、極内々相洩候趣其假左ニ申上候、  
 一右レネー儀は、横浜ミニストル所江同居いたし候ニ付  
 今般英国之軍艦廻着以来之始末、能々承知罷在、於生  
 麦英人被致殺害候者之妻子養育料、英銀貳万五千封度  
 洋銀ニして凡拾貳万五千枚、此節四拾四万枚之償金被  
 相渡候節、右拾貳万五千枚茂幕府より一同可被相渡旨

ミニストル中江被相達候処、拾貳万五千枚之儀は薩州より可相請取旨、英国政府より承知いたし参候ニ付、何れ薩摩より乞受ニ而可有之返答いたし候由御座候、尤レネー横浜出帆之砌は、薩州江参ル用意有之、道先<sup>(水先)</sup>三人雇入之筈候処、最早式人は相起居候由、併其時分長州之事件、幕府より取始末出来候哉、若無御構と之儀ニ茂御座候ハ、合国之軍艦を以所置いたし度申立之趣有之候付、幕府より其返答無之内は、鹿兒島江は参り申間敷候得共、相濟次第ニは直ニ参ニ而可有之相咄申候、

一薩州江軍艦参り候儀は、全戦争ヲ相好候訳ニ無之、於生麦被致殺害候相手被差出度并其者之妻子養育料乞請度、式ヶ条談判之為参候儀ニ有之候、併相手之儀は生麦より直ニ欠落いたし、今ニ行衛不相知、折角吟味中ニ有之候段御答相成候ハ、夫ニ而可相濟候得共、拾貳万五千枚之妻子養育料之儀は、是非乞受不申は相濟申間敷候、軍艦之員数は、アトミラール参候ハ、数

多之軍艦ヲ引列れ参り可申、併万々一長州之事件不相濟内参り候儀茂有之候ハ、軍艦三四艘ニ而アトミラール之書翰ヲ差出可申欤、レネー之考ニ而は、長州之事件為相濟候上、アトミラール参ニ而可有之相考へ候段承申候、尤横浜より直ニ鹿兒島江参可申哉相尋申候処、依時機は直ニ参り候儀茂可有之候得共、大概は長崎江一往立寄、夫より鹿兒島江参り候様相考候由御座候、勿論参候而茂、戦争不相好事故、乱妨ケ間敷儀は決而仕不申、乍然鹿兒島之砲台等より砲発相成候ハ、無抛兵端相開ニ而可有之相咄申候、左候而此等之趣相洩候段、英国政府江相聞得候而は、屹と致迷惑事候ニ付、極々内密ニいたし可呉段細々申置、則日蒸氣船より出帆之筈ニ而、既ニ刻限差掛罷歸申候、

右之通承得申候ニ付、尚亦御奉行方承合申候処、此節鹿兒島江軍艦参候掛合は、未江戸表より無之候得共、何れ茂跡越ニ相成候故其段茂難計、生麦一条之儀は、先度洋銀四拾四万枚公辺より被相渡候時分、江戸此御

方御屋敷江生麦一条之儀は如何可致哉之旨被相達候処

御屋敷より薩州江参り候へ、何時茂拾弍万五千枚可

相渡用意最早相整居候段、御返答相成趣掛合参居候

由、先日茂奉行英軍艦江被参候節、薩州之生麦一条は、

如何相成候哉之趣、英船將江尋問相成候処、薩州は参

次第銀錢何時茂可相渡事之由御座候間、此方ニ而都合

宜時分請取ニ参ニ而可有之、返答いたし候段、奉行被

相咄候由御座候、依之此節は、愈無相違参り可申事ニ

奉存、事情旁書面ニ而は難相弁、御付人申談急々罷歸

申候ニ付、尚委細之儀は口上を以可申上奉存、承候候

此段申上候、以上、

亥六月

五代才助

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第六〇号文

書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八・二櫃 横二五〇櫃

### 三三 長州台場構築其他ノ情報

(端裏付箋)  
「癸亥」

一 六月十一日

阿蘭陀舟老艘イギリス乗組之由ニ而長府城下江繫船ニ

付、長州より相函ヲ打、前田村台場其外台場江堅人数

寄集居候得共、互ニ不開放、異舟バツテイラヲ御則量

いたし候ニ付、長州より小船ニ而物頭三人、長府より

案内老人乗ニて、異舟近海江参申たる由候得共相分不

申候、異舟茂無程出帆仕為申由御座候、

一 長門守様六月二日山口江御帰被遊候事、

一 中山様御三男六月二日浪人五拾人余被召列京都江御帰

一 六月廿三四日方より浪人四拾人位下之関阿みだ寺江旅

宿いたし候由、

一 長州地方又は島々江台場俄ニ築調相成、当分最中ニ而

御座候、

一 長州御船庚申丸、佐甲本亭下江入水ニ而帆柱式間位切

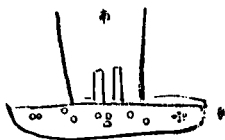
候、残り三尺位も水上ニ出居申候、船道具并御積付大

砲右本亭内外江御座候、



一同沓艘丙申丸、下之関西細江光明寺沖江水船ニ相成、  
柱ハ沖之方江向キ、来月朔日汐ニ揚方有之由、

(付紙)



文書原寸 縦一四・四寸 横一〇四・八寸

空 攘夷決行ノ御沙汰書

合計二通

右拝受ノ件

(包紙ウラ書) 御沙汰書 写一通

外二一通

六〇八ノ一

(端裏朱書) 「癸亥六月七日」

御書付沓通

但外夷心援掃攘有之様との一件

伝奏 (後免)

坊城大納言様

取次

藤木主計

一下之関新地江長州藩中士以上七百八人位之由、上下式千  
三百八人位、  
一藩中病人六拾余人日々相重候由ニ御座候、  
一長州一統此節之儀、早誤之様申居由、此度不打留ニ付  
而は、諸家江外分兎而茂当分之御手向ニ而は打留候儀  
無覚速御加勢又は浪人者共参候而も仕合ニ致居由、  
一当分ニ而は八月中台場御築調之上、御打放之筈之由ニ  
御座候、

右より御留守居御呼出ニ付、私代勤罷出申候処、右主計  
ヲ以御書付被成御渡候付拜見仕、委細承知仕候、早々国  
元江可申越旨相答罷帰申候、右通相勤此段申出候、以上、

六月七日

御留守居付役  
横田鹿一郎

手形所

右之通相勤申出候間、別紙相添此段申上候、以上、

亥六月八日

京都

手形所

御国許

御家老中様

文書原寸 縦一七・八種 横五二・一種

六〇八ノ二

外夷拒絶期限之事、先達而天下江布告相成候上は、於列藩夷船攘斥之心得勿論候処、傍觀ニ打過候藩有之候趣、深被惱

宸襟候、既於長州兵端相開候、就而は

皇国一体之儀ニ候間、互ニ応援掃攘有之

皇国之恥辱不相成様、鬪藩一致決戦尽力

叡慮貫徹致候様  
御沙汰候事、

六月

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五〇号文  
書下同文ナリ)

文書原寸 縦一三・七種 包紙原寸 縦二七・七種

横六一・一種

横三九・八種

〆元 二条斎敬尊融法親王近衛忠熙、忠房四卿より  
島津三郎殿へ

久光公之上京を促す

(包紙ウツ書)  
一御書

□ (朱一紙三ツ同ジ)

□ (朱一紙)

亥八月廿八日達ス

御請済

再陳時令厚々

御自愛專要ニ存候、呉々も本文之次第不悪く御賢

察可給存候也、

以飛札申入候、甚暑之節ニ候処、先以御多祥欣幸令万寿候、抑方今京師形勢次第ニ切迫、実ニ不容易事情、定而巨細ニ御伝承トハ存候得共、微力之銘々痛歎無限、御遠察可成給候、就而は貴殿昨年出格之御精忠ニ而、被開正路候手続も有之、何卒今一応御登京ニ而、真実

公武御一和天下泰平、弥以被安

宸襟候様、成功之程貴殿江御頼申入候外無他事時勢、実ニノ痛心之次第、御内談申入候事ニ候、呉々御賢察可給候、扱姉小路一件ニ付、其藩中滞在之者、不存寄汚名ヲ蒙候由、扱々絶言語候事共ニ候、何卒速ニ邪正分明ニ相成候様致度候、此假ニ而は滞京之者計之汚名のみならず、薩州一藩之迷惑、誠ニ難堪次第柄ニ候間、何国迄も無用捨探素有之、屹度被申解、早々汚名も相清メ不申候ハテハ不相濟候事ト存候、旁其廉ニ而も上京可有之次第欵ト存候、呉々茂其辺御熟考有度存候、返々申迄も無事なから、為国家此上御尽力之程御頼申入度候、右様内論

計増長致候而は、却而攘夷之差障ト存候、全夷賊之術計ニ陥カト昼夜心痛難尽筆端候、右様之儀、卒尔ニ申入候は甚如何敷候得共、暫時茂不堪苦心急々御内談且は御登京之儀御頼申入度如斯候也、

六月

齐敬

尊融

忠熙

忠房

島津三郎殿

内密

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一九・六種 包紙原寸 縦三〇・六種

横 二三三種 横 四一・四種

六〇 近衛忠熙忠房両卿ヨリ朝廷ヘノ建白書

久光公上京召命ノ件

(包紙ウツ書)

写終

〔朱〕「癸亥七月朔日」

〔封紙ウツ書〕  
「建白之写」

島津三郎儀、兼々蒙厚

勅命、当春上京有之候処、於自国海岸武備之急務指加り候趣ニ而、俄ニ帰国有之候後、今以再応上京無之、方今時勢段々不容易切迫之折柄ニ候得は、自国武備之義は修理大夫江相任置、三郎儀は速ニ上京候而、鞏下誠忠之諸藩申合、可奉安

宸襟之旨、御沙汰被為在候様奉願度存候、但近頃薩藩御不審之事状も有之候処、前条願候儀は深恐入存候得共、方今切迫之時勢に候へは、何分三郎儀は急速上京、於鞏下励勤有之候様、御沙汰之程伏而奉願度、呉々恐入存候得共、前件之儀偏ニ願存候事、

七月

忠熙

忠房

本文ニハ当春上京之続ヲ以、三郎ト認置候得共、修理大夫・三郎兩人之内被召寄候様奉願候事、三郎被召候ハ、尚更ト奉存候、以上、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第四七〇ノ二号・第三卷第六四号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦 一八糎 包紙原寸 縦二八糎  
横五〇・五糎 横一九糎 二重

六二 近衛忠熙忠房両卿ヨリ久光公ノ上京ヲ促ス書 二二通

真木和泉ヨリ朝廷ヘノ建白書大意添

近衛両卿ヨリ久光公ノ上京ヲ促ス書

両卿ヨリ朝廷ヘノ建白書写添 二二通

近衛両卿二条斉敬連署久光公ノ上京ヲ促

ス書 二二通 合六通一冊綴

久光公召命ノ御沙汰書写共

〔包紙ウツ書〕

島津三郎殿

極内密投丙ノ

忠熙  
忠房

(朱三ツ同ジ)朱

□ 「癸亥」 □

(朱)

七月一日夜認

」

六一一ノ一

(封紙ウツ書)

極密々啓

島津三郎殿

几下投丙

忠熙  
忠房

□ (朱三ツ同ジ)

□

□

」

尚以此書中早々投丙可給候也、

残暑難凌候、弥御勇猛珍重尚承度候、抑(本田親雄)本多弥右衛門下

国後未何等之左右も不承、甚安心不成候、如何之御模様

哉、御登京之儀、此頃ニ至り而ハ是非〳〵待入候計ニ候、

誠ニ切迫実ニ不容易形勢ニ而痛心候、此別紙之通、久留

米水天宮神主(真木保臣)牧和泉守とか申者建白致、議奏・参政辺専

心推、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至り、実以一大事之

事ニ候、

主上ニは御承引不被遊御様子故、弥強情ニ相成、

叡慮ヲ押ヘテ忽被行様之計略ニ而、扱々心配之至ニ候、

(実美)三条并参政之人々毎度〳〵二条(齊敬)右府公・徳大寺内府公、

下官等へ責付ケ、いつれニ被行候様屹度取計ヒ候様ト、

日々入来候而責付ケニ候、(近衛)忠熙・中川宮等ニハ薩へ洩シ

候とて大ニ忌ミ候様子、併はぶき候而ハ却而悪敷ト申工

合ニ而、全はぶきニも不成候事ニ候、実ニ親征ナトハ

存不寄大変候と存候、夫も列国一和シテ

主上御親征被遊候事ナレハ兎モ角モ、方今之形勢ニ而ハ

天子自親征被遊候而成功無之、実ニ不容易大変眼然ニ招

候事と、右府公・忠熙・中川宮・内府公、下官等ニハ存

上候事ニ候、夫故彼是ト申居候事ニ候、併中々三条ヲ初

参政之人々不採用之事故、何レ押付ケ親征之場合ニ可相

運哉、実々痛心無涯候、先初ハ石清水迄、夫より浪華城

へ遷幸ト申事ニ候、扱々大変至極之事ニ候、実以天下之

安危此時ニ差迫り候、依之其許御上京之儀、分而〳〵待

入候事ニ候、未彼是議論最中ニ而候、為 皇国深々御賢

考在之度、偏ニ〳〵存候事、

七月

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第四四号  
文書ト同文ナリ)

六一ノ二

六月九日已後之世界

一攪攘夷之權事

○宜以深遠不可測之言、恠被

○遣 勅使于赤馬関

○以攘斥之

命、布告未及之藩国

一標

親征部署事

○下 命、算在京之兵卒

○造錦旗・革車

○仮更服色、用戎衣

一置攘夷使・諫官事

○選公卿三人・侯伯三人、以正司馬之名、各進爵位

○選天下聞人三四人、以為弒、

○一新天下耳目

一収土地人民之權事

○投機遽下

詔、詔辞最用意

○仮減税則二等

○重戸部之選

一移

蹕浪華事

○嚴兩灘兵備

○置関于扼塞十所

○造無數舟船・無數炮砲

六一ノ三

本文書ハ六一〇号文書ト同文ニ付省略ス

六一ノ四

(封紙ウツ書)

島津三郎殿

極内々

忠熈  
忠房

(朱印)

〆

尚以本文之次第呉々分而申入候間、屹度御承知可在  
之存候事、

残暑難凌候、弥以御勇健候哉、尚承度存候、然ハ時勢追々切迫不容易次第候間、最早此場ニ而ハ屹度〱其許御上京ナラデハ不相済ト決心仕、別紙之通建白仕候、何レ再三再四あく迄申立候心組ニ候、呉々押返し申立候覚悟ニ候、弥被 召候上ハ、何卒〱自国防禦之辺ハ修理大夫江御委任ニ而、急速〱御上京ニ相成候様、呉々此場ニ至り候而ハ、屹度御登京在之候様深々希入存候、何分御上京ナクテハ、於当家モ俗ニ申心細ク存候、実ニ昨年来格別〱勤

王之御事、何レニ致せ早々今度ハ御登京之様偏ニ存候事、

七月九日

忠熈  
忠房

島津三郎とのへ

三白

自然修理大夫殿被 召候節ハ、御申合セニ而御上京之様存候、可相成ハ其許御上京尚更ト存候事、  
(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第二卷第四三二号・第三卷第六五号文書ト同文ナリ)

六一ノ五

島津三郎

夷賊之義は雖為小醜、一般之人心ニ関係候ニ付、此節御親征之儀御用茂被為在候、就而は去春已来忠誠を尽候儀、御依頼被遊候儀ニ候間、急々上京候様御沙汰候事、

七月

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第二卷第四七〇ノ一号・第三卷第七一号文書ト同文ナリ)

(包紙ウツ書)

島津三郎殿

内密々

齊敬  
忠熙  
忠房

(朱ニツ同シ) □ (朱)  
□ (朱)

(緘ト朱(緘)ハ重直)

七月十一日

残暑之砌愈御多祥令万寿候、尚又承度候、抑今般其許上京之儀、表向被

仰出候ニ付而は、早々御登京ニ而何卒御尽力御頼申入候

尤連署之銘々より建白候処、

朝議符合ニ相成、表向被為召候次第ニ候、何卒〳〵此機

会不失、早々御上京之義分而〳〵御頼申入候、且表向之

御書取ニは、御親征御用ト有之候得共、決而御治定之訳

ニ無之、尚其辺御上京之上巨細ニ御話可申入存候、尤連

署之銘々も不承知之事ニ候、其上内実ハ

上ニ茂親征御好不被為在候、御時宜伺居候間、何分其許

急々御上京ニテ御判断分而御頼申入度候、何茂委細之次第ハ御家来江申含差下候間、篤と〳〵御聞取可給候、実ニ〳〵格別之

思食ニ而被 召候儀ニ付、不失此期是非〳〵早速〳〵御登京ニ相成候様存候、尚又厚御依頼被遊度儀も候候、旁早々御上京之儀、呉々御頼申入候、扱如何敷事ながら、御不審一件ハ追々消散之事打明申入候、何分早々御上京之様ト存候、真実

思召之処ハ一刻モ不遲滞様御待被遊候事伺候間、弥以急速ニ御上京之様偏ニ御頼申入候事、

七月十一日

忠房

忠熙

齊敬

島津三郎殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第四四三号  
文書ト同文ナリ)

冊子原寸 縦二六・七糎 横一八・五糎 一八枚



六三 松平春嶽茂昭父子ヨリ島津久光茂久両公

副書共一通

〽 国事協議ノ件

(包紙ウツ書)  
一松平修理大夫様

玉机下

松平越前守

封□ (封ト朱印ヘ重複)

六一二ノ一

一翰致啓上候、残暑甚敷候処、愈御清安珍重存候、陳は京師之事情近来ニ至り候而ハ追々切迫相成、其上

將軍家ニモ俄之御東下、加之赤閑之擾乱と申、別而今後之形勢結局如何相運ひ可申哉、関情之至ニ存候、実ニ

皇国危急存亡之境と日夜難安寝食憂惱罷在候、就夫而ハ区々之微衷家老共初ヘ委細申含及御相談候間、篤と御聞

取充分

御賢慮之趣、無御伏臈被仰聞被下候様、伏希之事ニ御座候、此品余り龜末ニハ御座候得共致進呈度、御笑留被成

下候ハ、本懐之至ニ存候、草々謹言、

七月四日認

松平越前守 (茂昭)

松平春嶽

(島津茂久)  
松平修理大夫様

島津三郎様

玉机下

再白、秋暑難堪御座候、花国も御同様と致推察候時候折角御保養被成候様奉專念候、頓首拜、

文書原寸 縦二〇・七糎 横一三八・五糎

六一二ノ二

(封紙ウツ書)  
一 副書

御直覽

春嶽

別啓弥御清安抔賀之至ニ御座候、然ハ方今天下之形勢不容易次第ニ相運ひ、別而近来ニ至り候而ハ、姉小路殿之

残害、

中川宮

朝議御関係御辞退御隱遁之御覚悟被為成候由、弥増

京師之事情危急切迫之困難と御同意恐入外無之候、扱又  
当春貴君ニは御上 京、寛々得接眉御談話申度と存居候  
処、其砌折悪敷不快中御発 京、今ニ至り残情不少存候  
此度國議之趣も有之、殊ニ別而御懇意之事故、内外不包  
見込之趣は申含遣候間、家老共始貴國へ罷出候ハ、区  
々之意衷御聞取、無御遠慮被仰聞被致度希上候、左候ハ  
、別而本懐之至存候、兼而御懇意ニ甘んじ及副呈候、乱  
筆之段は御海容被下度候、殘熱難堪、為國家御自愛專祈  
之事ニ御座候、謹言、

七月四日

春嶽

三郎様

几下

文書原寸 縦一八糎 包紙原寸 縦三二・五糎  
横一四三糎 横 四六糎

六三 近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎殿へ

親征ニ付久光公ノ上京ヲ促ス

本文書ハ六一〇号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一八糎 包紙原寸 ①縦二七・五糎 横 四〇糎  
横一四糎 ②縦 三一糎 横四三・五糎

六四 近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎公へ

久光公ノ上京ヲ促ス

本文書ハ六一ノ四号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一八糎 包紙原寸 縦三一糎  
横五九・五糎 横四三糎

六五 南部弥八郎ヨリ在藩ノ重役へ

薩英戦争ノ状況聞書

千八百六十三年八月廿一日於横浜記ス、  
我七月八日

神奈川奉行台下に呈す

我不列顛の軍艦上海より当港江来るれの中路ニ而、曩  
に薩州にいたりし軍船の一艘に逢ひ当港に着せしによ  
り、新聞を得たり、之を大君政府に報告すへきか為な  
り、

我國の軍艦七艘既に当港を発し、我七月朔日八月十四日鹿兒島

にいたり、薩の官吏も来り、諸般丁寧ニ而都而申立之

趣穩ニ済すへきの談判あり、然るに本月第十五日我七月二日晝後昼十

二時、不意に砲発に逢ひ、無抛戦争に及びたり、細事

は海軍総督不日帰来之上、可報告なれとも、左ニ新聞

を記して以て報告す、敬白、

千八百六十三年八月廿一日横浜新聞我七月八日

英国軍船コロモランド書状を以て当港江只今着せり、

右船鹿兒島に在る英国軍艦ニ逢ひ、次の新聞を持參せ

り、去ル土曜日七月二日第十二時昼時なり、軍艦鹿兒島の港に

碇泊しありて大風吹く、日本人より不意に発砲せり、

不幸にして次の人々殺亡せり、

カピティン船將 ジョンスリング人名

コンマンドル隊將 ウキルモット人名

右兩人一の丸にて打殺さる、外手負死人六拾人、船に

は多少損傷す、英船当港江帰来る近ニ在り、

巨細に記するを得ず、其大略を載す、当十五日第十二

時台場より打出す、水師提督直ニ合図を為す、

日本船三艘を焼く、捻仕懸之蒸氣船也、

船号

エンゲランド シルシオルシレイ

コンテスト 横浜又は長崎にて買入たる  
薩州の船也

右日本船は其朝に成りて軍艦の傍に碇泊せり、

台場より打掛たるを以、軍艦碇を上ケ台場より五百乃

至六百ヤルト二尺余離れて一列に連れり、

台場より射る事甚た強く、殊に大筒にして其内六十乃

至七十挺は十インチ余也の破裂丸、又三十二斤乃至二

十四斤の突丸也、

カピティン并コンマンドル前に名を  
載すは、午後第二時五

分五秒の頃甲板檣上船の高にて一弾丸の為に死す、

又十インチの破裂丸甲板の中央ニ而破裂し、水夫七人

即死し、手負の者水夫五人、ロイテナント・デヨフス

耆人也 訳者云ふ、右は  
ユラレス船の事也

天氣悪く雨ふり、風陸の方に向て吹く、午後第三時火

府中ニ起る、第三時二十分発砲止む、

第九時二十分ニ造作場及び商家焼る、

第八月十六日 七月三日 午後第三時三十分ニ碇を上ケ、

蒸氣ニ而港口に出懸、府台場に向て打てとも 破裂丸又は実丸

只答る者は台場二ヶ所のミなり、碇泊せる所は台場よ

り丸の達せざる所なり 訳者云、二度目ニかゝりたる所也

府は夜半尚焼けてあり、

### 手負死人目録

一 ユライリス船 死人十人 手負廿一人内一人死ス

一 ペール 〃七人内一人士官

一 アルゴス 手負三人

一 コツケツト 死人一人 手負六人内一人ロイテナント  
一人死す

一 ペルシウス 〃一人 手負二人

一 ライスホース 手負二人

一 ワアツク 無之

一 横浜雜説等之趣、左之通、

一 小形なる軍艦一艘一昨九日帰帆、中櫓ヶ所其外全体

江五六発程当り候様子ニ而、手負三人有之、

一同一艘昨十日着、毛頭無疵ニ而、手負無之、

右二艘着船ニ付、奉行より組頭等差遣、事情及尋問候

得共、何れも台場より遠く砲丸も稀に來り候程ニ而、

元來何の子細ニ而右様卒然と戰爭ニ及候哉不存、且戰

争中微細之儀は取覚不申由ニ而、何事も不申出、いつ

れ総督着港之上、詳細可申上旨相答候のミ、深く相謹

ミ罷在、且亦長州之時分ニは勝軍之由ニ而、外国人何

れも吹聴祝儀等も有之候処、此度は船將等戦死も有之

候故歎、至而愁歎之体ニ相見得候、

一 右ニ付外国人中種々の風説有之、巫人之説ニは、英人

尤暴ニ而、琉球船三艘傍に碇泊いたし居候を邪魔ニ成

候由ヲ以焼払候付、於薩州不得已砲発いたし候哉ニ相

聞得候旨相唱、或は英・仏人等は幕府之船先達而鹿兒

島江入津いたし、打払之内命を下し候故、右様之事ニ

及候、既に政府之旗章建候船を鹿兒島ニ而見候者有之

杯相称し、或は

薩公は素より談判を主として被為行候処、少壯之士人

中攘夷を唱候者頻に憤怒に不堪砲発せしより不得止事

時機ニ而戦争相成候ニ相違有間敷と申者も御座候、

一英人共ははしめ甘言を以てすり寄られ、不意ニ砲発相

成候由ヲ以、頻に憤怒仕候様子ニ御座候、

一他の夷人之説ニは、英人敵船を焼き市街を放火せし名

ありといえとも、屈竟之船将等六人を亡ひ、其他死傷

多く候付、全く敗軍ニ候旨相称し候由ニ御座候、

一昨日江戸より神奈川支配組頭一人、急御用ニ付被召寄

候ニ付、馬上ニ而夕刻出府仕候、長州一件ニ而混雜之

処、兩三日は此御方様一件ニ而政府も分而御心配之由、

同組頭合原猪三郎内話仕候、

一当時碇泊之軍船

英国 七艘 外ニ二艘、七月九日十日兩日ニ掃帆、今朝亦々  
着帆と相見得、祝砲之聲を途中ニ而承申候

仏国 四艘

亜国 二艘

和蘭 二艘

李漏生 壹艘

右之外商船数多有之、都合四拾式三艘罷在候、

一 魯西亞国二十四艘 箱館江碇泊、英仏之戦争有之候ハ、  
応援の為ニ碇泊仕候由風説有之、

一 英船中江 御国人を二十人程生捕来候由、外国人之風

説有之候付、木村宗三早速罷越相尋候得は、全く虚説

ニ御座候由、且亦昨年中日本使節と同行ニ而西洋諸国

江相越候薩州之臣松木弘安、(寺島宗則) 幕府之後本国之軍艦奉行

ニ相成候処、此度生捕候旨風聞有之、通詞太田源三郎

昨夜態々相越見候処、是亦全く之虚説ニ而御座候段承

申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

亥七月十一日

冊子原寸 縦二八糎 横一九・五糎 六枚

二条斎敬近衛忠熙忠房三卿ヨリ島津三郎

殿へ

殿へ

久光公ノ上京ヲ促ス

本文書ハ六一ノ六号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一七・五糎 包紙原寸 縦三二糎

横 一五三糎 横四二糎

六七 岩下佐次右衛門ヨリ川上式部等家老五人

へ

薩英戦争ニ付横浜ニテノ聞書

木村宗三ヨリ南部弥八郎へ 別紙共二通

薩英戦争ニ付調査書

(包紙ウツ書)

一島津大蔵殿

喜入撰津殿

小松帶刀殿

川上但馬殿

川上式部殿

(付箋)

「御内用」

岩下佐次右衛門

封

(朱) 「癸亥七月十一日」

江戸

」

六一七ノ一

先月廿二日、御国許之様乘廻候英国船七艘之内横浜江帰

来、去ル朔日前之浜江着船ニ而一旦談判有之、其後砲発

英船及損傷船將等則死、手負人も不少候と取沙汰有之、

実否不相分候付、則南部弥八郎横浜江為聞合差遣候処、

今昼時分罷歸、別紙之通申出、英船七艘之内未致皆着候

付而は、実事も不相分由付、猶細事手を付、追々申上越

候様可仕候得共、一先別紙相添、三道中三日半ツ、仕立

町飛脚差立、此段御内用を以申上越候条、

太守様

三郎様

貴聞可被成御達候、以上、

亥 七月十一日

(方平) 岩下佐次右衛門

島津大蔵殿

喜入撰津殿

小松帶刀殿

川上但馬殿

川上式部殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六十七号文

書ト同文ナリ

文書原寸 縦一四・二極 包紙原寸 縦二七・二極

横 一四三極 横 四一極

六一七ノ二

(包紙ウツ書) 南部弥八郎様 木村宗三

要用

大急

(黒紙)

七月十一日

九ツ半過出

今朝五半時頃、薩州より英軍艦不残当港江帰帆、早速尋問として運上所士官右船々江罷越、一先戦争之次第承り候処、

日本六月廿九日鹿兒島着、早速書翰差出候処、此義は政府江申立へき事故、一応評議之上、償金等も差出、尚又罪人の首級も相渡すべき旨薩州より申通し、一先評議一決する迄は、長崎港江罷越、右港にて返翰相待居候様申聞候処聞入れず、直様薩蒸気船三艘を取り、乗組人を陸

上げし、船積の品物を奪ひ取り、あまづさえ右三艘之船を焼べき命を下し、将ニ焼んとするの勢なるを以て、薩州台場より砲発致し候処、早速右船を焼き候ニ付、薩州より強く砲発致し、右火ニ而府中江火発し、台場も夫々損所有之、尤も台場拾ヶ所有之由、其内六ヶ所の台場より強く砲発致し、後四ヶ所の台場は損所も無之由、英船之方即死傷人共ニ合せて六拾人、アドミラルル船帆柱の中央を打たれ、船ぶち数ヶ所甲板之諸所ニ損す、甲板にて破裂弾発す、其付一時ニコンマンガント甲比丹即死アドミラルルも驚愕して指揮不達、

薩蒸気三艘を奪ひしは、英より差出たる書翰の通ニ、薩より所置有之様ニとておどかしの謀計之由なり、

アドミラルルの所置悪しきとて、兵卒共こぼす事盛んなり、薩の軍配至極宜しきとて、士官兵卒ニ至る迄夫々賞せざるはなし、

府中焼くること終夜、

薩州砲の備方、大砲を置又其間ニ小砲を置き、其配列甚

妙なる由賞しおれり、

戦争は唯二日之間なり、

アドミラル船当りたる丸未三ツ丸貫き居候、其外船將

部屋江丸当り、損すること甚し、

英アドミラルを誹しること甚し、

此度の戦争は、英より手出し候ニ付、薩ニ而も砲発致候

事故、名ニ於て正しとす、上陸は元より不致候、

軍虜式人有之由申振らし候、只今は慥ニは不相分候、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六八号文

書ト同文ナリ)

文書原寸 縦二七・五糎 包紙原寸 縦二七糎

横 四九糎

横三四糎

六六 新納嘉藤二ヨリ江戸屋敷家老座へ届書

幕府ヨリ家老召命ノ件

御用番(忠精)

水野和泉守様

御用人

井上采男

右は明朝五半時頃迄ニ御家老衆御一人致同伴罷出候様、

御用人中より之切紙今晚致到来候ニ付早速罷出、右は先

達而

公儀御船江乗組御国許江罷越、当時詰合之者罷在不申旨

申述候処、左候ハ、御家老代相勤候は誰ニ而候哉之旨承

候ニ付、北郷主水と申者詰合候得共、当時病氣ニ而逆茂

明朝罷出候儀相整不申旨相答候処、其差次は誰ニ而候哉

之旨是亦申聞候ニ付、岩下<sup>(分平)</sup>佐次右衛門と申者相詰罷在候

段相答候処、左候ハ、一往可相伺旨申聞引入、又々出

言、右佐次右衛門同道致し罷出候様、右御用人を以被仰

聞候間、奉畏候旨相応申述置候、依之明朝同伴私相勤可

申候間、佐次右衛門ニ茂罷出候様被仰渡度奉存候、此段

申上候、

右之通今晚私共差支、御留守居付役勤西村喜作相勤

申候間、此段申上候、以上、

亥七月十二日

新納嘉藤二

御家老座



追而申上候、可相成は西筑右衛門罷出候様、端書ニ御座候ニ付、先達御国許江罷下候旨申述置候、此段も申上候、以上、

文書原寸 縦一四種 横九四種

六九 岩下佐次右衛門ヨリ在藩ノ家老中へ

薩英戦争ニ付幕府ノ感謝其他

御用番

水野和泉守様

右より今朝御家老衆御呼出之儀、昨夜被仰渡候付、早速御留守居付役勤西村喜作罷出、右は先達而

公義御船江乗組御国許江罷越、当時詰合無之、御家老代

北郷主水儀は病氣之段申上候処、私江罷出候様被仰渡候

付、今朝新納嘉藤二同伴ニ而罷出候処、御老中井上河内(正直)

守様ニも御座間江御列座ニ而、今般御国許江英国軍艦渡

来、穩便ニ応接有之候処、英人より及乱妨等御時宜ニ成

立候処より、無抛及戦争候由尤之事ニ候、就而は御勝利

之由ニ而、和泉守様・河守様などとおもても別而御款之

段被仰聞、左候而、於

公辺も猶又御談判も可被成候間、早々急飛差立、右一条

巨細御届ニ相成候様、左候而、此以後迎も壯士之面々若

氣早之所行共無之様、

御下知可被遊旨申上候様、至極御懇ニ被仰聞候付、早速

申上越候様可仕旨御受申上、則爰許詰役等之内、今日急

ニ而被差立別段申上越候得共、一先右一条別紙御留守居

首尾書写相添、且御国許江渡来之英船横浜江不残皆着付、

運上所士官より戦争之次第承り候形行、別紙木村より南

部江為知越候書付相添、三道中三日半ッ、届仕立町飛脚

差立、此段以御内用申上越候条、

太守様

三郎様

御内聴可被成御達候、以上、

但横浜等之事情等為聞合、南部儀則同所江差出置候得

共、今日迄は何も相替候儀不申出候、此段も為御心

得申上越候、

亥  
七月十三日

岩下(方平)佐次右衛門

島津大蔵殿(久高)

喜入撰津殿(清藤)

小松帶刀殿(久通)

川上但馬殿(久美)

川上式部殿(久美)

文書原寸 縦一四・五種 横二六六・五種

三〇 新納嘉藤二ヨリ江戸屋敷家老座へ届書

薩英戦争ニ付幕府ノ歡喜其他

御用番(忠糖) 水野和泉守様

(方平)

文書原寸 縦一四・二種 横八〇・五種

御家老座

亥七月十三日

新納嘉藤二

如御勝利之由ニ而、於我ら共茂別而歎入仕合ニ候、就而  
は於此方茂猶又談判茂可致候間、早々急飛差立、右之一  
条巨細ニ御届可相成、左候而此以後迎茂壮士之面々若氣  
早之所行共無之様、御下知可被遊旨申上越候様、至極御  
懇ニ被仰聞候間、委細奉畏候、右ニ付而は未国元より何  
等不申越候、自ら御届等申上筈とは奉存候得共、猶又只  
今御沙汰之趣は、早速今日急飛を以申越候様可仕旨、左  
次右衛門より御受申上、罷下り候、

右之通同伴私相勸此段申上候、以上、

右は昨夜首尾申上候通、今朝岩下佐次右衛門致同道罷出、  
御取次を以御届申上候処、無程右御取次案内ニ而御座間  
江佐次右衛門一緒ニ罷出候処、和泉守様御出席、御老中  
井上河内守様ニ茂御列座ニ而被仰聞候は、今般御国元江  
(正通)  
英国軍艦渡来、穩便ニ応接有之候処、英人より及乱妨等  
候時宜ニ成立候処より無抛及戦争候由、尤之事ニ候、然

三三 京都誓願寺辻張札

奸商誅戮ノ件

禁裏御守衛仰渡

右二件一通

六二一ノ一

七月十五日朝誓願寺辻寺裏、寺町弁天社之前ニ張付  
有之候、

攘夷御決定ニ相成、既ニ於長州兵端を被開候処、傍觀ニ  
打過候体も在之候趣ニ付、深被惱(度) 震襟実以奉恐入候、  
幕府ニ在之狐狸之役人等之虚陥入候処、 叡慮貫徹仕候  
事不相成、依之連勅之諸廉并ニ

勅命を不用交易致し、万民難渋致候役人等罪は、百姓町  
人其内交易盛致し、国礼四民ニ為抱候程之国宝ヲ数多外  
夷ニ送り、分銀不相応之大金ヲ集、外夷打払被仰渡シテ  
相弁なから、交易之諸品を持運ひ、悪心増長言語言絶之  
不屈之至、首切り肉を喰ふても猶飽足らず、依之子孫ニ  
到迄攘夷之血祭りニ加天誅、夷艦打払之先陣ニ、彼等之  
家藏諸道具焼払、金銀ハ軍用金致し、早々兵端之地ニ向  
ひなハ、天津御神・国津ニも世々嬉シ思召候半、恐多く  
も長々奉惱 震襟、下万民難渋為致候付、其万分可謝之  
もの也、

七月十五日

第一

悪心之徒打寄、世上之人氣ヲ立、無益之米相場相払候事、

第二

米屋・油屋・糸紙・銅・太物其外品々、紺屋・形屋迄、  
交易掛り候者洛中ニ三十一軒、洛外ニ八軒余、ゆるす所  
ニあらず、

右此書付三日之内張置、もし取払候ハ、其人共ニ  
同罪行ふもの也、

六二ノ二

西

平唐御門内

一番 昼久留米 十人 夜盛岡 廿人  
芸州 十人

式番 昼芸州 二十人 夜小田原 十人  
佐倉 十人

三番 昼水府 十人 夜因州 二十人  
因州 十人

一辰刻より申刻、昼夜交代之事、

一 当分衣体、羽織・袴之事、

一 鑓隨從之事、

但休所ニ差置候事、

一 廿人之内三分一ツ、不寝之番可相勤之事、

一 毎夜三度ツ、見廻之事、

持場之儀は追而御達之事、

一 交代之節、於御門番所ニ御守衛何藩十人と申答、通行之事、

一 交代之節、十人ニ從僕三人宛、番所ニ残置之事、其余

供歸候之事、

一 弁当・夜具持持運之節は持場へ鑑札御渡ニ相成候間、

於御門番所可被改候事、

但十万石ニ付三枚ツ、御渡候事、

一 非常出火之節、承明門兩脇江御書付之通、東勤へ之分

無遅滞参集之事、

但出張之節直ニ建春門より参集致、御指揮可相待候

事、

一 東 加茂川 西 堀川

南 二条 北 鞍馬口

右之外出張不及候事、

但雖為遠火勢により出張可有之事、

一 非常之節一統火事装束之事、

一 非常之節は、鑓・長刀、九門内馬上被 免候事、

但建春門外北之方築地際ニ而高張・乗馬扣居、鑓持一人宛隨從之事、鑓・長刀之從僕、鑓持参ニ御門

内兩人隨從之事、

亥七月被仰渡候事、

文書原寸 縦一六・五種 横二二四種

〇三三 久光公へノ宸翰

上京猶予ノ御沙汰

三三 久光公ヨリ近衛忠濃忠房兩卿へノ答書

草案

出京延引ノ請願

〔繪裏朱書〕  
「突亥」

去ル十一日御連署之尊翰、廿日晚相達難有謹而拜見仕候、  
如尊命残暑之砌御座候得共、御揃御機嫌能被遊御座、恐  
悦御儀奉存候、扱今般小臣御用之儀被為在、伝奏飛鳥井(雅忠)  
家より表向上京仕候様奉蒙 仰冥加至極、別而恐入難有  
仕合奉存候、

尊公様方よりも御連署を以巨細被 仰下趣委細奉承知候  
細事家来之者江被 仰合候段、是又奉承知候、実ニ好機  
会不可失時節と奉存候ニ付、速ニ発途可仕候得共、先般  
家来高崎を以申上候通、去秋神奈川一条ニ付、英夷城下  
前江来舶大混乱之義到来仕候ニ下而は国事弥多端ニ罷成  
且迅速之蒸気船も無之事ニ御座候得は、誠以奉恐入候得  
共、此際発足難相成、別而当惑至極遺憾無限仕合ニ御座  
候、就而家来奈原幸五郎江委細申合候趣も御座候間、不  
悪御聞取被成下候様、伏而奉希上候、右趣意通相運ひ候  
得は、小臣ニは譬故障御座候而も、一門家老之中人数差  
添、不日ニ上京為仕候合ニ御座候間、乍恐万端宜御執成

被仰上被下度、偏ニ奉敷願候、先は右御請旁奉申上度、  
奉拝答如

七月廿三日

再白、去ル九日之尊翰も相達、御猷白御写迄も拜見被  
仰付、別而難有奉存候、御趣意逐一奉承知、愚昧之  
小臣厚御依頼之御旨只々恐入奉拝誦候、且又先般よ  
り度々尊翰等被成下重疊難有奉存候、一々御請書も  
不奉差上、不敬之罪恐入奉存候、本文申上候通之始  
末ニ而、当時至極繁務ニ有之、小臣微力難及程之次  
第、心痛罷在申候、呉々も此度は是非上京尽力仕度  
奉存候得共、前文之次第幾重ニも遺憾之仕合ニ御座  
候、乍恐御賢察被成下度奉願上候、以上、

文書原寸 縦一六・三糎 横八五・五糎

三 京都商人梟首ノ貼紙

三条通東洞院西江入

丁子屋吟三郎

室町通姉小路下ル

布屋彦太郎

右同人父  
市二郎

仏光寺通高倉西へ入  
八幡屋卯兵衛

葭屋町一条上ル

大和屋庄兵衛

此者儀近年幕府ニおいて私交易相許已来、一己之利潤を貪りとらんため、銅錢・蠟・絹糸・油・塩等を始、其外有用之諸品買しめ、横浜・長崎江積下し、異賊江相渡し候付、物価騰貴し、万民困苦ニたへす、甚敷ニ至而は、流離飢渴ニおよぶ物不少、実ニ不便之至、於人心不忍之事候、畢竟幕府悪政之致候処とは乍申、我が

大御国之民ニ生れなから

御国恩万分一も奉報心無之而已ならず、恐多も上之御趣意を相背き、禽獸ニ劣り、幕吏異賊を率ひ我国残害を致し候段、言語同断不屈至極ニ付、天下之億兆ニ代

り加誅戮令梟首者也、

七月廿三日

右之外大坂・長崎・今治・岐阜・飯田・長浜・西国・東国奸賊共一々取調、三賊夷族之向後交易致候者之根を絶し申者也、

右之者共より金銀借用いたし居候共、一切不及返済、自然町奉行共より取立ケ間敷義申付候ハ、面々之姓名相認、三条・四条之橋上ニ張紙を以願出可申者也、

文書原寸 縦一四・二種 横八三種

三三 村上銀右衛門ヨリ長藩ノ外国船砲撃一件

報告

〔端裏朱書〕  
「甲子長州夷人乱妨一件」

追啓申上候、昨廿三日四ツ時分、長州本山沖ニ異舟壹艘繫舟仕、夫ニ付而長府・下ノ関・当所田之浦・門司浦又は小倉城下台場々々より相図を打、小倉様ニも三番手迄張出しニ相成申候、然処右之船は公義御船ニ而、余ニ相

凶烈敷候故見合、今朝下ノ関通船仕候、甚以騒敷誠以迷

惑之時節ニ御座候、公義之御船にても速ニは通不申、長

州之我満世人の知処ニ御座候、万事御推察可被下奉存候、

相替義無御座候、

御勅使正親町殿も廿一日下ノ関出立、山口之様御出後ニ

相成、迎も九州路ニは御越は有御座間敷哉ニ噂仕候、自

然相替義も可申、追而御注進可申上候、以上、

七月廿四日 村上銀右衛門

中村善兵衛様

中村吉左衛門様

田原与兵衛様

文書原寸 縦一八糎 横一一〇・五糎

〇三六 村上銀右衛門書翰

下之関ニテ幕船砲撃ノ件

宛名不明

三三 京都商人歎願書擬造?

歎願

願主下人中

布屋市二郎

井 彦太郎

是迄於横浜表、呉服・糸等交易仕候段、深奉恐入候、全

之儀ハ心得違仕居候而 其地御運上所御令辞被為在御座候事而已存知、天恩御国

恩之儀も不相弁候段、誠ニ慙愧至極無申分候、此度天誅

之御張紙ニテ深恐入後悔及血涙改心仕候、右ニ付而は、

是迄交易心組持溜居候呉服・糸類等其余之諸品、家財金

銀ニ到迄、不残没入被為仰付候ハ、万々分々罪滅ニ相

当り可申哉と、深難有仕合奉存候、右次第ニ被仰付候上

ハ、両人之主人御助命被下候様、御憐愍ヲ以御聞濟被為

在被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、誠恐謹言、

七月廿六日

文書原寸 縦一四糎 横八五糎

三六 高台寺焼払ノ貼紙

高台寺奸僧共、朝敵松平春嶽寄宿差許候段不届至極ニ付  
放神火焼捨畢、向後右様之者於有之は可処同罪者也、

七月廿六日

文書原寸 縦一四種 横二一・五種

三六 英本国会議ニ於ケル「ユッチレン」氏ノ

日本トノ非開戰論

千八百六十三年第七月廿七日我六月十三日

日本部

我カ大英、日本ノ事情ニ就テ和戰孰レカ是ナルコトヲ  
會議ス、其說紛紜タリ、「ユッチレン」氏其座ニ在テ曰、  
他事ハ予姑ラク是ヲ舍ク、英ノ日本ト難ヲ構スル必シ  
モ不可巳ノ大變故アルニアラズ、細故ヲ執シテ和親ヲ  
絶チ、鬩端ヲ啓クコト是トスル所ニアラズ、況ヤ彼レ  
戰爭ヲ求ムルニ意ナシ、吾今是ヲ挑ム、是其ノ禍福利害  
甚タ親カタキニアラス、我カ國人日本ニ行キ其節度ヲ

奉セスシテ漫リニ炮砲ヲ動スコト、波濤万里勢態悉シ  
カタシ、先ツ其情態如何ヲ詮議スヘシ、是今日急務ノ  
一ナリ、

惣シテ我国日本トノ條約、支那ヲ開端トシ纔ニ千八百  
五十四年ニ始ル、是ヨリ前ハ吾国未タ日本ノ如斯上国  
ナルヲ識ラス、渠レ國体ノ齊整、人俗ノ偉美ナル、吾謂  
フニ自余ノ自ラ礼節文華ヲ具フルト称スル国土ト云ヘ  
トモ、其實ハ日本ニ恥ヘキコト少ナカラス、千八百五十  
三年ニ当リテ、亜墨利加合衆國始テ日本ト通信シ、翌  
年盟約ヲ許ス、是ニ於テ我カ上將「ロルトエルギン」  
始メテ日本ニ行テ仮條約ヲ訂ス、ソノ諸國ニ於ル和親  
之步驟ヲ見ルニ、渠レ決シテ輕拳妄動スル者ニ非ス、然  
ラハ則當今ノ事勢、我ヨリ主トシテ其兵端ヲ発クニハ  
アラサルカ、且其事タル、始終弥々我ニハ失錯ナキヤ  
否ヤ、其初何等ヲ彼レニ求メテ事勢竟ニ此ニ及ヒシヤ、  
先ツ此三者ヲ紕明問訊シテ而後戰鬪ノ議ヲ為スヘシ、  
且戰ニ至テハ如何シテ戰ヒ、如何シテ勝ツ、審ニ察シ



テ而後発セサルヘカラス、不然時ハ許多ノ費用ヲ疲ラシ、国ヲ蠹シ民ヲ損ス、其禍少ナカラス、且渠カ盟約中云ヘルコトアリ、曰ク、江戸ニ近キ幾里内軍艦ノ碇泊ヲ許サスト、然ルニ「ロルトエルギン」既ニ軍艦ヲ其限内ニ入ルヲ見ル、是我国人等カ処置不当ナルモノアルヲ知ルニ足レリ、加之我艦ヲ入レ彼レ之ヲ拒ム時ニ「エルキン」答曰ク、余直ニ大君ニ謁シテ議スヘシト、豈簡慢輕侮ニアラスヤ、我レ日本ノ国体ヲ察認スルニ彼レニ神ナル帝王アリ、方隅国郡ヲ管領スル諸侯アリ、更ニ帝王ニ亞テ諸侯ヲ管轄スルノ大君アリ、其ノ建国鄭重敦実ナル、仮令吾輩簡傲ヲ以テ之ニ加ント欲ストモ、何ソ彼ノ帝王・大君ヲ凌躐スルコトヲ得ンヤ、然レトモ「ロルトエルキン」遂ニ大君ニ謁シ、望ヲ達シテ帰ルコトヲ獲タリ、当時大臣ノ議ニ以テ謂ラク、本邦二百五十年來民昇平ヲ樂ミ、食足り財富ミ、他ノ貿易ヲ須ツ所ナシ、且支那一タビ貿易ヲ許シ争乱統ヒテ到ルヲ觀ルニ、許サザルノ愈レルニ如スト、其前見遠慮アル

コト如此、然ルニ聘ヲ厚シ礼ヲ卑フシテ、我遂ニ望ヲ達スルコトヲ得タリ、今僅々タル細故ニヨリテ小忿ヲ忍ビズシテ兵ヲ動シ刃ニ露ラントス、是ヲ公正ノ理ト云フコトヲ得ンヤ、嘗テ日本ヲ礼ナキノ國ト聞シニ、書吏「オリフヘント」等日本ノ礼法ニ敦ク財貨富饒ナルコトヲ称ス、サキニ千八百五十八年ニ当リテ「ロツゾルフルトアルユツク」条約ノ為メ日本ニ行シ時、彼此礼節歡待ノ状ヲ聞テ、其ノ輕卒暴戻ナラサルコトヲ知ルヘシ、「アルユツク」又数々日本人ノ善良懇信ナルコトヲ言ヘリ、「アルユツク」曾テ彼ノ名山ニ登リシ時、其路程ノ村落ヲ觀テ、彼ノ国人ノ善良ナルヲ明証セシコトアリ、「アルユツク」ヨリ「ロルトマルメスホリ」ニ送リシ書中ニモ、日本善治ノ体ヲ叙ス、此數説ヲ參觀スレハ、彼国礼節アリ、財貨アリ、輕侮シ易カラス、今日ニ至リ俄ニ「アルユツク」戦争ノ警ヲ報告ス、余謂フニ凡ソ外国ニ出テ事ヲ処スル者、宜シク其度量ヲ寛大ニシ、謹テ輕躁ヲ戒ムヘシ「アルユツク」今日ノ

所報、余カ深ク是トセサル所ナリ、「アルユツク」ガ初  
メ横浜ニ到トキ、日本人急ニ館舎ヲ營ヌ、専ラ外国人ヲ  
横浜ニ集メ、神奈川ノ駅ヲ距ルコト近ラサラム、「コ  
ンシユル」國人其意ヲ悟リテ、館ヲ神奈川ニ築シコト  
ヲ請フ、日本ノ執政「アルユツク」ニ諭シテ、神奈川ハ  
侯伯朝覲ノ駅路ナリ、侯伯ヲシテ開港ノ議ニ協和セシ  
メバ可ナリ、今不然シテ賣場ヲ神奈川ニ設ルコト、各國  
ノ為ニ使ナラスト云シカ、後果シテ「レノクスリチャ  
ルトソン」其他數人、諸侯ノ通行ニ出会ヒ誅斬セラレ  
、者少カラス、今吾國人其事ニ就テ償ヲ責難ヲ抗ス、皆  
ソノ宜シキ所ニアラス、既ニシテ千八百五十九年横浜  
ノ繁昌言語ニ絶タリト云、彼ノ推場ヲ横浜ニ築キ、侯伯  
ノ通路ト相隔シムル事、全ク政府ノ厚意ニ出ルコト此  
ノ如シ、且日本政府ノ論言ヲ聞クニ、我國人未タ外国人  
償レス、故ニ是ノ多少ノ鬪斬アリ、吾將ニ往々之ヲ禦カ  
ントスト、凡事皆ソノ厚意然ラシムル所ニ非ルコトナ  
シ、今「アルユツク」俄ニソノ通信ヲ壞ランコトヲ報

告ス、雖然此度ノ事、先キニ「アルユツク」等ガ謂フ如  
ク、我國ニモ亦非アリ、何ントナレハ始メ吾レヨリ強テ  
貿易ヲ求メ、条約ヲ請ヒ、後チ一二ノ細故ニヨリテ忽  
チ兵ヲ驅テ之ニ迫ラントス、已ニ理ノ至当ナルモノニ  
非ラス、況ンヤ吾商民其法ヲ守ラザルモノ亦或不少ヘ  
シ、此ニ由テ之ヲ觀レハ、偷盟ハ独日本ノスル所ニア  
ラサルヘシ、然ルニ事ノ是非ヲ問ス、俄ニ之ニ兵ヲ加  
ヘントスルハ、何ソ賦稅ヲ緩ヘテ後チ其レニ利息ヲ加  
ヘ、不納ヲ責ルニ異ラン、且日本ニテノ合戦、間々陸  
軍ヲ須ユ、徒ニ水軍ノミヲ頼ムヘカラス、サレハ我國官  
吏ノ日本ト難ヲ構スルモノ、我陸軍ヲ印度ニ備フルヲ  
知り、応援太便ナルコトヲ喜フヨリ起ル所ナルヘシ、我  
商民等日本ニ行キテ倍徒什佰ノ益アル換金ヲナセリ、  
「アルユツク」ガ「イール、ロツゾル」ニ送リシ書ニ  
日本金銀ヲ外国ニ輸出スルコトヲ禁ス、近頃江戸城ニ  
火アリシモ、外国人ニ換金ヲ許スヲ惡ム徒ノ所為ナリ  
トゾ、「アルユツク」ハ英商民ノ所為尽ク是ナリト思

ハズ、仍テ日本政府ニ告セシコトアリ此一節原文ノ意領會シテ其本色ヲ存スルノミ、商民ノ情態如此、況ヤ日本公侯タダ殷富ナルノミナラス、多ク從衛士馬ヲ率ユ、我レ若穩ニ通信ヲナサハ、彼亦穩ニ貿易ヲ營シテ必シモ我ヲ拒サラシ、然ルヲ今浪リニ干戈ヲ動カシ、生靈ヲ損害シテ、之ニ加フルニ兵ヲ以セハ、彼レ何ソ其契書ヲ裂キ吾船艦ヲ退ソケザルコトヲ得ンヤ、今日ノ戰吾ハ信セス、「リツデル氏」ノ議ニ曰ク、今ヨリ二三月ヲ待ス人々必ラス我カ政府ニ詣テ日本ニ対スル処置ヲ請ヘシ、余「オリフヘント」ノ説ニツリテ之ヲ考レハ、初メ日本吾ヨリ先キ魯西亞・亞米利加ニ通信ヲ許セシ故、吾ガ之ヲ怒ランコトヲ懼レテ、吾ヲ有ムルタメ此盟ヲ立ツ、サレバコノ盟カレノ權宜ニ出テ、日本皇帝ノ心盟血誓ニアラズ、ソノ所開ノ港偏ニ江戸所隸ノ諸地ニ限ルヲ親テ知ルヘシ、況ヤ日本人ヲ見ルコト寇讎ノ如シ、蓋シ彼レ魯西亞・亞米利加ノ其國ヲ輕蔑スルニ懲ル故ナリ、然シテ有土諸侯ハ関ラス、是日本條約ノ真條約ニ

非ル所以ナリ、今我戰爭ヲナス、誰ヲ敵トシテ戰ハントスルヤ、日本皇帝ト戰フヤ、抑大君ト戰フヤ、又諸侯ト戰フヤ、余先コレヲ問サルコトヲ得ス、夫レ戰ヲコノ地球上ニナス、モト至重ノ事体、生靈ヲ悩マシ費用ヲ疲ラス、豈輕拳妄動スヘケンヤ、「レイアルト」嘗テ「ホント」局中ノ建議蓋シ戰ヲ進ムル策ナルヘシヲ聽テ、コレヲ是トセス、頗ル和議ヲ旨トス、其故何ントナレハ、初メ魯西亞・亞米利加二國、日本條約ニ入シトキ、「レイアルト」英國ノタメニ建議シテ謂ラク、通信貿易ハ國ノ急務、今日本ト盟ヲ訂シテ魯・米ニ鞭ヲ著セラレバ遺憾ナリト、然ルニ今各國トヒトシク貿易シ、ヒトシク和親ス、豈本懷ニアラスヤ、其條約「ロルトマルメスボリー」ノ命ニ由テ、「ロルトエルシン」之ヲ成ス、若日本條約ノ信スヘカラサルヲ知ラバ、「ホント」局中宜シクコレヲ事ノ始メニ争止ムヘシ、然ルニ當時其事ナリ、今ニ至リ俄ニコレヲ批評シ、輕シク戰ヲ議スルハ何ソヤ、日本ノ情勢陽ニ和親ヲナシ、陰ニ吾ヲ計

ラントスル、姦謀詐術アルニ非、タマ／＼外国通信ヲ拒ム徒アリテ、事コ、ニ及ヘリ、何ヲ以テカ彼レト絶テ禍難ヲ構スヘケンヤ、宜ク吾レ日本ヲ窘辱スルノ意ナキコトヲ表シテ相和スヘシト、是ヨリ英ノ国論一定シ商民無辜ニシテ禍ヲ蒙ル者ノ償ヲ請シメ、政府ヨリモ日本政府ニ謂テ、凡商民ノ請フ所ハ許シ、鬪暴ニ及バザランコトヲ計ルニ帰セリ、

冊子原寸 縦二九種 横二二種 七枚

### 卷三 今井彦四郎認書

將軍帰東後ノ朝幕ノ形勢

一將軍家御東帰ニ相成候儀ハ、前尾州老公之御思召より生し、其御深意も攘夷鎖港之儀、小笠原閣老(長行)に京地より委任之命を以て重き職儀をあたへられ、横浜鎖港之儀被命候処、水野(忠徳)・浅野伊賀守殿(氏哲)より誤まられ、終ひニハ若年寄酒井飛騨守様(忠馳)と御同腹僅御見も違ひ、歩兵、騎兵兩隊を引連れられ、京地を動揺せしめ、乍恐

天子・將軍家も御心配被遊候儀有之、然ハ京地にてハ一橋

公ハ朝廷ニ対し重き被仰立候筋も有之、且後見職ニも

被為在候得ハ、必定横浜鎖港を始め、拒絶も可整と前

尾州老公(徳川慶勝)・会津侯(松平春保)・板倉閣老(勝悠)杯見詰られ候処、江戸御

着より一橋公ニハ松平豊前(信義)・井上河内兩閣老、若年寄

ニ而酒井飛騨守様始其余御旗下之役人誰何人も鎖港拒

絶を御受合申上候者無之、詰りとても出来難くと一統

より申上、書取迄一橋公ニ差出候、ケ様之都合ニ而日

月も優柔不断ニすこされ候得ハ、京地より見流し候得

ハ、

朝廷ニ対し不相濟と前尾州老公被思、今度ハ

將軍家を関東江下し奉り、是非共京地之御趣意相立候

様被断候迄ニ有之候前条申上候内、其節之委曲之筋ハ已に御書取追々申上候様奉存候間、別段不申上候

此事をかきつけ候哉、当春御上洛御供之面々もとより

帰心如矢相成居候得ハ、たとへハ大水のおし流るゝか

如く、たれもかも皆東帰之支度のみいとなし申、然る

処、会津侯ハ

將軍家御滯京ニ不相成候而ハ、方今天下之勢六ツケ敷  
と被見詰、色々御周旋にて御引留ニ相成候得共、御先  
前尾州老公より御東帰ニ相成候方宜敷との御見故、是  
非なく従われ候由、前尾州老公之 朝廷江奏聞ニも、

関東之姦吏ハ小田原駅ニ將軍家御出ニ相成、姦吏掃除  
之上ハ、又々御上京ニも相成可申と被仰立候奏聞ハ京師  
探察方より  
差出し御覽可被遊  
奉存 不差上候 此議決候とも相見 又々御評議變し、

將軍家ハ御船にて大坂より六月十四日御帰城ニ相成候  
將軍家御東帰之事ハ

主上にも御おしミ被遊候様子と申事ニ御座候、尤長州一  
条相始り、五月十日より同月廿三日・廿六日・六月朔  
日・五日皆巳に以書取申上候  
新聞状も有之 五度之舟鬪にて、板倉閣老  
ハさすか方今第一之御当家之御為を思ひ候人ニ有之候  
得ハ、是非共

將軍家ハ御東帰ニ相成候而ハ、不相濟との見にて、前  
条会津侯同様御東帰を止め候得共、何分前条御供之面  
々帰心如矢、大水の流るゝ如くとゝめ様も無之、詮方

も無之御供にて被下候、其節板倉閣老家来山田安節兼  
而之人物故、京地にて長州表之儀承知いたし、甚心痛  
ニ而長州表江之加勢并送物迄取調、条理分明 幕府よ  
り御加勢差下しニ相成候手数一々相立、

將軍家を御引留め、長州江加勢を出し、たとへ是迄長  
州家ニハ 幕府江終始うらをいたし、公武之離間彼是  
長州家より相働候得共、此節ハ右様之私をさしはさミ  
候義ニ無之、外夷之憂ハ 皇国一般ニ而、同心同力ニ  
非らされハ防禦致かたくとの存寄にて、かく取計ひ候、  
然るに

將軍家御東帰ニ相成り、是れも一朝水の泡と相成申六月  
十二日ニ京都表より 將軍家江御引返しニ相成候様被 仰達候処御役  
人取計を以て最早御乗船ニ相成出帆致候処とこたへられ御座候 是説  
実否難分候ハ、 山田安節ハ暫時京地滯留仕、方今板倉閣  
老之言も用ひられざるを見、国元ニ罷帰申候、

將軍家ハ六月廿四日御帰城ニ相成、即日浜御殿ニ於て  
一橋公御逢有之、御同舟にて御城ニ被為入候此日一橋公  
御辭職御願  
之儀被差止、不相替御後見職御勤可被成御書付、御手  
つから一橋公ニ御渡しニ相成り候、書付ハ巳ニ申上候、 且又此日

御小姓六人・御小納戸十三人御役御免、勤仕並寄合被  
仰付候此御小性、御小納戸ハ皆京地御供之節、島原、遊蕩をなし、右故かく御役御免ニ相成申候、然るに其

節頃、幕府之模様ハ小笠原閣老を馬鹿になし、京地ニ

てとても鎖港之出来かたきを申述、堂上方迄おしつけ

候積にて、その謀士ハ水野癡雲殿、小笠原閣老之御供

ニ被參候、又癡雲殿之見込ニハ、一橋公さえだまし誤

まり候得ハ、我説之行われざる事無之との見込ニ候哉、

京地江被參候節、平岡円四郎と申人を一橋公御側用人

ニ内々薦挙致置候或人の説ニ円四郎癡雲殿ニ申語り候ニハ、自  
分さへ一橋公の御側ニ在候得ハ御案被成間敷

と申述候由、是、円四郎殿ハ元才子ニ候得共、本根条理

説実否未可知、も狂ひ、癡雲殿同党之人にて、且一橋公ニハ兼々御懇

意も被仰付候人候得ハ、日夜一橋公之御側ニ在て、鎖

港拒絶之難出来を申述ベ、武田耕雲斎等之人一橋公ニ

御逢ひ願候得ハ、皆中途より加取計とも相見、いつも

御不快、無御扱御用事等御申立にて、御逢も無御座位

ニ相成申候其節頃武田耕雲斎は一橋公ニいられざるより一橋公  
を疑ひ、とても輔佐すへき御人にてハ無之と申語り候

を、毎々人々より承り申、又追々承り候得ハ皆平岡円四郎の取、  
計ひにて、一橋公ハ間々ハ御存も無之事も有之哉之由承り申候

右様にて日夜円四郎殿我説を一橋公ニ御申上、公も明

鏡の曇り候ニヤ、京地より御着にて、御旗下御役人等迄

一橋公をおそれ、松平豊前(信徳)・井上河内(正徳)兩閣老始いミき

らひ候、噂ニ違ひ追々御登用之御役人方ハ皆因循家に

て、断然鎖港を致され

叡慮を奉安候御方ハ無御座候、六月十八日ニハ姫路侯・

酒井雅楽頭様加判之列上座被仰付候、且又因循邪党ハ

同家党類を携、幕議を一つはい己れか手に致し候ニハ

確然不可動之正人ハ甚た邪魔ニ相成り申候故、六月

廿二日ニ外国奉行沢勘七郎殿御役御免、勤仕并寄合被

仰付候、御目付川村順一郎殿(一匡)ハ講武所頭取ニ被仰付候、

御目付堀宮内(利直)ハ新番頭被仰付候、沢ハ至て正直の人に

て小笠原閣老未々正義ニ有之候節、共に鎖港を謀り御

相談ニ加わり候人ニ御座候、已に五月五日ニハ小笠

原閣老鎖港之談判被致候見にて、沢ハ御一所ニ罷出、第

一ニ働らき候積ニ有之、其人となりハ遠略ハ乏敷有之

候得共、直道を以今日所置いたし候ハ此人ニ御座候、

川村ハ至て順良之人にて、氣力ハ無之候得共正道なる人にて、鎖港をとなへ、且元来多病之人ニ有之候而臥病中も始終 幕府之御為筋ニ志し、平生松平・井上兩閣之所為を心配致候人ニ有之、堀ハ彼有名之織部正之嫡子ニ而、御上洛中板倉閣老ひとく愛重せられ、召使(利志) 嫡子ニ而、御上洛中板倉閣老ひとく愛重せられ、召使(堀利憲) われ候由、人物も未タ年少ニハ候得共、織部正之嫡子故正敷人にて、中々当今因循党之申事を聴入れ候人ニハ無之と申事ニ候、此三人をかりのそき申候、尤此頃(正雅) 沢勘七郎殿(勝静) 役職前ニ、大目付竹本甲斐守殿、御目付杉浦正一郎殿三人して、一橋公の御館ニ罷出懇ニ御諫さめ申上候ハ、方今公辺之御始末ニ而ハ天下之諸侯伯も信服不仕、且京師ニ対せられ候ても不相濟、是非横浜より手ニかけ追々鎖港可致との事を申上候得ハ、一橋公殊之外御腹立候て、御用ひ更ニ無御座候、三人之内沢勘七郎殿特ニ議論も強く申上候而、一橋公之御耳にさわり候由、前条沢勘七郎殿之貶懸ハ此時一橋公ニ余りに強く申上候故、此一儀もよほと退役一条之目角ニ上

られ候、其節同時之頃杉浦正一郎殿(御役儀ハ、竹本甲斐守殿御役儀前ニ申上候)、外ニ一人都合三人して將軍家之御前ニ罷出、一橋公ニ申上候通、懇々と鎖港を不被遊してハ、主上に対せられ不相濟と申上候得ハ、將軍家ハ尤々々と御意有之候由、三人共申上候得共其事も終ひに行われすと相見申候、乍恐將軍家ハ御英邁ニ被為在候ハ無疑候、京地ニ被為在御東歸ニ決候時、二条御城ニ而板倉閣老始め事を議せられ候時、將軍家其座ニ御出被遊、板倉閣老ニ向われ、此方年若き故攘夷ハ出来ぬと思ひ候哉、一時も早く江戸ニ帰城いたし、攘夷を取計ひ候様、其方共致候様御意有之、其節板倉閣老ニハ御東歸ニ相成候而ハ不宜と満腹申上度候処、座上を見廻し候得ハ、其儀を申立候得ハ迷惑之人有之、胸をさすりく板倉閣老ハ奉畏候と御答ひ申上られ候由、又紀撰辺御巡見之節、海上にてハッテ

ーラに御乗組被遊、御小姓・御小納戸僅ニ七八人、船之取廻しハ勝麟(海舟)太郎殿ニ有之候、其時風浪俄わかになり、ハツテーラもよほと動遙いたし、実にあふなき位ニ御座候、麟太郎殿ニ

將軍家被仰候ニハ麟太郎大へん六ツケ敷なつたそふたと被仰候得ハ、麟太郎殿、成程よほと風浪も強く御座候、上ニハ如何被思召候哉と申上候得ハ、

將軍家御答にハ、此方若年なから世路をふミ候得ハ、陸地之險しきか風浪之險しきより却而ひとく有之候と

被仰候由、其節さすかの麟太郎殿もひそかに落涙いた

され候由申候、扱六月廿五日ニ外国奉行村垣淡路守殿(範正)

御作事奉行ニ転役被致候、此淡路守殿も鎖港家ニ而、

因循党よりいまれ居、終ひに閑散之地ニ投せられ候、乍

去其人物ハさほと之人とハ無之候由、少しにても鎖港

をとなへ候物ハ、皆々退けられ候、其日洋書調処頭取

田村肥後守殿外国奉行ニ転役被致候、寄合長井五右衛門(直藤)

殿(忠貞)神奈川奉行ニ転役被致候、此兩人ハ小栗豊後守殿

邪党之同類ニ而、中ニも長井五右衛門殿ハ大姦物杯之悪る口をうけられ候人物御座候、又同月廿七日松平左兵衛督様老万俵被下置候、其書付左之通左兵衛督様ハ御家之御親類様と

も奉  
存候、  
年来厚存込候次第も有之候付

思召を以年々老万俵被下之

此左兵衛督様ハ有力家ニ而、尤開國之説を唱へられ候、

先年中ハ評判も宜敷、水府家ニ而未タ先烈公御在世之

頃、彦根侯執柄之折、先烈公ニ御隠居被命候節、水府

家ニ而議論紛然、幕朝之御役人參候得ハ刺殺し可申

程之含ミに有之、右故誰あつて參る人無之、其節左兵

衛督様人撰にて御使者ニ參られ、烈公之御隠居を命し、

それよりして水府家の士に条理分明に申渡され候得ハ

水府家の士も服申程の人物ニ御座候、此節ハ追々評判

悪敷、酒井飛騨守様を若年寄ニ閣老方ニすゝめ候も此

人ニ御座候、平生ハ所謂人形つかひにて、閣老之尻を

おし此節之幕朝之御評議ニもよほと手伝ひ致され、其



等を以て方儀被下置候、七月朔日御勘定奉行津田<sup>(正略)</sup>近江

守殿大目付ニ転せられ候、此人も開国家之大將にて御

座候、七月五日若年寄有馬<sup>(道純)</sup>遠江守様御加判之列御老中

職ニ転せられ候、同日神奈川奉行浅野伊賀守殿大目付

転せられ神奈川奉行兼帯被命候、同十日寄合小栗豊後

守殿陸軍奉行ニ転せられ候、扱

將軍家御帰城ニ相成より、前条酒井・有馬両閣老始、

要路之御役人を御撰拵被成候御人物ハ、皆開国家之大

將にて、方今鎖港拒絶をとなへ京地・関東之形勢を深

察し、恐多も

主上之震襟<sup>(廣)</sup>を安んし、將軍家之御為ニ相成人々とハ不

相見候、中ニも新閣老有馬<sup>(道純)</sup>遠江守様・若年寄松前伊豆<sup>(崇広)</sup>

守様杯ハ開説御主張にて、松前侯杯ハ平生之座臥ニ茂

夷人之用ひ椅子杯ニよりかゝり被居、家来連ハ幾人にて

ても椅子を設けられ、其儀にて対応饗応も有之候、遠

州侯も頗ル多力家ニ御座候而、已に小笠原閣老御上京

之節も、遠州侯其時ハ未タ若年寄ニ有之候節、御自分

ニハ是非御同行被成度思召候処、家来之内重役之某、

ひしと御諫さめ申上、終ひに其事ハやミ申候、又酒井

閣老ハ因循家ニ而、中々鎖港を主張し、

幕政を引起し候人々ハ無之、矢張当時之開国家ニまる

められ候て、氣力も無之人ニ御座候、皆ケ様之人々を

同類共引起し、終ひに開説を以幕政を誤まり候も氣

つかず、歎ケ間敷事奉存候、且甚敷ハ小栗豊後守殿・

長井五右衛門殿杯と申人ハ皆世人の罵り申候人々迄も

登用し、此節位

幕庭に開説邪党之そろひ候事ハ無御座候、扱又板倉閣

老ハ御帰城御供一日も無之、両三日過ぎ候得ハ御引籠

ニ而、一日も御登城無之候、追々一橋公之明鏡も曇り、

毎々閣老之所置ハ御自分見込とハ雲泥之相違にて、か

ゝる姿にてハ

御当家之御安危ニもかゝり、御自身御職義御務なから

一日安然として居る義ニ無之とて、六月廿四五日頃に

や、御自身書取を以御建白被遊、其御書取之趣意ハ、此

迄通之御所置ニ而ハ 天朝ニ対し且諸侯ニも信服ク不仕候間、一日も御改政不被為遊してハ不相濟と十分ニ

被仰立、もし御聞入無御座候得ハ、御職義御免被下度

との事ニ候 御書取ハ手を尽し候得、共未タ手ニ入不申、さすか方今第一之忠篤

之板倉閣老ニ候得ハ、此節之御政務ハ御帰城後ハ少し

も手出し不申、幕府御役人も板倉閣老をおし候故

数々御出勤をすゝめ候得共、断然御動きハ無御座候、

一切に客を辞謝し、御同職閣老御出ニ相成候而も御逢

ひ無之候、已に六月下旬平岡円四郎殿一橋公之命を以

御相談旁 一橋公之命と申ハ、段々因循党ハ一橋公をあまり、円四郎殿杯もケ様御例より申上たる明鏡も曇り、天朝ニ

奏聞被致、何分鎖港拒絶ハ出来兼 板倉閣老ニ参り、御目通相願

候と仰立られ候よしニ有之候 御相談を円四郎殿願ひハ全く円四郎殿之計策にて、実ハ板倉候処、

二逢ひ是非共出勤いたさせ己が説ニしたかわしめん計なり 御断ニ相成候、再三推而被願候得共、板倉閣老終ひニ

御逢無之候而、円四郎殿茂失望いたし被帰候、然れ共

極々内々にて

幕庭之御役人何れいか様なる人物、某ハ如何成人物と

申事、諸藩之形勢様子迄隠然として探索被致候、其志

可感可畏事ニ有之候、実ニ一橋公之明鏡之曇りハ独り徳川氏之御不幸無御座候、

皇国之御不幸とも奉察候、前条板倉閣老御引籠ニ候得

ハ、酒井閣老・有馬閣老之御登用をはしめ、諸御役人

之御登用迄少しも御存無之候、且亦、杉浦正一郎殿と

申人は至て量有之人に候を、此節誠ニ六ツケ敷時節を

くよりぬけく而ハ隠然として正議方をたすけ、機会

も有之候得ハ挽回一新之策をめくらし被居候、板倉閣

老も正一郎ハ沢よりハ事を為し候人と申居られ候由、

其外御目付佐々木修輔是人も正敷人之由御座候、要路

ニ而ハ此兩人等心を合わせ、誠ニ六ツケ敷処をしのぎ

く正議をたて居申候、大目付伊沢美作守殿も御帰城

後すくに引籠、一日も出勤不致、是れも板倉閣老之進

退を以自分之進退も決居申候、此美作守殿ハ正敷人に

て兼而所々ニ而手柄を頭わし、肥前閑叟公杯ハ至て懇

意ニ被致候様子ニ有之候、前条申上候通、

將軍家御帰城後より今日迄之幕庭形勢ハ如斯多々有之

誠ニ以一橋公の曇りより如斯くるひも生し申候而不堪  
慨歎候、此より以下、一ツ置ニ仕り 幕庭之挽回を救ひ候事  
或諸事難然申上候間、其思召にて御覽察被遊可被下は  
尤秘密成儀ニ有之候、

一杉浦正一郎殿之見ニハ、方今 幕庭を引起し候にハ板  
倉閣老を出動候に有之、乍去中々板倉閣老ハ同列とて  
も逢ひ不申位に有之候得ハ、是度ハ

將軍家より御直書賜わり候か、又ハひそかに板倉閣老  
之邸ニ赴かれ候而懇々御意有之様、水野閣老にときこ  
み、閣老より其義を

將軍家ニ申上候計策をめぐらし居候得共、未タ其機会  
を不得候、尤板倉閣老出動被致、諸事委任ニ相成候得  
ハ、因循之掃除位ハ手易き事有之之見込ニ有之候、

一因州家藩士近藤信太郎と申人至て確實之人物ニ有之、  
其同藩勝部静男と申人有之候、兩人共未タ年若き男ニ  
有之候、此等兩人謀り候哉愚案ニハ金子与十郎謀主ニ、因州  
侯此節御上京ニ相成居候得ハ因州侯ニ申上、さかおと

しに江戸江御下りにて、一橋公を御引立被成 幕庭一  
新致度との存念ニ而、当月上旬勝部静男上京仕候、此  
策尤良策にて因州侯御出府に相成、一橋公を引起し、  
板倉閣老御同腹にて諸事御謀りニ相成候得は、 幕庭

朝堂之掃除位ハ難き事ニも無御座奉存候、信太郎申語り候を傍らより聞候に、備前江因州より追々手をいれ、段々説尽し候而、方今ハ備前も因州御同様ニ心組いたし、君侯を引出し、因州もし江戸ニ參候得ハ、備前侯も御一所ニ被下、御兄弟様にて一橋公の尻をつめり引起し候迄ニ相成候様と信太郎申語り候、

一禁裏付小栗長門守殿、 御内 勅持參江戸出府去ル十七日頃着  
此御内 勅ハ  
主上よりいたく攘夷之義被仰越候由、長門守殿も此節之  
御使者 覚悟を極め、死を以

將軍家ニ申上候積候由、 幕庭之御役人因循党甚おそ  
れ 幕議も此にて引直り候や、如何と奉存候、

一会津家老田中土佐、当月五日江戸着、是義ハ京地ニ而  
關東之御所置いかにも因循故、会津侯ニ命せられ江戸  
江下り候様被仰付候処、会津侯江戸下向之義ハ深き思  
召有之御断ニ而、家老土佐を名代として御下しニ相成

候、其趣意ハ江戸表ニ而、だれ姦、だれ正、何人拒絶鎖港之義、相拒者之候哉、委敷吟味をとげ候様、極々内々にて取調候様、会津侯之命を以下り、昨今小栗之御内勅・土佐之周旋等にて幕庭も改新ニ不相成候得ハ幕庭ハ京師へ対し申訳ハ有之間敷奉存候、

一將軍家之英邁ハ前条ニも申候通ニ有之候、一体余程果断之宜敷御方様と相見申候、右故杉浦正一郎殿前条之儀論如き懇々と利害得失を申上候得ハ、即日被從候御様子ニ有之と申事に而有之、此義を因循党甚おそれ、此節ハ一切不時御目通申上候義ハ不相成と閣老方より被申付候由ニ御座候而、言語ハ塞かり申候由、

一東北諸侯御呼出之義ハ、板倉閣老杯ハ少しも不存事ニ而、全因循党よりかく議を計り候と相見申候、御書付之出候日も

將軍家江戸御着之日ニ有之候、元より京地ニ伺候義ニハ無之と申事分明ニ有之候、東北諸侯御名前左之通に已  
以書取申上候得  
 共又々申上候

一筆令啓上候、其方義參府之節ニも無之、大義ニハ被思召候得共、近々御帰府ニも相成候間、御相談被成度義有之候ニ付、早東江戸表江出府被仰付候条、其旨可被存候、恐々謹言、

六月十六日

井上河内守(正重)

松平豊前守(信義)

- 加賀中納言殿(前田齊泰)
- 松平陸奥守殿(伊達陸奥)
- 上杉弾正大弼殿(齊憲)
- 佐竹左京大夫殿(右方、義興)
- 南部美濃守殿(利剛)
- 丹羽左京大夫殿(長因)
- 真田信濃守殿(幸教)
- 津輕越中守殿(順承)
- 松平飛騨守殿(前田利忠)
- 南部遠江守殿(信興)
- 溝口主膳正殿(直博)

堀 (右カ、直敷)  
左京亮殿

土井能登守殿 (利區)

各通

一体関西・関東諸侯之氣風を伺察候得へ、関西へ御熟察之通、大半へ京地之命を奉し鎖説を主張いたし候、関東諸侯を探索致候に大半へ開説方ニ有之候、第一加州家開闢国家ニ而、先年中より悪評を受け申居候、米沢も同様、仙台へ国議之断然立ち候義無之、東西に靡ひき申候、此義へ私儀先年仙台ニ遊歴仕、国情を察し候に、国政向甚不行届、領内罷弊人物家も乏敷有之候、乍去仙台侯へ英明にて、独り角力も取れ申候而、当時国議へ開説ニ有之候哉被存候、丹羽・真田・溝口・土井四諸侯杯へ開国説ニ紛れも無之候、右等を以て幕庭之因循党、東北諸侯をよひ出し、己れ之説ニ合体せしめ、それより手段を以、京地ニも其議をおしだし可申候策略と申入も有之候 此説実否不分明候得共、座勢、加州家を以て考候而ハ可然奉存候

ニ而ハ筑前守様当七月廿七日頃御着、南部侯へ去ル六

月廿七日御国表御出立、米沢侯へ京地より御下りと申事ニ有之候、仙台侯へ未タ御決定被成兼之由候、其余之小諸侯へ御発足未分明候、

一長州・小倉巡察として御使番牧野左近・村上求馬横浜より出帆被致候、尤被命候日ハ当七月九日ニ御座候、

後ニ開候得ハ陸行と申事ニ有之候

一薩州巡察として当七月十一日御使番中様一之丞様・御

徒目付伊藤次郎助兩人被遣候、是も前条同様にて乗船

致參候由 昨十九日承候得は、此舟浦賀辺ニかゝり、未タ出帆不仕候由、此節幕議長州江加勢被遣候議起り、大御番・新御

番両組より二手被遣候御仕組有之候由、乍去未タきまり候義ニハ無御座候、

一去ル六月廿七八日頃、仏人申出候ニハ、幕府ニ而長

州御扱ひ之義少しも不被成、如何之義ニ御座候哉、甚

心底ニ落かね候、もし此義御取用無之候得ハ、長ハ勿

論幕府とても御手向申候積之由申出候由、右ニ付当

七月朔日閩老始御役人方惣出仕ニ而、評議ニ相成候処

ミなノ断決も被致兼、其日ハ小田原評議ニ而退出被

致候由、此義ハ今以て閩老始心配被致候由有之候 先六月中

旬頃私人より兩三度、幕庭江申出候に、是非長州家を打潰し度、右故幕庭之御役人御一処に御乗船被成下度、もし其義被成兼候得ハ、葵之御紋之御旗給わり度、壽命を以長州家を打滅し度、御許容ニ相成候得ハ三日之内ニ長州を屠り可申と申出候處、幕庭より堅く其義ハ決而不相成と被申遣候由。

一 小笠原閣老当七月十五日帰られ候、此東帰ハ会津侯御取持ニ而、天朝へ被仰立、函書頭義上京之節、彼是風説有之候得共、皆訛伝ニて、決而天朝ニ奉背候義ニ無之と被仰、御許を以被帰候、其深意ハ十分御見込も有之由候此義ハ平塚勇玄より可申上候

一 武田耕雲齋茂、此節國許ニ帰り申候、種々水府・一橋両公に申上候得共、其言之行われ難きと知り、一先國表ニ参り同志之者ニ相謀り候とも相聞え候、耕雲齋之人物ハ兼而申上候通、氣力のみ、方略ハ地をはらひ申候、尤方今之大失策

此耕雲齋ニ御座候、一橋公の御供ニ而上京仕候節、京地ニ而天下江布告し候三港拒絶、五月十日之命ハ此耕雲齋の謀候より出申候、其深意ハ、ケ様取計ひ候得ハ天朝之御首尾も宜敷、且次之所置ハ関東ニ而如何とも

可相成と大ばんけいニ見計ひ、深謀遠慮も無御座、尤甚敷龜略ハ一橋公ニ申上候のみにて、一橋公御独断ニ被決、板倉閣老・会津侯杯ニハ少しも相談ハ無之候、此義誠ニ天下之大秘密ニ而、世人多くハ知るもの無之候、右事柄を歎息悲憤致され候而被語候を伝を以承り申候、愚考仕候に、三港拒絶ハ不待智者して難出来、知れた事ニ御座候、且此義方今天下之利害得失に大関係仕候義も、廟堂之一橋・会津・板倉諸公被謀候而も中々一朝に決定致候義ニハ無御座候、海外之情態我国之形勢、京関両方之模様等逐一熟慮を加へ、千慮万憂して決定可被致処、耕雲齋独断を以、斯く天下之大事を断候義如何之事ニ哉、方略乏數位ニ而ハ無御座候、天下之大事を誤まり候ハ此人と奉存不堪慨歎候、

一 浅野伊賀守殿ハ狡黠之人ニ御座候、小笠原閣老をあやまり、水野癡雲殿と同謀、左候て小笠原閣老を上京せしめ、京地ニ参り彼地之様子を伺察被致候に、中々開

説を説破致し候義難出来、詰り御自身も危難ニもかり候も難計、其義恐懼被致候に哉、京地御役人に申され候には、自分義ハ小笠原閣老をすゝめ同行致候義ニ無之、小笠原閣老上京之義承知いたし便船を以參申候、且横浜表之事情を申上度候故罷出候とて、遁辭を以終ひに小笠原閣老・水野癡雲殿同様に、大坂城代屋敷ニ押籠參不申候、誠可畏機智之人ニ御座候、

一松平春嶽公ハ六月中旬京地ニ中根何某申人を差出され頻ニ開國説を主張ゐたされ、且御自身も引統き御上京ニ相成候思召ニ有之候、然るに何に故や、其事やミ申候道路之説ニハ御上京之節ハ陣隊を以くり出しニ相成へく御都合之由、又此頃承り候ニ、越前敦賀ニ開港場を開かれ、天明、幕府ニも御構ひ無之、御自身御勝手次第ニ可被成との御見込之由、是説確説ニ御座候

謹而奉申上候、此別冊は板倉閣老御出勤前之書状を認候儀ニ御座候、去ル六月十六日より今七月廿四日頃板倉閣老御出勤不被為在候節は 幕朝因循之邪党幕政を専らにし

大樹公を擁蔽し正義之人ハ日々退黜致し

幕政いかんともせん勢ひニ御座候、乍去板倉閣老のみ大樹公御帰城ニ相成候節、即日六月十六日 浜御殿ニおひて一橋公と鎖港且當時勢只今之通ニ被過候而是

天朝ニ対し且諸侯伯も信義を失われ候付、是非共

幕政御改新ニ相成候様、種々御談話之詰り御議論相成候処、一橋公更ニ御用ひ無之、就而は板倉閣老其機を

被為見、断然御引籠ニ相成申候、右ニ付前条之通、因

循究ハ甚た喜ひ、幕政日々不宜事のみ有之候、然る

ニ今七月十八日七禁裏付小栗長門守殿(政考)

勅命持參致、会津家老田中土佐江戸着致、右等復薩州

之戦争も相起り、何分板倉閣老御出勤不被為在候而是

時勢挽回無覚束候、外ニ閣老も被見詰、日々板倉邸ニ

被參御出勤を被勸候得共御承知無之、然るに廿四五日

頃一橋公始

大樹公ニも被伺、終ひニ閣老方水野泉州・井上河内兩

閣老、自身板倉邸ニ被參懇ニ御勧めニ相成候付、断然

亦御出勤ニ相成申候、それより 幕政旧ニ反し、邪党

之酒井飛州・淺野伊賀・小栗豊後を退けられ、正議之

唐人鐘山江問答書

人を用ひられ、御一新之機會も相見申候、右等ニ付而

鐘山上海ニおひて英人より合戦之事承居候由、

は委曲微細之儀も有之候得共、平塚勇玄より万事可申

一薩州、長州に比すれハ格別強しと英人申候由、

上候間、私儀ハ不申上候、尤別冊之儀も勇玄も承知仕

一英より薩州江再び軍艦差向候筈、尤薩・長共に和議整

居候付、不差上候とも奉存候得共、兼々

はされは、いつまでも軍艦差向ケ申と英含之由、

執事ニ奉呈度御座候付、今般勇玄出立仕候付、同人ニ

一英船七艘之内老艘ハ上海江趣き、残り六艘ハ横浜江行

托奉呈候、尤

候由、

執事のみ御覽可被遊下候、例月書取を以奉申上候外之儀

一英船式艘損所尤強し、用ひかたし、

ニ御座候間、左様被

一英船主式人 打死、

思召可被下候、尚勇玄より私儀愚存可奉申上候、誠惶

一官吏 四人 同、

誠恐頓首、

一平卒 何十人同、

七月晦日

今井彦四郎

(朱、真ニアツ)  
「癸亥七月」

文書原寸 縦二九種 横二・五種 一八枚

三三 薩英戦争ニ関スル清国人ノ聞書

(包紙ウツ書)  
「探索書」

一薩英之戦勝負なし、

一薩之蒸気船式艘湊掛を英より大砲打掛焼、

一薩之町家数多焼、

一薩英之戦勝負なし、



右

薩と英戦、英以薩為強乎為弱乎、勝敗如何、

唐人林雲達曰、英人歴年以戦為事、好勝喜争、無論薩之強弱、不勝不止、以今而論、若薩敗則易了結、若薩勝則英必再起大兵来争、兵交愈久、則糜費愈多、将来講和之時、則貼補之項亦愈大、此一定不易之理也、

文書原寸

縦 一六種 包紙原寸 縦二六・五種  
横八五・八種 横一九・五種

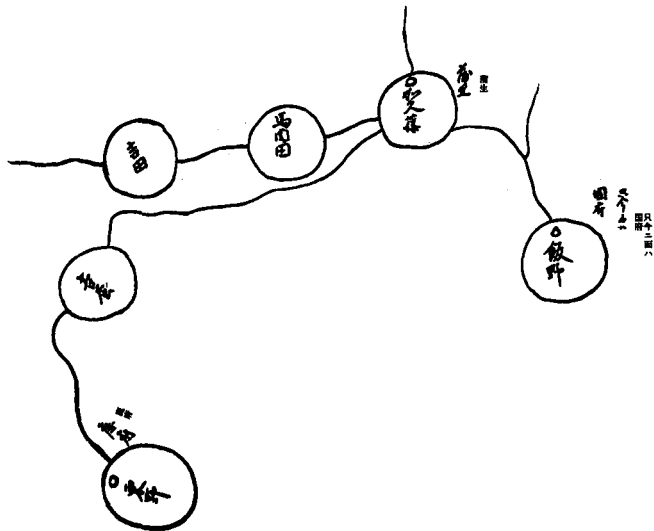
三三 仁礼彦一郎ヨリノ建言

鹿兒島城外ニ城取立ノ件

絵図三枚付

(包紙ウツ書)  
「上」

六三二ノ一

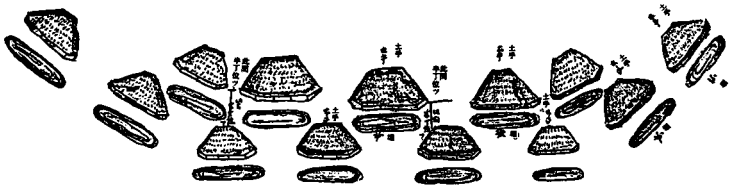


六三二ノ二

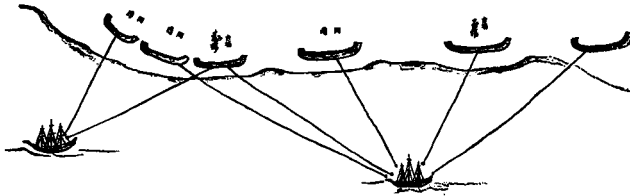


絵図原寸 縦二八・八種 横四一・五種

六三二ノ三



右之通幾重ニ而も堀ヲ掘、土手ヲ築申候ハ、一日ニ  
而も早目出来可申と奉存候、



繪図原寸 縦一六・五寸 横一二・五寸

右通端々ニは、台場三ヶ所統御築被為在候ハ、一ヶ所  
ヲ見当打掛候節ハ、二ヶ所ニ而相介可申と奉存候、中程  
ニは台場所々御座候而も、諸方ヨリ打碎可申と奉存候、

六三二ノ四

此節不依何事存慮申上候様被仰渡奉畏候、乍恐平  
日之御手当第一と奉存、左ニ申上候、

御先代様御戦国之砌、飯野・加久藤・栗野江被為入候  
通、蒲生江此節国府御同様ニ被遊 御造立、鹿府、蒲  
生、国府江非常之節被為 入度、左様御座候得は、鹿  
府より華尾山・蒲生江相統、万々一陸戦およひ申候と  
茂、右御三ヶ所敵間丈夫成所江被為 入候得は、敵よ  
り茂何方 御在城と申事伺知申間敷筈と奉存候、

一当時は 御婦人様幾方様茂被為 入候ニ付、黒岩辺江  
茂御手広御作事被遊 御造立、夫より一之宮・華尾山  
江統蒲生、同所より国府迄之間ニは、帖佐・加治木之

間江 御手広被遊 御作事、其間ニは御茶場又は御野

七月

仁礼彦一郎

立等追々は御袴相成、蒲生其外黒岩辺御作事儀は、

文書原寸 縦一六・五種 横一二三・五種

御座之間式百枚數位、其外は五帖敷六拾間又は三拾間

位、場所ニ寄御長屋五六ヶ所江被 召立、かやぶき・

三三 京都ニ於ケル天誅ノ貼紙

三通

土壁・兩戸計ニ而相済可申と奉存候、左様御座候得は

六三三ノ一

幾方様被為 入候而茂御間ニ合可申と奉存候、

申渡

一霧島辺は、他領江茂相近誠ニ諸事御不自由ニ被為 入、

布屋彦太郎下人共江

其上人馬茂込合可申、鹿府・蒲生・国府之様被為 入

其方共歎願之趣ニ而ハ、彦太郎父子弥改心いたし

候ハ、往來ニ人馬茂御用立可申と奉存候、

御国恩ヲ報し奉度旨、左も可有之事ニ候、乍去大罪を犯

国府・蒲生杯之様被為 入節は、御供方并守衛方

し候者、卒尔ニ可赦筋無之候得共、猶考之上可及沙汰候

人数之儀は、御長屋又は外宿被 仰付、江戸詰同

其旨存

様之振合ニ而相済可申と奉存候、

猶亦申渡

一平日之御手当第一被成置度、御差掛ニ而は一統安心

其方共宅江浪人体之もの罷越、猥りニ金錢の無心等申込

仕不申候ニ付、御先代様栗野・加久藤・飯野江被為

候共、決而正儀の者ニ無之候、

入候様、鹿府・蒲生・国府江 御治定被 成置度、乍

一切頓着致さず、最寄之方江早々可訴出候、即刻人数を

恐奉存候、以上、

差遣し可召捕もの也、

会図式枚差上申候、

文書原寸 縦一四・二種 横六七・八種

六三三ノ二

布屋市次郎

右之者下人共より歎願之筋難聞届候得共、左之通執行候得は、助命之儀聞届可申事、

但シ五畿内御払之事、

一交易之品々不残洛外へ持出し、五日之内焼捨可申事、

但シ家財日本之品其仮差置候而可然事、

一金銀は交易以来之分ハ不残封印、町内年寄中江預り置

可申、追而御所置被 仰付事、

右之条々相違於有之ハ、再可加天誅もの也、

一近日壬生浪士共より金子借用之義申越候趣ニも相聞、

右は全ク貪欲より起候義ニ付、以後奸計と相心得、右

様之義付頓着致間敷事、

一布屋市二郎金銀封印之義ニ付而は、年寄中立合相違無

之様取調預り置可申候、追而如様被<sup>本ノマ</sup> 仰付候事、

七月廿九日

町内年寄中

文書原寸 縦一四・二種 横九七・四種

六三三ノ三

七月十五日裏寺町正覚寺門前有之候張紙

攘夷御決錠ニ相成、既ニ長州ニおいて兵端を被開候処

傍觀ニ打過候藩茂有之趣ニ而、被惱

<sup>(宸)</sup>震襟、実ニ以奉恐入候、幕府ニ有之狐狸之役人等之虚

言ニ陷入候而は、

叡慮貫徹仕候事不相成、依之

勅違之諸藩并

勅命を不用交易いたし万民難渋為致候役人等を罰し、

且百姓町人共之内交易盛ニ致シ、国体四民為抱候程之

国宝を数多外夷ニ送り、分限不相応之大金を集、外夷

打払 被仰渡候を相弁なから、交易ニ諸品を持運ひ悪

心言語に絶し不屈之至、骨切肉を喰ふても猶不足、子

孫ニ至迄攘夷之血祭ニ加天誅を、夷艦炮焼之先陣ニ、

彼等之家藏諸道具等焼払ひ、金銀を出陣之軍用金ニ

たし、早々兵端之地江むかひなハ、

天津神・国津神茂世ニ嬉しく思召さん、恐多茂長々奉惱  
震櫛、下万民難渋為致候付、千万分一を謝し可申者也、  
早々尽忠報国義士中用意可有之者也、

七月

第一悪心之者打寄世上之人氣を立候米相場打払候事  
次ニ米屋・油屋・糸・紙・銅・太物、其外品々紺屋・  
形ニ至迄、交易ニ掛り候者洛中三十老軒、洛外ニ八  
軒余免す所ニあらず、

此書付三日之間張置、若早く取払候ハ、其人茂  
同罪ニ可致事、

文書原寸 縦一四・二暖 横九二種

### 六三 久光公上京御沙汰書

本文書ハ六一一ノ五号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦二一・五種 包紙原寸 縦三一・三種

横六七・八種 横 四二種

### 〇六三 久光公上京猶予ノ御沙汰書

六三 薩英戦争ニ対スル勅書

(包紙ウツ書)  
「勅書」

松平修理大夫

去二日英艦渡来之処、及炮発血戦候趣達

叡聞候、布告之奉 御趣意、無二念攘斥候段、

叡感不斜候、弥勉勵有之

皇国之武威海外ニ可輝様

御沙汰候事、

七月

文書原寸 縦二一・六種 包紙原寸 縦四一・五種

横 八三種 横二八・五種

六三 本田孫九郎山田小平太ヨリ藩庁ヘノ申出

久光公上京ニ付御供ノ人々追加割当ノ件

一此節御上京ニ付而は、御上之御振合ニ準シ、万端御治

定相成候様仕度、右ニ付左之通内分申上候、

一 御家老座より兩人程、

一 御用部屋之処、御側役被召付被下候付、自柄書役方付

添之筈と奉存候、

一 御供目付兩人程、差引人之名目ニ而も被仰付被下度奉

存候、

一人馬案内・宿割・川越役掛之事、

一 旅用達之儀、物奉行方出入証印、又は為弘も成貫且見

聞之訳も有之候付、丸田矢七左衛門江御頼相成度、自

然差支候者、余人見立申上度奉存候、

一 御兵具方足輕当分給人御付被下候得共、分而御自分頼

之振合ニ被下方に、取計置申候間、此節御陸行相成候

様御座候ニ付而は、掛引彼是入組も御座候付、右之振

合ニ而今拾人位、左候而肝煎迄被召付被下候様仕度奉

存候得共、右御役々被召付被下候上は、自柄其筋之吟

味も可有之事ニ御座候、

一 奥医師長野元晋被召付候様、昨日承知仕候得共、屯人

ニ而は不相濟候ニ付、御付医師原田淳井ノ外ニ鍼科屯人被召付被下度、鍼科之儀

御上御都合無之候は、有馬意悦御付人之事ニ付、当人被召付可被下哉、可相成は鍼科丈は余人江被仰付被下度奉存候、

一 児御小姓当分屯人被召付候付、外ニ屯人被仰付候様御座候得は、兩人ニ相及候付御都合之事と奉存候、

一 拝借金一件御座候付、畠山吉次郎、伊集院吉次方等江相談仕相決候上、猶又申上度奉存候、

一 右外相談候儀は、追々申上候様仕度奉存候、  
七月 本田孫九郎

山田小平太

文書原寸 縦一六・五糎 横二三糎

三 薩英和議ニ関シ久光公ヨリ家老ヘノ諭達

今般英夷掃攘之砌、台場人数水軍隊は勿論両旗本城下守衛等之面も早速出張、擲身命尽力有之候故を以不致敗軍

段、国家之幸福と別而感賞不少候、然処於長崎亞米利加人頻ニ和平之談判申出候由、就而深く致勘考候処、攘夷之儀は從

京師被 仰渡於 幕府御請相成、其旨諸国江布告為有之事候得共、今ニ至り実事施行ニ不至、横浜等之交易以前ニ不相替由相聞得候、然は迎も一国之力を以、永年掃攘之義無覺束、若此假致戰爭候ハ、彼等同盟之国々申合、數拾艘之軍艦致渡來候節は、外ニ応援之国も無之、実ニ国家之大難事ニ候、雖然彼無謀ニ上陸、短兵之接戦いたし候ハ、勇士輩如何様とも防戦之格護ニ可有之候得共、只山川港口は勿論、西東之海岸ニ出没し空虚之所を窺ひ上陸致乱妨、且諸方海路之漕運を致妨害候は必定ニ而、往々国力疲弊万民困苦ニ迫り候時は、如何程勇剛之士たりとも徒ニ切齒扼腕其詮更ニ有之間敷、却而皇国之御為ニ不相成義と、別而令心痛候間、先此度は亞人之談判ニ從ひ、此末國勢殷富器械充実之期ニ至り掃攘之成功を可奏所存ニ候条、其節は一統尽心力忠戦有之候

様頼存候、此旨各中厚相含、支配中江丁寧ニ開諭有之度候事、

尤於京師無謀之攘夷被 命候は真之

叡慮ニ不被為在趣共内密承知之訳も候得は

皇国一致器械充実之上ならでハ成功難相成旨、現事

を以致言上候含ニ候間、此段も為心得達置候事、

文書原寸 縦一六・四糎 横六九・五糎

三六 小倉村上銀右衛門ヨリ大坂永井清左衛門等

ヘノ報告

右ニ付大坂木場伝内ヨリ在国大久保一藏へ

七月廿四日長州ヨリ幕船砲撃ノ件

(包紙ウツ書)

大久保一藏殿

大坂 木場伝内

〔朱〕  
「癸亥八月十一日」



六三九ノ一

以幸便奉啓上候、秋冷相催候処、弥御勇健被遊御座奉恐  
悦候、然は下之関之方茂其後異船茂不通候処、去ル廿三日  
公義御船御通船之処、(毛利慶親)長州様より砲発有之、右御船江  
公儀御役人、長州様・小倉様江御差向之由、夫ニ付荒々  
内分風舌別紙ニ差出申候、御内覧可被下候、其外は相替  
儀無御座候、先は急便ニ付、右御注進迄申上度、如斯御  
座候、以上、

八月二日

村上銀右衛門

永井清左衛門様

林休左衛門様

其 外 様

風舌

一去ル廿三日防州本山沖ニ異船岩艘見得、長州より相図  
有之、小倉川口台場迄茂相図を請、備場ノニ人数操(總)  
出しニ相成居候処、右船は

公義御船之御印有之段、浦部より注進有之、同夜皆々  
引取申候、

一廿四日之朝、右御船下之関江御乗込之処、田之浦通船  
之時、長州様より三四発御船目当ニ砲発有之、宍発は  
船ニ当り、少々損所有之候由、下之関江繫船、応説茂  
御座候由、子細は分り不申、御船は小倉之様通シ不申、  
番船相付、船ニ茂御人数百人計茂長州より乗込、番い  
たし居候由、此船ニは

公儀御役人、長州・小倉両所江之御差向御使者御乗込  
之由、小倉江之御使者去ル廿七日暮ニ小倉御渡海、御  
上陸御滞在ニ相成居申候、御名前左ニ、

小倉様江  
御差向之  
御役人

御目付助

牧野 左近様  
村上 求馬様

御勘定格  
御徒目付

御普請役格  
御小人目付

御使番

伊藤次郎助様  
中川 鉄助様  
中根一之丞様

長州様

之御使者

御普請役格  
御小人目付

鈴木八五郎様

右去ル廿五日下午之関より飛船ニ而小郡迄御越、夫より

山口江御差越之由、廿九日昼頃漸々開出申候、

右御船は、長州様より番船相付、船ニ茂番人百人程乗  
込居、下之関より下モニは通シ不申由、長州様ニ御預

相成候とか、又は御役人より御預に相成候とか申噲ニ

御座候、

但

公義之御船ニ砲発致候杯之事、如何ニ御座候、然ニ

右御船ニは小倉之藩中同船致居候由、長州之方ニ聞

得候趣、尤御役人衆よりは乗船不致居候段御答有之

候由、本山沖手ニ碇泊之節、青浜と申浦より獵船壹

艘沖江出候而本船ニ付候由、其船浜ニ帰る時、田之

浦江滞在之長州之藩中五六人見付、船頭庄屋を召捕

烈敷糺方有之候由、庄屋白状ニ及び、小倉藩中茂乘

居候様申出候由、庄屋は田之浦陣所に押置申候由、

右之訳合有之候哉ニ而、砲発等之振舞かと風舌御座

候、何は小倉之藩中乗組被居候共、異人ニ而茂無之、

夫程ニ恨られ候事茂有之間敷之所、最初より相打等

無之ニ付、田之浦まで茂押借被致候事と、何欵御立

腹之廉有之義と、風聞仕候、

内実は小倉藩中

郡奉行郡代役と唱  
河野四郎

御勘定奉行  
大柳熊太郎

右之兩人同船ニ而御座候由、右之次第ニ而上陸茂出

来兼、自然之事有之候而は、奉対

公義并小倉江不忠之到ニ付、差迫り候哉、廿五日ニ

船中下之関ニ而、兩人共切腹有之候趣、廿九日昼後

ニ洩聞仕候、誠大変之時節、比末如何ニ相成候欵、

只々下々方之者恐入計ニ御座候、

小倉飛脚七月八日頃、室より御奥様御門先之飛脚、防州

宮市辺迄は通候由、夫より下之関迄之間通り不申、多分

小郡辺ニ而殺害ニ相成候なと風聞仕候、于今帰着不仕、

御用封茂多分押取られ候事と噂御座候、誠ニく恐敷時  
節ニ御座候、風舌之傳不閣御注進申上候、此節之儀は勿  
論極御内分御聞取可被下候、以上、

八月二日

文書原寸 縦一八種 横二七一種

六三九ノ二

別紙之通、小倉村上銀右衛門より申越候間、写ニ而差上  
申候、左候而已来同人より其御許江茂為申上越様、爰元江  
申越候節ハ別段不申上越候間、左様御含可被下候、以上、

亥八月十一日 大坂 木場伝内

大久保一藏殿

文書原寸 縦一四・五種 包紙原寸 縦二七・五種

横 四六種 横 四一種

六〇〇 對外策「正名」「勝算」「和融」ノ三条

氏名不明

(包紙ウラ書)朱  
「癸亥八月」

草稿 入

(朱)  
「何人ノ書タルヲシラス」

論急務 三条

爰有<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>夜精<sub>ニ</sub>練<sub>ニ</sub>武術<sub>ニ</sub>而以<sub>ニ</sub>尺<sub>ノ</sub>忠<sub>ノ</sub>報<sub>ノ</sub>國<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>期<sub>者</sub>、又有<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>熱<sub>ニ</sub>  
覽<sub>ニ</sub>經<sub>ノ</sub>史<sub>ニ</sub>通<sub>ニ</sub>觀<sub>ニ</sub>古<sub>ノ</sub>今<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>三<sub>ノ</sub>端<sub>ノ</sub>人<sub>ノ</sub>正<sub>ノ</sub>士<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>許<sub>者</sub>、又有<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>食<sub>ニ</sub>衣<sub>ニ</sub>  
食<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>身<sub>ノ</sub>命<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>三<sub>ノ</sub>慷<sub>ノ</sub>慨<sub>ノ</sub>激<sub>ノ</sub>烈<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>名<sub>者</sub>、文久三季癸亥八月  
四日、提携<sub>ニ</sub>敵<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>弊<sub>ノ</sub>盧<sub>ニ</sub>卒<sub>レ</sub>然<sub>ト</sub>問<sub>曰</sub>、方<sub>ニ</sub>今<sub>ニ</sub>朝<sub>ノ</sub>廷<sub>ノ</sub>劇<sub>ノ</sub>怒<sub>、</sub>  
諸<sub>ノ</sub>侯<sub>ノ</sub>跋<sub>ノ</sub>扈<sub>、</sub>正<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>天<sub>ノ</sub>下<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>之<sub>ノ</sub>勢<sub>ニ</sub>、問<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>根<sub>ノ</sub>源<sub>、</sub>則<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>  
于<sub>ニ</sub>醜<sub>ノ</sub>虜<sub>ノ</sub>穢<sub>ニ</sub>皇<sub>ノ</sub>朝<sub>ニ</sub>矣、幸<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>攘<sub>ノ</sub>夷<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>命<sub>ニ</sub>戰<sub>レ</sub>耶<sub>不<sub>レ</sub>々</sub>、答<sub>曰</sub>、  
觀<sub>ニ</sub>今<sub>ノ</sub>勢<sub>、</sub>不<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>干<sub>ノ</sub>戈<sub>、</sub>則<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>無<sub>ノ</sub>為<sub>ニ</sub>也、雖<sub>レ</sub>然<sub>兵<sub>者</sub>凶<sub>器</sub></sub>  
戰<sub>者</sub>危<sub>道</sub>、豈<sub>ニ</sub>妄<sub>ノ</sub>發<sub>レ</sub>之<sub>、</sub>苦<sub>ニ</sub>三<sub>ノ</sub>万<sub>ノ</sub>民<sub>、</sub>於<sub>ニ</sub>塗<sub>ノ</sub>炭<sub>ニ</sub>乎、因<sub>テ</sub>按<sub>、</sub>有<sub>レ</sub>  
不<sub>レ</sub>戰<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>心<sub>、</sub>戰<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>屈<sub>レ</sub>之<sub>者</sub>、若<sub>ニ</sub>漢<sub>ノ</sub>文<sub>ノ</sub>帝<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>南<sub>ノ</sub>越<sub>ノ</sub>王<sub>尉</sub>  
佗<sub>、</sub>是<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>和<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>心<sub>、</sub>和<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>終<sub>ニ</sub>喪<sub>ニ</sub>社<sub>ノ</sub>稷<sub>者</sub>、若<sub>ニ</sub>宋<sub>ノ</sub>理<sub>宗</sub>  
宗<sub>之</sub>於<sub>ニ</sub>三<sub>ノ</sub>元<sub>人<sub>、</sub>是<sub>ニ</sub>家<sub>ノ</sub>國<sub>ノ</sub>興<sub>亡</sub>全<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>此<sub>ノ</sub>舉<sub>、</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub></sub>

慎也、故余雖魯鈍、竭丹心聊弁之、

正名第一

語云、名不正則言不順、言不順則事不成、有所以  
哉、此言乎、儻名義不正則百事無成矣、故治天下之  
要、必以正名義為先也、原夫吾國法崑陽之外、不  
許四夷來朝矣、儻有犯則論是非、擊之、俗謂之  
擊攘、佗聞天保之末、姦人弄權以斗筭之才穿窬之智  
妄發大議論、以謂不諮所由而討之乃非仁政、  
為辭遂廢、皇國旧來之嚴制焉、今日天下不可為之  
災、蓋生于茲矣、嘉永六年癸丑六月、米賊試來于浦港、  
此時儻与薪水陣理正法以禁後來、則詎有今日之  
災乎惜哉、当路之人皆怯懦賤劣、不敢省遠而遂致  
如斯之患矣、  
朝廷於此二事不加制、諸侯亦傍觀不納諫、至事已  
成災已熟不可為之今、攘夷論如焚眉、是何異引  
盜入室而禁其取乎、夫若我國群國或以仁義稱、

或以君子呼、是由不食言不欺罔常能守信義也、  
然盟約已成、無所以而自我破之、則失信於他國、  
損國體甚矣、何仁義之有、何君子之有、主上英  
明百官亦多賢才、豈不知此理而狼促無謀之戰爭  
耶、伏考安史好亂之徒施姦計、以釀其命昭  
々乎、如白日中天也、故吾以為、不使彼破  
盟而后擊之、諸君子其思之、

勝算第二

夫勝敗之數雖不可預決、先料之先審之知必可  
勝而后戰、是和漢之通義、孫子云、未戰而廟算勝者得  
算多也、多算勝少算不勝、今論攘夷須詳此義、  
蓋夷狄之難自古多有之、所謂周有大戎、漢有匈奴、  
晋有五胡、南朝有拓跋氏、唐有突厥吐蕃、宋有契  
丹女真、元出自蒙古、清興自滿州、其余慕容鮮卑  
之類不暇枚舉、其害漸大、其族弥々盛也、今五國合從  
窺於我國、譬如五餓虎望一肥羊矣、若不施神算奇  
謀、則何由得免哉、況彼与群國戰、船爭自在火術亦得

妙、恰似忽烈攻宋弩尔哈齐侵明之時焉、不可不  
 謹、然而我國大略反之、昇平日久、人根漸衰、儼非  
 驕奢、則必多欲、非懶惰、則必放逸、花下携瓢、納涼泛  
 舟、月前開筵、玩雪溫酒、愛滋味者憂、不得方朔桃、  
 嗜衣裳者悲、不著王母裙、蘇軾曰、天下之人驕惰脆  
 弱、如婦人孺子不出於閨門、論戰鬪之事、則縮頸  
 而股慄、於今我視之、嗚乎以如斯之人、將攘閑  
 軍旅之醜虜、何異以雞卵推磐石乎、加之依自慶  
 長十四季禁造軍艦、以來未有戰爭、軍艦甚乏、且以  
 其未開火器亦不多、由是思之、兵端未可免矣、曩者  
 秦苻堅不用群臣、諫戰于淝水、大敗、奔五將山、遂  
 喪其家國、矣、武田勝頼為姦臣所惑、猥戰于長篠、  
 多失忠良、終斃天目山、矣、殷鑑不遠、奚作暴虎  
 馮河之行、吾故曰、宜國家一和能修政道、能調軍  
 旅、而后攘夷賊矣、兵書云、知彼知己、百戰百勝、  
 是謂之勝算、

和融第三

司馬法云、凡戰之道、氣欲閑心欲一、竊按方今之形勢、  
 西南多議攘夷、東北或主姑息、於是議論紛々、如  
 水火不相容、百人百種、千人千種、寧何以一之、人心動  
 搖起自、茲騷々忙々不知其可為矣、當如斯之時、  
 用如斯之人、不加意而妄發兵端、則國家之焦緒屈  
 指可俟也、若壽永之役、延元之戰、雖事不容易不  
 過于競源平、榮枯嫡庶、浮沈也、今不然矣、儼取敗衄  
 則失威於万国、受辱於醜虜、豈不謹而可乎、蓋國号  
 以和、和者天下之達道、當今之急務在其知之欤、昔者  
 蘭相如為國家避廉頗之怒、後漢寇恂亦不下與賈復  
 爭、自古期大事者不為小忿也、今國家多難、宜  
 君臣合体上下一致以防外寇矣、何如婦女子區々  
 諍小事、或曰、攘夷之命已出東閩不亦于此、逗撓  
 兵家大禁、豈得不怒哉、余曰、不然、往昔周亞夫、諸  
 將征吳楚、不肯奉一尺一之詔、而得大勝、以救天下  
 之急、沈慶之亦不奉詔旨曰、詔從遠來不知時勢、  
 遂全軍而還、蓋將在在外則有君命所不用也、今上下

矛盾手足相闘何以能責敵矣、或曰、下情不<sub>レ</sub>通言語不<sub>レ</sub>開、何得不<sub>レ</sub>怒、余曰、不<sub>レ</sub>然有<sub>レ</sub>通有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>通、有<sub>レ</sub>開有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>開、国家多事以<sub>二</sub>一<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>論也、劉文靜之死、秦王猶不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>救、岳飛之獄高宗終不<sub>レ</sub>知、杜牧之策不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>用、胡銓之疏不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>聽、上古猶言<sub>レ</sub>冤則非<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>冤、況後世乎、然昇平二百余季眠食如意矣、儻深思<sub>二</sub>此恩沢<sub>一</sub>、乃何異論<sub>レ</sub>之有、上下一<sub>レ</sub>心而后須<sub>レ</sub>議<sub>二</sub>攘夷<sub>一</sub>也、中庸云、致<sub>二</sub>中和<sub>一</sub>天地位焉万物育焉、和国之名義不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>以不<sub>レ</sub>思<sub>一</sub>矣、儻不<sub>レ</sub>察<sub>二</sub>此理<sub>一</sub>、互<sub>二</sub>募鷓蚌之情<sub>一</sub>、則恐有<sub>二</sub>醜虜之為<sub>一</sub>漁者<sub>一</sub>、兩擒<sub>レ</sub>之吾故<sub>二</sub>陳<sub>一</sub>和融<sub>レ</sub>義<sub>一</sub>、以勸<sub>二</sub>憂<sub>レ</sub>國之士大夫<sub>一</sub>吁、

冊子原寸 縦二八・五種

包紙原寸 縦三五種

横二〇・五種 六枚

横四七種

一 内田仲之助ヨリ中山中左衛門へ

二本松邸及貞姫御住居造立ノ件

二本松御屋敷并

(近衛忠房迄)

貞姫様御住居向御造立、追々御成就相成候旨、吉田清十郎より申出候付申上趣御座候処、御成就済之上は可被差

下旨被仰渡委細承知仕候、然処其後、

貞姫様御住居御膳所向無之、御造立不相成候而は、難被為旨

陽明家掛役々衆より承趣有之、尤頭御約定朝夕御膳之儀は彼御方より被進候由之処、御吟味相替、

此御方ニ而御調相成候趣、本田弥右衛門より申越候付、

何れ之筋御膳所之儀は御造立不相成候而は難相成、当分

右御造立中ニ御座候間、頭見越より少々長引可申哉と存

申候付、頃合猶亦当人江承届候様可仕候、且亦右掛面々

江骨折相勤候御取訳を以被成下候金子之儀、出立前被成

下候方、軽キ者共茂罷居事故、可然哉と相考申候付、是

又同人江引合、都合向承届候上、時宜次第取計、両条共

後便より形行申上候様可仕候間、左様御承知可被下候、

此旨旁御請答申上越候、以上、

京都

亥八月五日

(殿見) 内田仲之助

中山中左衛門殿

(本文書へ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第七四ノ八

号文書ト同文ナリ

文書原寸 縦一四・二種 横一二五・五種

六三 内田仲之助ヨリ中山大久保へ

京都ニ於ケル貼紙其他ノ情報

(包紙ウツ書)  
「中山中左衛門様」

大久保 一藏様

内田仲之助

〔癸亥八月五日京都より〕

別紙六通、追々三条橋其外江張紙有之、暴論組之所為ニ可有之、御見合ニも可相成哉と存、写取差上申候、六条門跡江越前御家老止宿之処、是亦焼払之張紙有之、色々雑説も御座候処、伝奏衆より同家留守居江仰出候而、寺中より願出趣も有之候間、転宿可致との御達御座候由之処、越藩之儀ニ付、右様可仕訳ニ候得は、いつ方江転宿仕候而も同様之筈、然時ハ亦右之町内も難渋可仕筈候間、

六条寺院之儀ハ頭より熟談之上賃請候、寺院之儀ニ付、当分通罷居候心得之旨、御届申上候処、夫形ニ而聞濟相成候旨、同藩之人高崎左太郎江物語仕候由承得申候、何分将もなき仕合ニ御座候、越藩より之御届も甚不得其意儀と存申候、此一事にても京師之形勢御深察可被下候、一橋様御上京之聞得御座候、於関東・北国御大名衆御召為有之候由、如何様掃攘一条ニ付、何欵御申立候儀ニ而も可有之哉と風評御座候、御出京之上相分可申候付、追而形行可申上候、

一三条院此十五日計跡より脚氣ニ而御出勤無之候由、御病氣ハさまで之儀ニ而も無之由候得共、段々形勢ニ御差迫逆も今通ニ而は暴而已被行、末始終甚無心元御悔心ニハ候得共、是迄御召仕相成候もの共、御改心相成候而ハ如何様なる敵可相結も難計、前後被成兼、先日ともハ法体之深意も有之哉ニ為被仰由、壮成説と承込申候、追々右様之次第ニ御座候間、此末長々敷暴論相強り申候儀ハ有之ましく、いづれ物々敷も可有之候間

追而正論被行レ可申哉、何分朝廷之御次第、乍恐大道  
備り不申、黄口之衆何之弁も無之、暴を気味よき事之  
様ニ存違る之儀ニ而、甚言語同断之次第ニ御座候、御  
憤察可被成下候、

一三条・七条辺諸所江近頃ハ追々首出咎書らしき捨人も  
御座候得共、申上程之廉ニ而も無之、歎息之仕合御座  
候、

一去ル卅日、大坂申之刻仕出、三時限仕立町便、夜半過  
相届、状持之者申出候形行、左之通、

竹田街道錢取橋辺ニ而、浪士ニ而も可有之候哉、三人  
立寄、老人ハ挑灯を取、一人ハ手を握、何方より何方  
江罷通哉と相尋候由、答薩州町便仕候段相答候処、状  
為見候様申故、手握被居候而ハ首江懸居候故差出儀難  
出来旨申候処、其尻手を放候故、闇暗を幸逃出、乍漸  
其場相逃候旨申出、当晚ハ天明迄水末江罷居候由、第  
一心得相成儀故、大坂江右之段申越、刻限見計昼届仕  
出方可有之旨掛合仕置候、彼是紛々御推計可被下候、

錢取橋辺ハ夕方より追剝出候噂ハ承居候処、正敷右之  
次第油断相成不申、言語同断ニ御座候、

一布屋一列、是ハ実ニ奸商ともニ而、布や一軒ニ而縮細  
二万疋囲置候由、糸も同断、夫より老籠ニ付、是迄百  
五拾兩程いたしたるの則より百五兩ニ直下り、油老升  
ニ付百文直下り相成候噂ニ御座候、西陣之者共大悦仕  
由ニ御座候、

右通之次第故、来年とも罷成候ハ、スツト直下可申  
哉之取沙汰ニ御座候、

一会藩、朧月晦日、馬揃且調練、

天覽日之御門前ニ而有之、同日ハ大雨ニ付半より取止  
罷成、今日また御座候、今日横田鹿一郎 陽明家江參  
殿候処、御同所御門前行列通行ニ付見物仕候由、肥(松)  
後守様(平倉保)も馬上ニ而御出馬、士分以上ハ甲冑ニ而銘々  
姓名・実名迄相記候小旗を後ニさし、鎧を自分ニ携、  
其以下ハ歩足・具足、隊将ニ而も可有之哉、馬上も段々  
相見得居候、殊之外立派之行列ニ而、壯観目ヲ驚し



たる儀ニ御座候、右之通荒増奉得尊意度如斯御座候、  
以上、

八月五日

内田仲之助(殿)

中山中左衛門様(実善)

大久保一藏様(利通)

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七四ノ一  
号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦 一三・七種 包紙原寸 縦二七・五種

横四〇・五種 横四〇・五種

六三 奈良原幸五郎ヨリ中山大久保へ

久光公上京請書ノ件

〔編纂朱書〕  
八月五日 奈良原幸五郎

尚々大坂御留主居森川氏、此節ハ別段振替り、一向  
御趣意相守り、是迄之処ニ而は頓と事情不通ニ而、  
甚不埒之事のミ候とて、格別打替り相勤候模様ニ御  
座候処、此節下り被仰付、甚以残念がり後悔いたし  
居候由承候間、形行申上候、当人ニも此節罷下り候

ハ、屹と御咎ニ而も被仰付儀歎と致心配居候由、  
可成ハ右次第之事故、可然御取捨有之度奉存候間、  
此段申上候、

一筆啓上仕候、秋冷寒袂(ヒ)を候得共弥以御堅勝可被成御座、  
恐悦之御儀奉存上候、次に小子ニも無事、昨日安着仕候  
間、乍恐御静意可被下候、扱爰元更改之形勢、村山氏着  
ニ而御聞取被下候筈、何共残念之至御座候、第一我々共  
是丈之勢をも不弁罷下り、拙キ見留色々と不憚言上仕候  
儀共、甚以奉恐入、不明之多罪今更申訳無御座候、昨日  
は直様近衛様江参殿仕、猶又模様同上候処、御大息之外  
ハ不被為在、此上ハ  
三郎様江御顔之御向ケ様も不被為在との御沙汰ニ而御座  
候、併御請書之儀ハ国元混雑之儀をもちえりみず、早速  
応召ニ候との趣ニ而、一刻も早差出候方可然との御沙汰  
ニ而、今日内田氏罷出差上賦ニ御座候、此儀ニ付而も色  
々吟味仕、今御一左右相待、差出候様可仕なとの事ニ  
而御座候得共、

近衛様

御双方より頻ニ早め差出候方可然と被仰立候ニ付、其筋相決申候間、左様思召可被下候、只今之勢ニ而は、なか／＼御上之御趣意相立模様、全見受不申、返々も残念之至に御座候、爰元形勢聞取書ハ、高崎より差上筈御座候間、別段不申上候、いまた着涯之事ニ而、外ニ申上ルはとの儀も無御座候間、此分あら／＼如斯御座候、恐惶敬白

八月五日

奈良原幸五郎(繁)

中山中左衛門様(実意)

大久保一藏様(利通)

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七二号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・五種 横二三五種

六番 高崎左太郎ヨリ中山大久保へ

京都ノ情勢

(端裏朱書)  
「癸亥八月五日京高崎左太郎」

七月廿六日、高台寺焼失

御旅町辺張紙有之

高台寺奸僧共、朝敵松平春嶽江寄宿差免候段、不届至極ニ付、以神火焼捨候畢、向後右様之者於有之は、可処同罪者也、

月日

西本願寺江茂越前家老始致旅宿候処、立退候様張紙いたし候処、六条人民大騒動いたし候得共、是は虚喝ニ而、未為何儀も無之候、去ル晦日、越人牧野主殿入来、昨日は伝奏衆より御呼出有之、罷出候処、本願寺焼払之張紙ニ付、近辺人民動揺(種)之由、甚可傷事ニ候間、早々引移候而は如何有之哉之御諭有之候処、越より御返答ニ、委細承知仕候、何方江成共引移可申候得共、可然厚誦茂無之、且弊藩故之事ニ候得は、何方江移候而茂焼払ニ相違御座あるましく、左候得は人民動揺は同事御座候間、却而今形ニ而罷在候方可然哉と申上候由、同人咄ニ越前守様(松平茂昭)、幕府より頻ニ被召候得共、所労を以御断相成候、然処此

節薩州江到来之英艦、於横浜修覆為致、其假差置候儀、  
余成拳動ニ候間、来月初旬御発足御出府、屹と右様之儀、  
御尽力之賦ニ候由、春嶽公大津迄御出ニ而、備前江討手  
被仰付候、或は長人大砲を以、蹴揚ニ出張候かなと、洛  
中騒然たる事ニ而候、皆虚説ニ候、

去月廿七日

中川宮江參殿、戦争之次第等申上候、御感無限 御嫌  
疑之処も頃日余程薄ク相成候得共、夫ニ付少シ暴論家之  
心ニ叶候哉、

御親征一条等毎々被迫候ニは小心配致との 御咄ニ候、  
薩ヲ離候得は疑晴候様之気味ニ候間、此涯暫時之処、音  
信不通いたすべく候間、宜敷右之形勢

三郎様江茂可申上越段御沙汰候、

去月晦日於日之御門前、会津馬揃御術手數共いたし  
調練ノ形也

觀覽有之、日之御門・北穴門前ニ 御棧敷相出来

出御南方御棧敷

親王以下公卿方、左右下ニ

御親兵前頼因州・阿州・備前・上杉 御警衛之形ニ候由  
申之半刻より始候処、戌之刻頃大雨ニ相成、半ニ而 御  
取止相成候、兵士騎馬皆軍粧之由、

大樹公攘夷其外件々御請相成、御東下之処、今ニ為何儀  
も無之、且大坂より陸行之賦候処、俄ニ蒸氣船より帰城  
之心底甚 御不審思召、御質問被遊度、会津江東行被仰

付候処、頻ニ御断申上不得止 御付武家小栗長門守(政寧)下向  
いたし候由、

一橋公上京去月廿一日決評相成候由、京師ニは秘事候哉  
ニ被伺候、訳は末前ニ知レ居候而は、暴論輩沸騰いたし  
候故之事故、上京之趣意ハ前条之 御返答、又は攘夷之

大策改而建白ニ相成坎刃之事ニ而可有之哉ニ被察申候、  
加賀父子・佐竹・加藤出羽守(家範)・柳兵部少輔等被召候、

御趣意不相分、加賀は五月出立之賦候処、越前紛々之故  
ヲ以延引相成候由越前通行筋ニ候由、越前春嶽公御論と不  
合之組有之、紛々之由頻ニ申触候、しかし越人參候節、

国中は一定いたし居候由ハ度々承候事故、例之暴論刃之

悪言欵共存候、

十津郷士

參政支配之事、

御紋付

御提灯

其郷印可為勝手

御紋付

御絵符

組旗印

可為御紋付

右之通被仰付候由、

三条卿脚気症ニ而先日より引入之段承居候処、昨日は土

藩人中山源太兵衛、福富健次

參、此頃ニ至余程悔心相生候

由ニ候共、何分今迄暴行茂相累候事故、今更改候而は浪

士輩ニも被棄、正論家ニも不容、何処ニも相離、孤立之

勢可相成、苦心之余過日は追々は入道遁世いたし度との

内話迄有之位之事故、病氣ハ聊ニ而候得共、引入候由咄

申候間、再三実否致探索候処、土藩ハ三条家と縁類故、

親敷罷出者も段々有之、其者江発言之由、極槌成儀ニ御

座候と、しかし私共口より洩候而大變御座候故、決而御

口外被下ましくと頻ニ申居候、定而実事ニ相違有之間敷

被察申候、平井収二郎・間崎鉄摩(曾馬)・広瀬健太之三人死を

賜候由、左候而は、弥暴論家ニ手を被付候姿ニ御座候、參

候三士は(山内豐信)容堂公合論之者ニ而実着体之人物ニ御座候、

容堂公より

朝廷幕府命令兩端ニ出、甚疑惑仕候、如何心得候而可然

哉と

朝廷江御尋相成候由、未御返事ハ無之由御座候、

暴論公卿渠魁

三条中納言(実美)

長谷三位(信解)

豊岡大藏卿(隨資)

四条太夫(隆壽)

正親町少将(公董)

東園中將(基徳)

沢主水正(宣勝)

滋野井中將(実色)

此人は随分改心も出来可申哉、

壬生修理大夫(基徳)

東久世少将(通禮)

其外雷同之面々は余多有之候共、逆茂難救人物右之通候、御存も可有之候得共、為御心得申遣候、

一昨三日大津制札場張紙、

当宿八島藤五郎事、朝敵松平春嶽江党し公然と交易致し、国家之御大事を内通し、寄宿等差許、種々奸計相

助候条、不届至極ニ付、加誅けあげニおひて令梟首候、

春嶽同類之者寄宿差許ニおひて可為同罪者也、

右之者偶然として免天誅候得共、天地不入極姦ニ付、

已後見当次第可加天誅者也、

三月

右之趣意ニ而は専交易之事と相見得候、先日より此儀度

々及探索候処、西陣糸物過分ニ買入、横浜江差廻交易相違無之哉之風評ニ御座候、是は直ニ西陣糸物屋咄ニ候間、猶亦探索いたし可申候、

右之件々無益之事も可有之候得共、見聞之形行有之候申上越候、已上、

八月五日

高崎左太郎(正風)

中山中左衛門殿

大久保一藏殿

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七三号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・三糎 横三九八・五糎

高崎左太郎ヨリ中山大久保へ

会藩等ノ天覽調練及薩英戦争ニ付朝使発向ノ

件等

〔編纂朱書〕  
「癸亥八月八日 京 高崎左太郎」

去ル六日会藩・因州・備前・上杉・阿波五藩調練、於

日之御門前

叡覽、已之半刻より始、初夜過相濟候、此節は発砲いたし候処、堂上公卿殊之外御恐怖、或は未前ニ御暇も有、或央ニ而御退出茂有之、或は始より発砲ノ事を聞而不参等、三条卿御引入中押而御参内之処、別而御恐縮、始終コハイ／＼と被仰候由、

前殿下 御話ニ而御座候、調練は上杉抽而宜敷と之評判ニ而御座候、

錦小路殿近々御発京ニ而、薩州江御下向之段、今日承、(頼徳)直様聞合申候処、相違無之哉ニ御座候、御趣意ハ、此節薩州攘夷大勝利を得候処、甚

御感裏浅少、是ニ而は賞罰不明、人心居合如何ニ付、是非屹と末世迄茂、面目相成候程之儀有之度と、色々浪士或暴論公卿方ニも、建議いたし候人多々有之、右之決議ニ相成、左候而正親町卿長藩江御下向之振合ニ而、戰場御監察被為在候由、随従之人数等承合候処、御親兵之中より御供之賦候由、鎗ニは分兼候、御下向は相違無之向ニ而候、猶又委曲聞合、詳悉可申越候、一体

此節暴論連中、情実細々聞合候処、此節之一事ニは、余程感歎いたし居候輩多、三分二丈は是迄之論相変候向ニ而御座候、(眞本保臣)牧和泉余程被用候様子ニ而、段々妬嫉いたし候輩も有之体ニ御座候、

御親征一条頃日敵敷周旋、宮 陽明家辺江段々奉迫、大ニ御配慮被遊候、

一橋公五日六日江戸出發之筈之由、御縁類一条家江申参候由、

前殿下御咄御座候、此節は將軍同様心得候様ニと、二条城江茂あたり相成候由、

右見聞之形行申上越候、以上、

八月八日

高崎左太郎

中山中左衛門殿

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七六号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六糎 横一七八糎

六六 江戸堀平右衛門ヨリ小松帯刀へ

薩英戦争後ノ英国事情探索

(包紙ウツ書)  
「帯刀様」

御内用 堀平右衛門

封

(朱) 癸亥八月八日 江戸より

英一条

私儀道中精々差急候得共、中途川支等も有之、漸先月

廿九日朝着府仕候、然ニ爰許御届御書面之儀、其俣被

差出候而は、

幕府より奏

聞相成候節於

朝廷、別而御不都合相成候間、京都表之御届向ニ準シ

御取計候様、

近衛様より分而御沙汰も有之候間、是非其通無之候而

は、不相濟候付、右之趣為可申、京都より態々罷下候

段、井上弥八郎(石見)より承候付、吟味仕候処、御文面之儀

於 御国許御吟味之上入 御覽、被差越候儀ニ候得は、

不可替は勿論、其上私出立之節相替候而は不相成旨、

分而承知仕居候得共、右通

近衛様より分而御沙汰も有之、

朝廷之御不都合相成候而は不容易次第、殊ニ纒之文字

違故、何れ其通取計候方可然、岩下佐次(方平)右衛門其外江

も吟味仕、曲直を糺差返賦之処を、曲直を糺可申含之

処と相改、同晦日松平豊前守様(信孝)江御届相成候段は、表

通申上通夫成ニ而相濟、先当分之形勢ニ而は何等之御

糺も有之模様ニ而は無之、御国許戦争之次第は、英船

横浜迄参候而より疾相分り居、船将初死人等多く、船

々も相痛居候付、外異人共ニも英人之仕損し敗北と相

咄、段々新聞等書触候付、於外方も御国許之御勝利と

鳴渡居、夫れニ力を得、一同勢ひ付候模様ニ而、於

公辺も別而之御仕合、清論も少々は被行候様之勢ひニ

相成、至極之上御都合ニ而、他藩之者ニ逢候得は、皆

祝儀を申入、

御英武益輝き難有奉存候、

一英夷再度不致渡来候様取計方之一条、岩下佐次右衛門迄申談候処、当分幕府之儀紛々ニ而、御役方も始終相替、何事も替通ニ而事實伺付不申候間、龜忽ニ手出しも不相成、此儀は片時も早々手を不付候而不叶儀ニ候得共、返々も御教誡被仰含越候通、別而大事之訳合候間、能々入念、何分機会を得候而取計候様可仕申談候、一英夷より亜吏を頼候而薩州と之中解をいたし候哉ニ承候間、早速南部弥八郎横浜表江差出為致聞合候処、其通ニ而は無之、外夷人共ニも其通相咄候者も有之、通詞共ニも 公辺より其通取計候様御沙汰有之候ハ、随分取計可申と相咄候も有之哉等之儀ニ而、何ぞ突留慥之儀ニ而は無之段申出候付、尚又右等之儀は勿論、第一再度御国許江致渡来不致と之訳、精々手を付置候様相違置候、只今之処ニ而は、英人何とも不申由候付、何れ之筋とも不相分候得共、本国より之命令を相待候而、何れとも可致模様ニ承候段も弥八郎申出候、

一於

幕府(慶喜)・板倉侯(勝也)之御趣意被相用候様之向成立、

一橋様ニ茂依 召 御上京之筈候処、横浜一港ニ而も鎖港ニ不相成候而は御申訳無之候付、其通相成候段承出候付、井上弥八郎儀は、

一橋様江私儀は

板倉様江參上候而、京都表之事情と御国許戦争之次第等申上候ハ、御口氣ニより右等之次第も可相分、且は英夷御国許ニ而暴之次第を彼等江御達有之、各夷之官長江も御示し有之、英夷誤入申候ハ、氣勢沮喪し再度御国許江渡来も仕間敷、たとへ致渡来候とも、氣勢之強弱は可有之、若英夷不致承服、色々申立候ハ、英夷迄ニ而も拒絶相成候様申上、其通相成候ハ、一夷ニ而も

皇国之為可相成候間、旁罷出申上候方可然申談、弥八郎儀去ル二日

一橋様江罷出、私儀は



板倉様江罷出候得共、御登 城中ニ而逢上申、同三日私儀 一橋(様脱之)江罷出候様、御同人様より弥八郎江御沙汰之段承候間罷出候処、御国許戦争之次第委敷御尋ニ付、巨細申上、同四日私 板倉様江罷出候処、是亦委敷御尋ニ付、同断申上候処、

御両所様共何れも御称誉之御沙汰有之、英夷暴之次第等一同大ニ憤激いたし候段申上候処、何れも御尤と御沙汰之内、就中板倉侯ニは取分御取受よろしく、英之次第甚暴之段強く御咄ニ而、御惡ミ有之御模様ニ相見得候、夷人よりは何とも不申上候哉と御尋申上候処、未何とも不申上候旨、御返答御座候、

一橋(様脱之)ニ而は 御同所様御上京五日と存候処、少々日限相延候段御沙汰ニ候、同五日新納嘉藤次・吉井中助(友老) 一橋様江参上候処、横浜一港文鎖港ニ而、英夷と戦争之次第は其後御糺可有之と御吟味之段御沙汰有之、同六日右両人 板倉侯江罷出候処、

一橋様御咄と御同断ニ候得共、英夷暴之次第早々御糺

相成候方可然、決而英ニ茂色々可申立候間、為証抛人私共応接之場ニ罷出候様被仰付度旨申上候処、至極尤ニ候間、可致吟味と之御咄ニ候間、右等御評決之次第承候為、明日佐次右衛門、板倉様江参上之賦御座候、尤今日参上ニ而、今飛脚便可申上賦ニ候処、今日は御支之由付、明日ニ相成候、

一英夷御国許ニ而差出候書面、亦是御返答相成候御書面爰許ニ而英夷より差出候得共、御届向之儀は何そむつかしく、御尋問等有之向ニ無之候付、御用済次第ニは可罷下候得共、横浜表応接之節、証抛人一条之儀有之候付、何分右之一件相片付候迄は滞府いたし居可申と吟味仕置候、  
右旁此段御内用を以申上越候、以上、

亥

八月八日

堀 平右衛門

帯刀様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二巻第五〇九号

文書ト同文ナリ

文書原寸 縦 一四・三糎 包紙原寸 縦二七・八糎

横六二・三・二糎

横四〇・四糎

六三 江戸吉井中助ヨリ中山大久保へ

薩英戦争ノ件

御両殿様益御機嫌克可被為入、恐悦御同慶奉存候、次ニ貴公様方御揃御堅固御精務之筈奉賀候、随而野夫去ル三日着府、四日一橋公江致参上候処、御用御取込ニ付、明日参殿いたし候様との事ニ付、五日拜謁申上候は、今日拜謁奉願候義別義ニ無御座、此節国元戦争之次第、先日も御届申上通、談判未決中彼より無体ニ蒸気舟奪取候ニ付、不得止及戦争候義ニ御座候、乍去幕府ニ而ハ未拒絶ニ茂不相成候付、爰ニ至り何と致御所置振も可被為在候付、拜謁仕候而御様子奉伺候様被申付、右之段御窺申上候段、

君命を以申上候処、至極尤之事ニ候、全体攘夷之儀ニ付而は、自分ニ茂於京師然と御請をもいたし候儀ニ而、

帰東已来近頃迄段々申上候趣も有之候得共、一円不被行故ニ無致方、再応辞表も奉り、引入候次第ニ候、横浜も密ニ兵糧を送り、且舟修覆等も為致、何共沙汰之限ニ候、然処近日幕府も余程勢相変、已ニ近々横浜鎖港之筋決定相成、若承引不致時ハ一戦ニ可及、何分

大樹公ニも御直ニ御請ニも相成、御下り之事候得は、横浜之儀ハ五ヶ国共鎖港之賦候間、其上双方之事実篤と相糺、曲直分明ニ可致旨御沙汰有之候間、押返し彼曲明白ニ御座候間、御糺被成候致と申上候処、是形捨置候訳ニ而ハ無之との事ニ御座候間、何分可然奉願候、  
実ニ

皇国之御為、且徳川家之御為恐悦奉存候と退出いたし候、且周防守見込も大概拙者見込通致と存候得共、又(板倉勝幹)彼方考も可有之候間窺候、得と被仰候付、おのつから明朝も参候賦之由申上候、

一翌六日朝新納嘉藤次同伴、板倉家江参候処、面会有之候付、始一橋公江申上候趣を以相窺候処、

一橋ハ何と御沙汰有之候欤と被尋候付云々之旨御沙汰ニ而、此御方江も相窺候ハ、又御見込も可有之との御事ニ候段申述候処、

一橋御沙汰通ニ而、爰ニ而別段見込も無之と返答有之、至極親懇之事ニ而向より近寄、先此節戦争之次第如何と被尋候付、絵図を以詳細演述いたし、蒸汽舟此処江相逃置候処、二日晝天か様々ニ而此辺江引出シ、甚言語道断之致方ニ而、此節之儀ハ彼か曲ニ極り候訳ニ御座候間、早々各国江其曲御示達相成度旨、別紙手扣通申述候処、是ハ成程尤之事ニ而、別而可宜何分証拠人無之候而ハ不相濟、戰場ニ出候者も有之候筈と承候付、堀平右衛門も踏戰場候者ニ御座候間、何卒色々御示達被下候様、再応申出置候、一先可及評議との事ニ而、此節ハ実ニ幕府も奮発之体と相見得申候、鎖港共相初り申候ハ、仮令御国江廻舟候共、暫ハ隙取可申、其外京師辺之事情共彼是尋問有之、此方よりも存分申立、別而仕合之至御座候、此節薩之手際大ニ宜ク、別而大

幸之至、とふぞ此機を不拔、幕府も奮発不致候而ハ不成と、此節ハ実ニ無疑様子ニ相見得申候、一先是迄之形行早々貴様方迄申上越候、猶追々事情可申上候、以上、

八月八日

吉井中助

中山中左衛門殿

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第五一〇ノ一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六糎 横二八六糎

亥 江戸吉井中助ヨリ在藩重役へノ別啓

薩英戦争後ノ江戸ノ評判

別啓

横浜丈此節鎖港ニ而、両港ハ先差許置、一橋上京大謀議、決定之賦欵ト推量申候、横浜丈ケとの儀ハ、慥ニ承申候、

一横浜ニ而四十三人手負療治いたし居候由、舟ハ大概修

覆モ調候由、三月ノ後又薩江參と申居候由、近頃横港  
江入候者より承候、しかし鎖港相始り候へ、延引可  
致候得共、御手当向御油断不相成御儀と奉存候、

一今度

君命を以窺出候儀、甚以恐入候次第御座候間、落着ノ  
上罷下り、公裁ヲ相待候含御座候間、左様御聞置可  
被下候、

一此節之御勝利、一橋・板倉等正義之人々ハ勿論、江戸  
中モ大ニ悦ひ居申候、長州敗北ノ後、夷人共日本之手  
并大概相知レ候、江戸杯ハ一挙ニ可敗と虚喝申触シ、  
一統大ニ恐レ且込り居候処、今度ハ夷人モ薩ノ手并ニ  
恐レ候故、一統悦ひ居候由、

八月八日

吉井中助<sup>(友吏)</sup>

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第五一〇ノ  
二号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六糎 横六七・八糎

究竟 京都小松帶刀ヨリ大久保一蔵へ

豊瑞丸発着ノ件

別紙十日ニ出立之便宜ニ相頼置候処、右便間違、明日飛  
脚便岸良江頼差上申候間、左様御承知可被下候、其後も  
異条無之、静謐ニ御座候、一昨日より昨晚迄ハ余程残暑  
敵敷、寒暖計九拾四五度、当年初而之暑氣ニ而、誠ニ不  
順、今朝来は大雨甚敷、此晴上りよりは究而順季相成不  
申哉、御地如何と奉存候、中井も滞京御座候得共、持病  
差起り、未格別之寄談も無之候、しかし最早今日共は大  
ニ順快ニ御座候、着直ニ東山辺江行、持病差起候故も可  
有之、御一笑可被成候、仍内田も此内帰国之由候、浪花  
着之上承り申候、先月十一日豊瑞艦より浪花出船、十四  
日前之浜着船之由承り申候、内田着後は飛脚等は不參、  
十四日立ニ而上京いたし候者有之、豊瑞丸之着港を見届  
出立之段承り申候、何も書余後便可申上候、頓首拜、

八月十二日

大久保様

小松

貴下要詞

文書原寸 縦一六・二種 横八九種

六書 重野高崎ヨリ中山大久保へ

横浜鎖港ノ件

〔朱〕  
「亥八月十二日 重の 高崎」

稍秋冷之折柄、御双位愈以御奉静御精勤可被成御座、恐  
悦之至奉遙賀候、然私共一列、当五日之深夜於長崎、  
異船江乗付候義は、彼地より御報申上候通御座候処、翌  
六日朝同港出船、日州洋通行至而平穩之海上ニ而、十日  
夜四ツ時分金川着岸、番所会所江届申出候処、横浜奉行  
所江も相通し、無子細差通し候ニ付、夜通し通行ニ而、  
昨朝府下江安着仕候、邸中變動之義も無御座候間、御安  
慮可被下候、然処吉井仲介(友交)義、先達東下、在邸罷在候ニ  
付、当地之模様、同人并佐次右衛門等江早速承合候処、  
当分横浜鎖港之幕議最中之由、右は 一橋公御決心ニ而、  
板倉も御同意、是非此際横浜鎖港丈は被相遂候上、

一橋公御上京、至当之大策御建達之御主意ニ而、此節は至  
極之御振はまり相成、御舎弟君御養子御跡目迄も被立置  
候而、御西上之御含ミ候由、乍併何分惣体之幕役ハ、醜  
態仍旧御一致申上ル勢ハ不相見候得共、左程迄御自身御  
決意之上は、此策全ク不相行れ共難申、何分之義は、今  
四五日内ニは事情相弁可申との事ニ御座候、しかのミな  
らす 二城公 京師

御召之御一条も、御猶予被 仰渡候之段、就右は私共奉  
承知候、御用向も東西相応し候一策、齟齬ニ及候形勢ニ  
而、何分小五郎より之一左右不相待候而は、不相叶時宜  
ニも御座候間、暫ク動静相伺候上、手は下し候方可然と、  
衆議仕居候義ニ御座候、おのづから数日は不出、当地之  
決議并 京師之御模様相弁可申候間、其節又々飛報可申  
上候、適便宜を得候ニ付、先到着之御届、且右御一報迄  
申上度、如斯御座候、恐惶謹言、

亥

八月十二日

重野厚之丞(安藤)

高崎猪太郎(五六)

中山中左衛門様

大久保 一藏様

侍者

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七九号文  
書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・二極 横一三三・二極

空 江戸吉井中助ヨリ中山大久保へ

鎖港ニ付一橋慶喜の苦心

〔端裏朱書〕  
「亥八月十二日 吉井」

御両殿様益御機嫌能可被為入、恐悦御同慶奉存上候、

次ニ貴様方御堅勝御精務之筈奉賀候、小夫御同然罷在  
候、御放念可被下候、

一昨日高崎・重野着府、御授策之趣、委細承知仕候、乍  
(五六) (安釋)

去爰許之形勢、先日も申上候通、已ニ横浜鎖港之筋決  
定之訳ニ御座候間、暫時見合之筋、巨細重野より申上  
候間省略仕候、

一昨日一橋付公用人黒川嘉兵衛(雅敬)と申人、此已前より正儀

之人ニ而、此節一橋付相成候由ニ付、面会段々及議論  
候処、猶亦幕情詳細相分、実ニ可恐之情態ニ而、是程  
ニハ有ましと存居候処、沙汰之限りニ御座候、暴論起  
り候茂亦一理可有之、此節御国江侵入之儀も無相違奸  
吏差図之由、極内話申候、只一橋と板倉(勝勝)のミ正論ニ而、  
外ハ論なき次第御座候、右通之勢ニ而、横浜鎖港茂如  
何可有之歟、成程一橋・板倉之処ハ、先日申上候通御  
座候得共、今日ニ至り亦如何と驚居申候、

一一橋此節上京之筋決定有之、已ニ日限迄も相極居候処、  
鎖港一件相始り候付、其上之事と延引相成候由、上京  
之訳ハ迎も各国拒絶ハ六ヶ敷との趣、上奏之賦ニ而御  
座候由、此事件始より大難事ハ差知候事故、此節ハ生  
てハ再帰るましと、御末弟を御養子などの事迄、彼是  
御御定有之、黒川・私共ニも上京いたし候ハ、必京  
師ニ屍を可留との事ニ付、誠ニ感服之次第ニ御座候、  
夫程御決心ニ付御尽力之儀を無ニなし候も、残念之事  
ニ候、乍去京師之情態ケ様ノニ而、中々一通之事ニ

而御採用有之間敷、拙者ニも暫滞京いたし、大概事情も見聞いたし居候、就而ハ一橋公御老人御上京御建白被為在候而も、事成候儀無覚束相考候、先我々共愚論ニハ、尾・会・越等之親藩ハ勿論、薩・肥・筑等、其外大藩江御結合、其上御上京御建白相成候ハ、いかゝ可有之哉申掛候処、至極尤之事ニ付、則一橋公江申上、依時宜而ハ御直ニ申上呉候様との趣ニ御座候而、深ク同意之様子ニ相見得申候、此策被行候ハ、高崎等江御委任之一策も御都合可宜哉、若其通幕府決定相成候ハ、必御国元江茂御相談相成可申候、其節ハ何卒御助ケ被為在度御儀と、只今より頻ニ奉祈居候事ニ御座候、左様御舍居可被下候、しかし横浜鎖港ニ、只今ニ而ハ決定相成居候間、何分暫時見合、追而形行可申上候、

一 横浜先平和之様子御座候、  
右為可申上、如此御座候、猶追々可申上候、已上、

八月十二日

吉井中助

中山中左衛門様

大久保一藏様

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八〇号文  
書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六糎 横一七九・七糎

三 木場伝内ヨリ大久保一藏へ

攘夷親征ノ件

今度為攘夷

御祈願、大和国

行幸 神武帝

春日社等 御拜、暫

御逗留、

御親征軍議被為在、其上

神宮 行幸被 仰出候段、京都内田仲之助(政風)より申越候、

就而は、此御方様江御預り相成候土藩高見弥市、先達而

林休左衛門所江差越承候ハ、長州より再往

八幡 行幸奉願候計策有之候由、畢竟於関東ニ唯今通之

所ニ而ハ、攘夷は逆も無覚東形勢候間、於 行幸先ニ錦  
之

御旗を揚、關東 御征伐可被 遊策略も有之由、未其時  
節ニは難到、同藩ニ而ハ其評議も可致と之段承居候処、  
此節右通

朝廷より被 仰出候ニ付而ハ、兎角前文之一説と致符合  
候様ニ 被伺候付、右高見より承候説も、虚実之間は委  
敷は分兼候得共、全其形儀とも相見得不申候付、為御心  
得、虚実ニ不相拘、形行御内用を以申上候間、御家老衆  
江も被仰上被下儀ハ、御吟味可被成候、此段申上候、以  
上、

八月十五日

木場伝内

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二巻第五二九号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一七・七糎 横五三・五糎

空三 伊達伊予守ヨリ久光公へ

薩英戦争ノ見舞

(包紙ウツ書) 島津三郎様 伊達伊予守

密用

○ (朱)

(封筒) 島三郎様 伊予守

密用

(封筒ウラ) (朱ニツ同シ) ○

拙牘拜呈仕候、朝夕新涼相催快爽存候、先以

御全家様愈御清穆可被成御興居奉大賀候、然ハ、

閣下御帰国、昼夜御焦慮、脩壞兵備御充実、依旧勤

王御篤志可被為在、奉感涙敬服仕候、扱亦先頃ハ英奴船

襲来候処、平昔御議論之如く不辱吾

国体、再三応接之末、彼より吾船掠奪之期に至、果決砲

撃御防攘得勝之趣伝承、其御処置最感興、嗚呼薩哉々々、

無間然夷奴墜胆、大愉快不可言、長之暴発とハ霄壤之違、

乍憚



叡感不啻可被為入奉存上候、尤前後籌略御痛慮之程、深切奉遙察候間、御動靜相何度、側向之者兩名檜垣弥三郎 林基吉郎之

拙价ヲ以奉伺御安否度、尚右之者共ニ左之条件等申合候間、不苦候ハ、御臥内之御家頼応対御沙汰可被下候、

○後日覚悟可相成実戦之御模様、炮台其他戦地之形勢見合させ度、

○御一藩中当時之国論、

○皇国已来成行定見、

○公武方今之御模様離合如何、

○中川親王之事、

○常御所床下へ這入候者之義、

○パン製法方結構之場所、

○此他愚价之者より御尋問申上候義も候ハ、依旧無御伏藏御叱教相成度事、

○右箇条中書載、

公武御間柄ハ実々苦心、且尔後王政ニ御旧復之論も甚敷哉と奉存候処、封建之今日にてハ難被行かと奉存候、外

患より内憂尤在近ニ可有之、内外之患憂輻湊候ハ、乍恐

皇国御維持ハ無覚束候半、右等不能筆楮候間、兩人へ給御示被下度奉渴望候、土州とハ申合、国論一致ニ御座候、

先ハ右等心緒申上度旁如此御座候、此餽品兩種乍輕薄御初候、

両閣下へ進呈仕候、於御叱留幸甚奉存候、恐惶謹言、

仲秋既望 伊伊予守 宗城

松三郎様 侍史

二伸、時下為天下御日

玉奉専念候、乍末

(島津茂久) 修理様御始へ宜敷奉希候、弊藩も防備甚不整、苦心此事御座候、乍然、今日にも夷奴襲来候ハ、在死

而已僕瓦全、乍憚御擲念可被下候、已上、

文書原寸 縦一六・四糎 包紙原寸 縦二八糎 横三八糎

横二三・三糎 封筒原寸 縦一六・八糎 横三・七糎

六蓋 一橋中納言ヨリ島津大隅守殿へ

久光公ノ上京ヲ促ス

〔包紙ウツ書〕

大隅守殿

用事

中納言

八月十七日認

国事之義ニ付、御相談申度義有之候間、御上京有之候様、御頼申入候、委細之義は孫太郎より可申述候間、御聞取り、早々御発途之程待入候、已上、

八月十七日

〔慶忌〕  
一橋中納言

島津大隅守殿

文書原寸

縦一七・八糎

包紙原寸

縦二七・八糎

横四七・八糎

横三九・八糎

六蓋 小松帯刀ヨリ大久保利通へ

〔封紙ウツ書〕

一利通君

清廉

愈御安康被成御奉職奉珍重候、然は一昨日は御見舞被下

候処、病中ニ而失敬相働申候、楮は御所替之御礼、首尾

克被為濟候由、万々奉大賀候、野生煩も快方ニ相向候得

共、今日迄は迎も出勤相調不申、折角薬用等いたし、明日

よりは出仕之心得御座候、御出京前旁御用筋も可有之

と相考、実々心外之仕合御座候、前条之形行故、猶御曳

合申上置候、別荘御出願之義も、今日丈ハ御延し被下度、

明日も御面会日限も御談判可申上候、出仕迄何辺御頼申

上候、此旨早々以乱筆得貴意候、以上、

中秋十七日

文書原寸

縦一六・四糎

横七一・六糎

六蓋 薩藩へ禁闕守衛ノ朝命

〔包紙ウツ書〕

一御沙汰書

薩州家来へ

六五六ノ一

薩州

家来

何れ茂精々尽力之段、大儀

思召候、以後尚諸藩互ニ申合、宜鎮静之道尽力可有之事、

但諸藩詰切ニ而は人数疲労候間、申合交代御警衛可仕

候也、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八一ノ二

号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一七・五種 横三九・四種

六五六ノ二

薩州

右是迄通警衛可致事、会津より早々可達事、加勢葉室様(尾懸)

被命候事、

八月十八日卯刻

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八一ノ一

号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一六種 包紙原寸 縦一九・五種

横二三・三種

横二七・六種

宅笔 京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書

(表紙) (朱) 「癸亥」

文久三年 八月十八日晝より同十九日 夜七ツ過迄之

覚書

奈良原」

一 主上大和国 神武陵江 行幸等 御別紙之通被 仰出

其外暴論之三条、第一逞逆威、上奉迫

主上、下驚万民、種々様々拵偽 勅、此節ニ至り而は

猶更跋扈甚敷付、従浪人共殺害放火心之俣ニ取行、其

上此度 行幸ニ付、御家・加州・細川・久留米・土佐・

長州江御高割ニ而、十萬金之献金、来ル廿七日上納

可仕旨、 御別紙之通被 仰付、且此内より

中川宮様江西国鎮撫將軍之 勅命相下り、急々 御下

向被遊候様、不レ分ニ昼夜ニ云奏衆より御催促有之、其上

(真本保臣) (永戸孝九) 牧和泉・桂小五郎等も毎度參殿、甚不届之申分共仕、

尤 宮様御内武田相模守江浮田何某と申者差遣シ、不

似合振舞共仕、彼と云是と云、実々神人可怒之時節到

来之機会と見及候間、奈良原幸五郎(兼)・高崎左太郎(正風)・上

田郡六(石見)・井上弥八郎等申談シ、去ル十日頃より頻リニ

諸藩之模様相伺候処、会藩以之外致奮発居候事情慥ニ

探得候間、去ル十五日同藩秋月悌二郎外三人江高崎よ

り申談候処無異条承諾、殊之外相喜、早速肥後守様江

申上候処、

宮様にて被為 思召立候ハ、如何様共御尽力可被成

と之事ニ付、早速左太郎

宮様江参 殿細々切迫之事情申上、且策略之次第も猷

言仕候処、則 宮ニは御決断相成、何レ一人ニ而ハ万

事都合も如何敷候間、

(近衛忠義)前関白様江も 御参 内有之候様可申上との 御沙汰

ニ而、直ニ同人桜木御殿江罷出、右之段奉敷願候得共、

兎而も此策ハ成就無覚束、殊ニ一大事之儀也とて、

御同意不被 遊、判

(近衛忠房)左大将様江は御書通ニ而不被遊 御同意様被 仰遣、  
頼と無頼方事機ニ相及、然処

宮様ニは断然被 遊 御英断、十六日之辰之刻 御参

内、尤

叡慮御伺之上、直様薩・会御召之賦ニ候間、無間断可

奉応其機ニ格護ニ而、二本松御屋敷守衛方人数江も相

達、早々致軍備、今哉遅と奉待候折から、案外 宮様

只今還御之由承知仕、取物も不取敢左太郎罷上り、御

都合相伺候処、武田相模守を以被 仰聞候ハ、今朝参

内

叡慮相伺候処、趣意ハ至極尤ニ候得共、只今ニ至り而

は 禁中一人も其命を伝候者無之候間、致方無之と

御合点不被 遊候付、無是非仕合ニ候と 御沙汰被為

在候由承、頼と一同落力を申候、第一右之義世間ニ相

響候而は、実ニ一大事之訳ニ付、大ニ心配仕、可成不

目立様そろ／＼と人数引取申候得共、最早色々世上之

評判も有之由、然処、翌十七日四ッ過、会藩之兩人参

り、宮江只今罷出候処、武田相模守より承候へ、今日

主上より 宮江 御書相下り、薩・会申合早々奮発為致候様との 御趣ニ御座候由、右ニ付如飛走参候との事ニ候得共、昨日之儀も有之甚不審ニ而、今一度 御直ニ相伺候方可然と申談、又々左太郎参 殿仕、押而御目通相願、御直奉伺候処、夫ハ間違ニ候、会津・因州江申合可為挙事との

御沙汰ニ而、宮ハ勿論、薩も一節不立障候様との御事ニ候間、兎而も事相成間敷と相考、案煩居処ニ候と御沙汰有之候付、左太郎も大ニ望を失シ、色々時勢を歎候処、宮ニも御同断ニ而、一人命を奉行仕候者無之とへ、

禁中誠ニ歎敷次第也と 御沙汰被 遊候ニ付、二条様ニ而は如何御座候哉、彼御方は万事 宮様江御同意ニ而、何事も 宮之思召次第 御進退被遊 思召ニ而候段へ、兼而承

知仕居候段申上候処、二条弥其通之存意ニ而決心出来候得は、随分事可行、何分申次之人一人も無之、禁中愾而暴論家計ニ而、夫故昨日も事不成之第一ニ付 二条差はまり呉候へは、弥可相調との 御沙汰故、直様罷下り、会江差越

二条様江右之段言上候様申置、  
(頭啓アリ)「十七日晚左大将様より別段御使者参り、今晚は皆、別段敢決心、左大将様江も罷出、其段申上候処、十六日とは迥ニ違力いたし候様御願被成との御書付相下候事、」  
以之外 御決心ニ而、此上は

御父子共ニ御参 内、御尽力可被 遊と之  
御沙汰ニ而候よし承、難有サ難尽筆紙ニ、弥会藩へ厚申談、軍議致一決、十八日丑之上刻 御四方様一時ニ御参 内御尽力之御賦ニ候、尤御参 内之節 御供之儀 宮様 外ニ云々有之 二条様ハ会藩より御供、近衛様御父子様ハ薩州より 御双方様へ三十人御供、右之人数ハ前刻より上下ニ而

陽明家江罷出居、惣勢ハ 御参内ニ引統張出之賦ニ而 大砲・小銃備付、二本松御屋敷へ潜り居候処、 御刻

限通り

御參内相成候付、則 左大将様御供拾五人、 前様御  
供拾五人、外惣勢ハ 御跡より車砲五丁先ニ陳押立、  
小銃銘々背負候而

近衛様裏御門より押出、公家御門脇江相扣居候処、

薩州

右是迄通警衛可致事、会津より早々可達事、

加勢葉室殿被命候事、

八月十八日卯刻

右之通被仰渡、九門初公家御門ハ猶更嚴重相堅め候様  
被仰付、其上正暴之印有之、公家衆之名書相下り、是  
ニ而一人々々改上、正論之御方ハ參 内差免し、暴論之  
御方ハ松平肥後守江、葉室様より 御達之趣を以押留  
上、両伝奏初一人も不奉入、其上薩・会江即刻九門猶  
又嚴重相堅候様被仰付候間、堺町御門ハ長州之堅場故、  
積年之無念を一時ニ相晴度、押而此方江申受、大砲四  
挺押立、長州番所江前広奈良原幸五郎差越、一通致引

合直ニ 御門江人数備付候、左候而堺町御門長州警衛  
御免相成、跡は稲葉江被仰付候得共引取不申、彼是と  
いたし居候処、聞伝く暴論とも走集、以之外多勢罷  
成候処、

禁中又々 御恐怖相生し、色々御議論相立、右長州引  
払之儀急ニ埒明兼、大ニ心痛不少、実ニ肺肝相挫候義  
数々ニ而御座候、

一即刻在京之諸大名并両町奉行等 御召相成、藩士も正  
論之方々ハ惣而被召候処、九ツ時分より追々と如雲霞  
走集候、暴論公家ハ鷹司様内江相集、尤長州へ荷胆之  
人数も不少寄合候処、

禁中之御評議甚紛々罷成、且上杉・阿州・因州杯ハ先  
後之身構を心掛、長州へ少々荷胆いたし、警衛御免之  
儀は不宜なと申立、既ニ三条江參 内被仰付、是迄  
之罪伏御責督之御吟味ニ相決スル勢も有之、様々心配  
仕候得共、終ニ所司代稲葉へ首尾能引渡立退申候、其  
内幾度も最早可及砲発勢も有之候由、鈴木壮七より細

事承候事、

八月十八日

一私共ハ公家御門脇江扣居、彼是会藩申談、手之及候丈

右之通被 仰出候、仍為御心得可申入旨被申付、如此

ハ尽力仕候、然ルニ夕過より終夜雨降ニ而、皆々混濡

御座候、已上、

罷成候事、

両伝奏

薩州家来

雜掌

何れも精々尽力之段、大儀

八月十八日

思召候、以後尚諸藩互ニ申合、宜鎮静之通尽力可有

御次第不同

之事、

御名

但諸藩詰切ニ而ハ人数疲勞候間、申合交代御警衛

松平肥後守様

(各株)  
松平阿波守様

可仕候也、

松平安芸守様

(後野長訓)  
有馬中務大輔様

右御書付十八日夜中ニ被 仰出候事、

南部美濃守様

(利懸)

一夷狄 御親征之儀、未其機会ニ無之

追而、通覽後飛鳥井家へ可被成御返候、以上、

叡慮候処、 御沙汰之趣施行ニ相成候段、全 思食ニ

一晚景ニハ九門内惣人数五六万人余入込候との事ニ御座

不被為 在候、何れ 御親緒ハ可被為 在候得共、先

候、藩々ニ仍而ハ甲冑を対し申候、銘々大小銃を携さ

此分更被 仰下候、尤於攘夷

るハ無御座候、誠ニ古今未曾有之珍事と罷成、気味能

叡慮ハ少も不被為替候、

キ事ニ御座候、

行幸ハ暫時 御延引被 仰出候事、

一三条・錦小路・万里小路・四条・豊岡・東園・東園・久世・

（重考）  
沢主水正

右人数鷹司様御屋敷より大仏江没落、今十九日伏見へ  
落行、長人夥敷致供居、白刃を携、淀辺罷通候由承候  
事、

一今暮前、藩々江別段所々堅被仰付、惣勢引取候様被仰  
渡候事、

一薩州堺町御門より丸田町、東へ寺町  
西へ鳥丸通迄

右之通被仰付、昼夜一時廻、人数三拾人計ニ而相勤候  
事、諸藩も所々受持之場所所有之、同断也、

一十九日暮過、伝奏より御用ニ而、

中川宮様江昼夜二十人宛相詰、御警衛申上候趣被仰付  
候事、

（本文書へ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第五三三号  
文書ト同文ナリ）

冊子原寸 縦二九糎 横二〇・二糎 一三枚

亥 京都手形所ヨリ大坂御留守居へ

木場伝内ヨリ在藩家老中へ

木場伝内ヨリ在藩家老中へ

八月十八日ノ政変

二通

六五八ノ一

別紙

御所表何欵急変之儀有之由ニ而、昨夜半より此方御親兵  
且守衛人数は勿論、内田仲之助初見聞役外詰人数之内よ  
りも追々二本松御屋敷江出張相成

陽明家江茂罷出、

御所内相堅居候趣追々承得、今ニ引取無之候、諸方より  
も同断

御所江駆付相成候由、京中騒動いたし居候、いまた戰爭  
有之儀は不承得候得共、近国御大名方茂御打登、尤九門  
相締有之趣ニ候、為御心得不取敢三時限を以此段申越候、  
以上、

亥八月十八日

京都

手形所



大坂  
御留守居

追而細事之趣は紙上ニ而難申越候、当御屋敷留守は  
書役三人、蔵役老人、御屋敷廻迄ニ御座候、此内よ  
りも追々ハ交代相成筈ニ御座候、此段も書添置候、

写

別紙之通、昨十八日酉刻より正三時限を以申越趣、今晚  
丑刻過相達申候、就而は急変之儀も有之候付、早速詰人  
数之内式拾人余差登候手当ニ及置候付、此段別紙相添早  
々御届申上越候、追々成行相分次第可申上候、已上、

八月十九日

木場伝内

御家老中様

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第二卷第五三八号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・一釐 横八九・六釐

六五八ノ二

(包紙ウツ書)

御家老中様

大坂

木場伝内

(朱)  
「癸亥八月廿日」

別紙写之通、昨十九日卯刻より中国・九州路共三日半  
限ツ、ニ而不取敢御届申上置候、就而は早速昨早朝よ  
り別紙之人數差登、尤京地穩ニ相成候ハ、上京いた  
し候ニ茂不及筈と奉存候、於其儀は伏見まで其段申越、  
同所より差下候筋時限を以内田仲之助方江申越置候、  
然処京地茂先穩ニ相静候由ニ而、最早上京ニ不及旨内  
田仲之助より伏見迄申越、見聞役村田吉藏迄罷登、其  
余今早朝伏見乗船ニ而罷下り候筈ニ御座候、  
一昨十九日酉刻より正三時限を以内田仲之助より申越候  
趣、事情難尺筆紙次第ニ付、幸加藤十兵衛罷登居、現  
事存知ニ付罷下り候ハ、直話可致、猶又村田吉藏江茂

申含可差下と之趣申越候、

一 議奏三条殿其外公卿七人欠落有之候由、内田仲之助より申越候、

一 昨日伝奏衆より別紙写之通被仰渡候段承得候付差上申候、

一 右之通之儀ニ而何之色地茂相分不申、爰元ニ而諸所江聞合方追々仕候得共区々ニ而、駈と取留不申候得共、承得申候成行別紙相認、御見合差上申候、

右之通急飛脚差立申上越候手当御座候、折柄市来連右衛門急ニ而罷下候付、別紙拾通相添差上申候、尤委細之事實は内田仲之助より可申上と奉存候得共、同所未混雜中之儀ニ茂御座候付、其中不取敢早々此等之段申上越候、以上、

亥八月廿日

大坂  
木場伝内

(島津久徳)  
大蔵様  
(小松清藤)  
帯刀様

(喜入久高)  
撰津様  
(川上久運)  
但馬様  
(川上久美)  
式部様

文書原寸 縦 一四・二種 包紙原寸 縦二六・七種

横三〇・五種 横四〇・五種

亥 八月十七日夜ヨリ京都政変情報 六通

六五九ノ一

今晚八ツ時頃より明方迄鉄砲之音響候故皆々目を覚し、何事之出来候哉と恐敷存居候所、風聞ニは何角

御所々御混雜之事御座候由ニ而、御上京之諸御大名御屋鋪方、皆々小具足・陣羽織等ニ而白之鉢巻、銘々手鐘・鉄砲等を持、数万人

御所江御固ニ相成申候、尤右混雜之次第何共相訳り不申候得共、今ニも軍の始り可申思ひニ御座候、しかし市中ハ平穩取引向等相変り不申候、且今日は上京辺神事場所も御座候得共、今日は出来不申候、日延相成候位之事ニ

而、何角騒々敷、嘸

御所は大方ならん事と奉存候、扱諸家方之出立誠ニ勇々敷姿ニ御座候、先は荒々申上候、以上、

八月十八日

右京都取引先より御銀主森本半左衛門方江申遣候書面

文書原寸 縦一七・八種 横七七・五種

六五九ノ二

(池田茂政)  
松平備前守様御留守居千田金右衛門江承合申候処左

之通直話ニ御座候、

一昨十七日晚因州様陣所江越前様藩中押入切込候由、右

付早速飛脚当所江罷下、当地陣所江注進申出候付、御

家老一人、番頭一人、士分相添鉄炮頭一人、鉄炮組早

々駆登候由、

但相応之死人・怪我人等有之候由、飛脚之者は混雑央

ニ出立之由ニ而、委細之儀は不相分候、

一昨十八日四ツ時分、京都知人之者より私江自分状を以

申越候は、前文因州様江切入候付、早速松平肥後守様(魯俊)

甲冑ニ而御参

内ニ相成、松平備前守様ニは火事装束玉込ニ而御参

内、其外御警衛之御大名方甲冑等ニ而追々御参

内相成候段、私方江申越候、未屋敷より問合無御座候、

一先刻京都町家之者罷下、其者之咄ニは、矢張同様之向

ニ申居候、左候而乾御門ニ而

御所を向三発も打込候由、乍然昨日昼後より穩成御様

子ニ承居候得共、三条辺之者ニ而委敷承付不申由、殊

町家之者之儀ニ付取留候儀は難申上候、

八月十九日

文書原寸 縦一八種 横八七種

六五九ノ三

(維須賀齊裕)  
松平阿波守様御家中長谷川三九郎江承合候処左之通

御座候、

一蛤御門長州様御固ニ候処、何様之訳欵不相分候得共御

固メ御免相成、(箱裝正郭)所司代様江御引渡之段御達有之、右之所より混雜之筋ニ茂相見得申候、

中川宮様一昨十七日夜俄ニ御参

内之処、長州様より右御門御差留相成、(藤司輔照)外関白様并二

(弁政)条様も御同様ニ御座候由、然処昨昼時分右御三方様共

御参

内相成、其外議 奏伝 奏方は未御参

内無御座候由、

一阿州様ニは石薬師御門御固、一昨晚より甲冑ニ而詰切

ニ御座候、

一御所内は毎夜かゞり火焚方ニ而白昼之如クニ候由、

右は儘成儀は京都より不申来、風説且伝承迄ニ而睨と

取留不申候、以上、

八月十九日

文書原寸 縦一八種 横六八・五種

細川越中守様御家中江承合候処左之通御座候、(慶順)

八月十七日夜松平肥後守様御参

内有之、

中川宮様乾御門より御入之筈之処、長州藩中御固之人

数より差通不申、何故哉と御尋之所、

勅命ニ付御通不申候旨相答申候由、然共未

勅命ハ承知不致趣共被

仰達御通り相成御参

内被遊、二条様ニ茂御参

内有之、関白様を始議

奏伝 奏之儀は参

内御差留ニ相成候由、三条殿江は守衛之人数被差遣候

由、

但此守衛人数之儀は三条殿江被召付候哉、亦是三条

殿を不取逃様守衛いたし候儀御座候哉、一向不相

分由、

一 京都は諸家様共甲冑ニ而出張之由、

右之通伝承仕候、未屋敷江は何等之儀不申来趣ニ承得申候、

八月十九日

文書原寸 縦一八種 横六八種

六五九ノ五

川定水主中川重太・伊藤品太郎、昨夜伏見表ニ而承得候趣、今朝左之通申出候、

昨十九日朝堂上方多人数甲冑騎馬ニ而、先之堂上方は緋威之鎧、金之采配を持、其次ニ長州藩中多人数甲冑ニ而拔身を携、守衛いたし、京都より伏見江差越、夫より昨夜山崎通郡山泊り、夫より西宮泊之哉ニ承候由、尤堂上方之内ニは拔身之長刀携被居候向有之、御大名二頭騎馬ニ而付添有之、一人は亀井隠岐守様、一人は毛利讚岐守様之由、伏見人足方北野屋甚吉見聞仕候旨申居候、

一 叡江山松平春嶽様多人数御召列御越、尤福井之御宿坊

有之、夫江御越之処御断申上候得共、抑而摒其外打毀

人数押入、則幕打陣屋ニ相成候噂ニ御座候、

一二条・三条・四条河原江諸御大名様御固有之候由、右は前文越前様人数を相固候哉之噂ニ御座候、

一 堺町御門長州様御固御免相成候付、夫より混雜ニ相成為申哉之噂ニ御座候、

右三行伏見ニ而之噂ニ御座候由承得申候、

一 大坂ニ而長州より下之関は勿論、其外芸州船數十艘雇入空船ニ而昨日より今日ニ相掛西宮江差廻候由、是は前文堂上方西宮ニ而乗船相成候哉之風聞御座候、尤竹崎此御方御手船式艘有之、雇入ニ參候由御座候得共、船頭より

薩州様之御用船之趣申聞相断候由御座候、

右之通申上候、

八月廿日

文書原寸 縦一八種 横一〇四・七種

六五九ノ六

尚々十七日夜より京都大ニ混雑仕候趣、

御所六ヶ門御固御座候由也、御内々越印様御京着被遊候

由、夫故混雑差起候哉と之風舌ニ御座候、

文書原寸 縦一八糎 横一八・三糎

六六〇ノ一 議奏国事参政七卿等免官氏名

二通

六六〇ノ一

(端裏朱書)

「癸亥年」

議奏 広幡大納言忠礼卿

飛鳥井中納言雅典卿

(朱点) 三条中納言実美卿

阿野宰相中将公誠卿

伝奏 坊城大納言俊克卿

野宮宰相中将定功卿

国事参政

橋本宰相中将 麗実

(朱点)

(朱点)

(朱点)

豊岡大藏卿 資隨

東久世少将 禧通

同御用掛

三条西中納言 知季

庭田中納言 胤重

徳大寺中納言 則実

六条宰相中将 容有

柳原右衛門督 愛光

河 鑄 少 将 述公

橋 本 侍 従 実

万里小路 弁房 博

勘ヶ由小路中務少輔 資生

同寄人

(朱点) 正親町大納言 徳実

(朱点) 滋野井中 将在実

(朱点) 東園中 将敬基

文書原寸 縦一六・七糎 横六七・五糎

六六〇ノ二

伝奏

議奏

(定功)  
野宮卿

(胤保)  
広橋卿

議奏

議奏

(有容)  
六条卿

(通親)  
久世卿

(慶応三年四月十六日ノ事カ)  
右今日被免候

(實在・公亮)  
滋野井卿御父子

(隆繁)  
鷲尾卿

(公董)  
正親町卿

(光愛)  
外ニ柳原卿

(為榮)  
五条卿

(朱忠) 正親町少将 董公

(朱忠) 四条侍 從 調隆

(朱忠) 中山侍 從 光忠

(朱忠) 壬生修理権太夫 修基

(朱忠) 錦小路右馬頭 德頼

(朱忠) 沢主水 正嘉宣

(朱忠) 長谷三位

此御方様 備前侯

因州侯

右別段 御警衛被

仰出候筈之由、

一大樹公明十八日参 内御頼之事、

(年代ハ慶応三年カ)

文書原寸 縦一八糎 横三四糎

六一 近衛忠熙忠房両卿より島津三郎公へ

上京を促す

(包紙ウラ書)  
「島津三郎殿

極内密急々

忠熙 忠房

(朱三ツ同シ)

(封紙ウラ書)  
「島津三郎殿

極内密急々用

忠熙 忠房

緘 封

急速申入候、昨今之形勢家来より之注進ニテ定而承知可

有之卜存候、一昨弘暎より大業之基本相開、到今夜邪正分明之道一際相現レ候ニ付而ハ、尤軍旅攻禦之次第も相立、種々碎肝胆候儀ニ候、右之通相現レ候次第在之候ニ付、跡追々治法之群議発端之折柄ニ候処、昨春来段々之成行始終見留相付候諸侯も無之、廟議紛々之異乱ニ及候テハ、実以十陪之国難ニ可相成、国体安危一大事之時節、右之談判被 聞召度、御沙汰之次第モ在之、初発之廟議尤大事之限ニ候ヘハ、何分其許上京無之而ハ人心一同之落居モ無之、正論之筋モ難相立候間、度々遠路大儀之事ニ候ヘ共、此折節上京在之候様致度、左候ハ、  
叡慮モ必然 御安堵之事に可被為在、下情一同之渴望ニモ相叶可申、旁上京偏ニく且夕待入候事ニ候、就而ハ上京有之候ハ、如前文時勢折柄ニ候ヘハ、猛勢之威風不相示候テハ、是又權勢ニ相係候儀ニ候間、兵士多分被召連候様頼入存候、何分ニモ一刻モ早ク国許発駕候而上京頼入候、繁勤公務之寸隙一筆申入候事ニ候ヘハ、猶面

謁万禮可申述候也、

八月十九日夜戌半刻

(島津茂久)  
修理大夫殿へモ宜敷く御伝声希入候、何も幸五郎よ

り御聞之様御頼申入候、以上、

(余良原憲)  
〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第八二号文

書下同文ナリ〕

文書原寸 縦一八・三糎 包紙原寸 縦三〇・三糎

横二〇・二糎 横四二・五糎

空三 京都ヨリ大坂銀主森本半左衛門へノ情報

八月十八日ノ京都ノ模様

御銀主森本半左衛門方江京都取引先より申越候書抜  
十七日堺町御門より寺町御門辺、多人数武具所持相詰  
居候由、其中ニは馬武者南北江行違ニ相成、火事装束・  
陣羽織等ニ而駆付、中ニは怪我いたし候人有之候由、  
一何れ茂様美々敷、七ツ時過三条様外御三方様大仏江御  
馬ニ而御出張、具足御装束ニ而玉擲・鉢巻、諸御大名  
方御家来陣羽織之方多、具足着用之方も多分有之、中



ニも津和野様具足不残着用、右之人数凡三千人計と見  
受候由、

一山科江も同断一組出張相成申候由、

八月十九日

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第五三八号

・五三九号文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八種 横四四・六種

六三 薩藩士ニ対スル朝命

禁闕警衛ノ件

薩州  
家来

何茂精々尽力之段大儀

思召候、以後尚諸藩互ニ申合、宜鎮静之道尽力有之事、

但諸藩詰切ニ而は疲労候間、申合交代御警衛可仕候也、

右は昨日より此

御方人数尽力相勤候付、今日昼時分伝 奏衆被仰渡候事、

八月十九日

文書原寸 縦一七・八種 横四四・四種

六四 大坂加藤十兵衛ヨリ京都林休左衛門へ

十八日ノ政変ニ付長兵退去ノ情報

林休左衛門方江滯京加藤十兵衛より書面之内書抜

一昨十七日夜中より二本松御屋敷江出張、夫より夜明ケ

方ニ出陣、堺町御門御警衛被仰付、外二ヶ所江茂人数相

分り、誠ニく、勇々敷事ニ御座候、就而は長州は御警衛

御免相成引取、日暮時分四糸繩手通大仏辺江止宿いたし

候哉、吉川監物も同断、右内密聞合方として夜前五ツ時

帰宿、夫より河原町屋敷辺江も人差出候処、忽人数

御門より直ニ大仏前辺江一宿いたし候哉、別而静之由ニ

御座候処、今朝早目ニ大仏辺伏見江も銘々差出候処、吉川

は七ツ立ニ而今晩郡山泊、長州は伏見江出掛、京橋辺尾張

屋本陣と欵申所江落着、彼所一宿ニ候哉、直様下坂ニ相

成候哉相分不申候、右付亦々只今より御警衛場江罷出候

事ニ御座候間、細事は御直話ならてハ難尺紙上御座候、

就而は長州下坂も候ハ、御内々御聞合、何分御知らせ可被成下候、尤今朝より追々引取ニ相成候方御座候間、是迄通夫々御警衛被仰付候諸士之外、明日方ニも惣引取可相成哉、未模様相分不申候、尚又相替儀も御座候ハ、早々可申上候、其外略、

八月十九日

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第二卷第五三九号  
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一八種 横七九・五種

○五 七卿ノ官位褫奪其他ノ朝譴

癸 近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎殿へ

久光公ノ上京ヲ促ス

〔包紙ツラ書〕

「島津三郎殿

極内密早々

忠熙  
忠房

〔封紙ツラ書〕

「島津三郎殿

忠熙

緘

極内密早々

忠房

〔墨引〕

何も〔奈良原鑑〕幸五郎其余御家来より巨細ニ御承知可被下候也

追々秋冷増補候処、弥以御勇猛珍重候、過日ハ〔村山斎助〕斎輔上京

致巨細ニ御伝言之趣承、深々悦申入候、近日 京師之形

勢ニ付而ハ、一日寸時も早ク御登京在之度存候、段々内

田〔政風〕仲之助始誠実精勤之至深々感佩之事ニ候、追々

朝廷之御変革深々安心存候、是より弥御大事之場合ト存

候へハ、前文之通少し之遲滞も無、急速御上京之様待入

候、最早御途中之事と存候へハ、尚更日ヲこめ急速く

御上京之様待入候、

上ニ茂度々之御沙汰旁急速く之程待入候、尾張前大納

言ニ茂今日国許発足、廿五日ニ着 京ニ候、仍右已辛便

急キ荒々如此候也、

八月廿二日

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第八三号文

書下同文ナリ)

文書原寸 縦一八・三糎 包紙原寸 縦 三一糎

横六九・四糎 横四二・六糎

村山齋助ヨリ大久保一蔵へ

久光公出兵上京ノ件

(包紙ウツ書)  
「御国元

京都

大久保一蔵殿 村山齋助

(朱)  
「癸亥八月廿二日」

差急用事而已申上候、京師之模様意外之形勢ニ而、先ハ十分勝利ニ御座候得共、長州此俣ニ而相止可申訳も無之、いづれ不日ニ大挙して上京可致ハ案中ニ御座候、左候而諸藩ハ皆畏縮、頼むニ足らず候、其上 朝議も紛々、

宮 陽明様方ヲ始、やゝもすれハ御恐怖ニ而御因循之説のミ行ハレ、甚当惑ニ御座候、唯々寸刻も早く

三郎様 御上 京被遊候様、此機会相失候而ハ、天下之事終ニ不可恢復御座候、万々一火急ニ 御発途不被為叶、暫時御延引ニ候ハ、御定通函書殿ニ而も多人數御引纏、火急御上京被成候様奉存候、兎ニも角ニも此方之少人數ニ而ハ甚無心元奉存候、御人數御繰出し方ハ肥後熊本より豊後佐賀之関江出候此行程三 十里計、夫より六・七里之海上ニ而伊予へ渡り、時宜ニ依而ハ宇和島(伊達宗徳)侯御手船ニ而も借り受、四国路ヲ乗り廻し、兵庫又ハ室(鍋島茂吏)辺江着船ニ相成候ハ、如何可有御座哉、又ハ肥前侯江蒸気船式艘程有之候由ニ候間、御借り受ニ相成候而も可然欤と奉存候、最早長州海ハ通行出来中間敷奉存候、日向灘ハ日本船而ハ甚念遣ハしく奉存候、左候而愚考ニハ、肥後人數ト打合せ小倉黒崎辺江多人數押出し、何となく長州を襲ふ之勢援ヲ張り候ハ、長州国ヲ空ふして上国ニ出張候事ハ相成間敷、此一策ハ得と御勘考被下度奉存候、最早長州興廢存亡之時ニ到り候得は、彼も死力を尽し可申事と存候得は、片時も手抜有之候

而ハ不相叶、返々急速ニ御繰出し被成下度、

皇国万全之大策ハ只此一挙ニ有之候事ニ而、彼ニ被先候而ハ後悔臍ヲ噬とも益なく存申候、

一大和・河内辺江中山侍從諸暴士三百人計ヲ驅り集メ、行幸之先陣として先日より差越、五条之代官所へ打入、火ヲ掛焼払、首ヲ数多切り掛、猶又徒党ヲ集メ、河内之狭山城ヲ乗り取候結構之由御座候、是以長州之指揮と相聞得申候、誅罰之打手被仰付候筈ニ候得とも、いまた今日迄ハ、御決議ニ相成不申候、ケ様ニ最早断然ト反逆之色ヲ顯し、鳳輦ハ勿論、内侍所之神器迄移し候程之勢ひニ御座候間、返々も切迫極り申候、御察可被下候、御上京、御決策之儀ハ、近衛様・宮様方へも申上、邸中之諸士へも相洩し候処、皆々大ニ相競ひ、実ニ一日千秋と御待申上候、最早此方ニも騎虎之勢ひと相成、皆々死地ニ入候得は、乍此上多少之人數ヲ以、十分之勝軍仕度念願山々ニ御座候、是迄火急之切迫のト申上候事も段々有之候得とも、実々此節之

事而已ハ意外ニ御座候、万々一海路隔絶ニ而

御上京御隙取被遊候ハ、致方も無之候間、大兵ヲ以長州へ御侵入被遊候ハ、是以奇妙たるへく、此御一策行ハレ候得は、直ニ征長之

勅諭ヲ申下し、京詰之人数も星夜馳下り可申候、返々も火急之、御決断奉願度、今日早打ヲ以此段申上候、以上、

八月廿二日

村山齋助

大久保一蔵様

玉几下

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第八四号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一六・四糎 包紙原寸 縦二七・二糎

横一八四・四糎 横三一・九糎

六六 内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ 二通

八月十八日ノ政変ニ付

(包紙ウツ書)  
一御中途

京都

大久保一藏殿 内田仲之助

〔癸亥八月廿二日〕

ノ

┌

六六八ノ一

京師不容易形勢御傍觀難被成、去十八日

宮様 陽明家御父子様 二条様 徳大寺様等被仰談、会

薩より御供被仰付、九門差堅、正義之御方々様而已御参

内、且在京之諸大名衆又ハ御家来御召ニ而、一時ニ暴論

之長州様御家来始浪人、且三条様以下七人之公卿取円罷

下候形行、御家老衆江御届申上越候付、御覽可被下候、

就而ハ同様御届申上度存候得共、何分手廻兼候付、彼是

御推量くれ

三郎様御早目ニ

御上京之処、不都合無之様御周旋被成下度、

此御方纔百人余之御手薄ニ而、甚心配仕候付、訳而此段

旁申上越候、以上、

八月廿二日

大久保一藏殿

追而、乱筆御推覧奉仰候、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八五ノ二

号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・四糎 横八八・九糎

六六八ノ二

村山斎助よりい細申上候趣披見、尤之儀ニ付、何卒可然

様偏ニ御周旋可被下候事、

八月廿二日

大久保様

書洩之余ハ、永山・西田より御聞取可被下候、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八五ノ一

号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一三・九糎 包紙原寸 縦二七・五糎

横二五・五糎 横三九・八糎

京都 内田仲之助

三六 岡部豊後ヨリ小松帯刀へ

長崎石炭積込ノ件及横井平四郎帰国ニ付

(包紙ウツ書)  
「小松帯刀様 岡部豊後

堅用

(黒印)

一筆致啓上候、秋冷之節益

御機嫌能被成御座奉恐悦候、随而貴家愈

御清寧被成御勤仕奉賀上候、御地罷出候砌は深厚蒙

御懇命難有奉存候、就而は段々不容易御手数罷成、千々

忝奉万謝候、貴陰ニ而何茂無異儀当廿一日長崎到着、同

廿二日御懸合申置候石炭無滞積込、廿三日同港出帆いた

し候間、此段御承知可被下候、右一件ハ此表御留守居中

より御達可有之候条 御承知被下度候、扱先年来越前江

御頼相成候肥後藩横井平四郎(小徳)と申人、今度帰国ニ付、此

表ニ而致面会、弊藩之事情承り候処、少々申上度儀御座

候ニ付、同人より申上具候様相頼候間、右横井紙面ニ而

御承知可被下候、尚又

三郎様御上京之時、何日 御着坂、何日 御上洛と申儀

御訳り相成次第、急度為御知被下候様奉願上候、出帆前

取込不尽、委曲早々如是ニ御座候、猶期後鴻候、恐惶謹

言、

中秋廿二日認

岡部豊後

小松帯刀様

追啓、同道兩人より宜御礼申上候様呉々申出候、已上、

文書原寸 縦 一六・二種 包紙原寸 縦二七・二種

横 二二・八種

横 三九・五種

三〇 高崎左太郎ヨリ大久保一藏へ

久光公上京ニ付幕船借入ノ件

高崎左太郎ヨリ中山大久保へ

合二通

薩英戦争ニ付奏上ノ件

六七〇ノ一

(包紙ウツ書)

「二之丸

大久保一藏殿

高崎左太郎

〔<sup>(朱)</sup>亥八月廿三日〕

此節大挙之始末、詳悉奈良原・永山・西田等ヨリ御聞取可被下と懇と不申上候、実ニ再不可得之機会ニ而、

朝廷之紀綱此時ヲ置テ振期ハ有之間敷と無余念思詰候、

就而ハ此結局ヲ取候ハ、我

三郎公ヲ置テハ外ニ無之、不待論処、尤 御上京之御決

心ニ相成居候由村山より承知、実ニ

皇国復興之瑞と一同三秋奉待居候、片時も早 御出発之

所九拜奉伏願候、夫故此方ニは昨日

御両殿様江申上、<sup>(兼川慶勝)</sup>尾老公江謀、幕船五艘借入、鶴崎江廻

貫候筋ニ取計畫申候、直様尾士角田休次郎・何々銀三郎

兩人江委細御託御細状御認御差下相成申候、右兩人も五

艘ハ如何難計候得共、三四艘ハ定而相出来可申と為申由、

是ヲ謀も僕上京後頻ニ

三郎公御上京之事ヲ老公御願之由申參、例え国難辺之事

を以返答いたし置候得共、是非々々公武ノ御為、国ヲ捨テ

御出ヲ願度、若此儀御許容無之ハ幕ハ是限ニ而、就而ハ

親藩も頓と立行不申と再三歎願いたし居候事故、如何様

共其辺は御周旋相出来可申欵と存申候、此段申上越候、

以上、

八月廿三日

高崎左太郎

大久保一藏殿

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八号文  
書下同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・三種 包紙原寸 縦二七・四種

横 一〇四種 横三七・四種

六七〇ノ二

<sup>(通稱)</sup>三島弥兵衛便より申上越候通、此節戦争之次第詳悉伝奏

<sup>(野高定功)</sup>野々宮卿江申上置候得共、第一

天聴ニ奉達度は諸士之勇働絶倫之処ニ候、然共此儀は誇

ケ間敷相聞得難申上訳ニ而御座候間、 前殿下江細曲申

上、御都合を以奏聞被 成下様奉願置候処、過日被 召

致參殿候処、御沙汰ニ晦日会津馬揃

観覽之折、

玉座ニ侍候は我と議奏ニ而候処、央ニ議奏手水ニ立候透を以、其方より承候次第委細

奏聞いたし候処、

御感悅之

叙意

龍顔ニ相顔、頃日之配慮ニ鬱悒送日候処、此一左右不測

茂相聞得、余り之嬉しきニ祝盃を傾候処、飲過候而両日

少し不気色候、今日亦々委敷承、

朕意実ニ不堪怡悅候間、此段可申聞置との

勅諭ニ候由、今ニ不始事とは乍申、何共難述言語御冥加、

御互に難有仕合ニ候、

今上天皇御諱統仁春秋三十三

親王 同 睦仁 十二

准三后 同 夙子 三十一

仁孝天皇皇女  
敏宮淑子内親王 三十六

和宮<sup>同</sup>

十八

御存も可有之候得共申上越置候、以上、

高崎

中山君

大久保君

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇五号  
文書下同文ナリ)

文書原寸 縦一六・三釐 横九〇・一釐

空 京都内田仲之助ヨリ大久保一藏へ

林休左衛門ヨリ七卿西走ニ付探索報告書

(包紙ウツ書)

一御国元

大久保一藏殿

京都

内田仲之助

(朱) 「癸亥八月廿九日」

林休左衛門より内田江遣候写、御国許江ハ既ニ御届  
相成居候半欵



三条殿初欠落之公卿、又其浪人等如何之模様も難計、細々聞合何分可申上致承知、長州初当所江は下坂無之、山崎街道通行、西之宮より乗船之模様ニ而、於当地小早船段々借入差廻段相聞得候付、則慥成者兩人為聞合方、去ル廿日より西之宮・兵庫等江商人体ニ而差出候処、左之通申出候、

一去ル廿日長州人数京都より山崎街道通行、西之宮江出、公卿三条殿・四条殿之由ニ而、外ニ耆人は名前不相分、いづれも重立候人と相見得、乗馬ニ而候由、付添候者共いづれも解髪・白鉢巻着込等之由、

一毛利(元魁)讃岐守凡人数貳百三拾人計、吉川(経亮)監物人数三百人計、長州家老益田弾正初其外藩中凡六百人計、惣人数凡千百人計、何も鉢巻いたし、白装束ニ而、背ニ姓名を記し、銘々鎗又は鉄炮携居候故、所之者共驚惑何事欤と相尋候処、無別義、万一京都より追手差越事も難計候故ニと相答候由、西之宮参看は廿日暮前着、都而止宿之賦候処、前日十九日作州津山(松平慶倫)侯泊ニ而廿日ニ出

立之賦候得共、京都急變到来之段相聞得、滞在相成折柄、土州女中泊リニ付止宿為差支由候得共、公卿并長藩丈止宿相成、俄ニ毛利・吉川等之人数は不殘踏越、兵庫江同夜四ツ過頃着止宿之由、

一西之宮止宿人数は暁七ツ時出立ニ而、兵庫五ツ半時分着之由、

一公卿并警固人数六拾八人、兵庫旅宿猿込町豊島や嘉兵衛所之由、右下向ニ付而は、日向船并小早船都合八拾余艘借入相成、廿一日夕方毛利・吉川之藩中致乗船候由、公卿其外警固之人数同夜四ツ時分乗船相成、翌廿二日昼九ツ時分迄ニ兵庫出帆相成候由、

一長州家老益田弾正事、跡抑トして昼八ツ時過頃乗船いたし候由、惣藩中江耆人ニ付仕舞料金耆兩ツ、僕江は耆人ニ付金貳歩ツ、於兵庫渡方相成候由、  
一津山侯廿二日五ツ時分西之宮出立相成上京之由、  
一廿日夜四ツ時分、兵庫小豆や助右衛門所江吉川監物側廻之者共貳拾耆人、供方之者共九人、都合上下三拾人

止宿為致由候処、何れも為何咄も不致候付、何事ニ而

罷下茂色地不相分候間、供方之者共江京都大變為有之

哉ニ承り候、御下向之儀は何故ニ候哉亭主共より相尋

候処、京都騒動ニ付長州受持之場所江出張相成候処、

先陣ニ薩州様御人数御出張相成居、少人数ニ而大砲相

備差向、此方人数は多人数ニ候得共、右次第殊ニ大國

之事ニも候間手向不致、其佩々々引取相成罷下段為申

と之儀、小豆や之者とも為相咄由、

一 小豆屋之儀、御国御本陣之儀は全不氣付由、然処出立

掛御紋付錦之旗を目ニ懸、爰は薩州本陣ニ而は無之哉、

藩中どもより相尋候由、船問屋ニ而候段相答候由、

一 公卿衆初警固之者とも通行掛桶公石塔參詣、又は生田

之森江參詣為有之由、

右之通承得候段申出候、此段早々為御知申上候、以

上、

八月廿三日夜

林休左衛門

内田仲之助殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九号文  
書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一四・五種 包紙原寸 縦 二〇種

横 二四七・五種 横 二七・五種

三三 堀平右衛門ヨリ喜入振津小松帯刀へ

薩英戦争ニ付英国トノ談判

(包紙ウツ書)  
「振津様

帯刀様

堀平右衛門

極御内用

封

(朱) 「癸亥八月廿四日」

」

(友契)  
吉井中助昨朝

(勝勢) 板倉様江罷出候処、箱館・長崎・横浜等都而鎖港之儀

は当時迎も難相成候付、横浜一港丈先鎖港之御決定ニ

而、来ル廿八日於横浜応接御取掛之賦、尤英夷御国許

ニ而暴行之一条は、一所ニ而は不宜候間、引離候而致

応接賦ニ候、就而は彼夷之儀、得手勝手而已申ものニ

候間、彼之非は差置、決而色々申立ニ而可有之候付、

何れ其方共ニも其場ニ出候而、現事之成行不申述候而

は相成間敷旨御咄之由中助より承届候付、其通ニ而御

達相成候ハ、重野厚之丞并私共罷出筋、岩下佐次右

衛門其外折角吟味仕候事ニ候、左候而其筋ニ相成候ハ

、応接之幕役江前以差越、其節ニ至候而少しも不疑

無滞論判いたし候様、篤と打合置候様仕候方可然吟味

仕候、

一高崎猪太郎儀、昨日 一橋様江罷出候処、都而鎖港之

儀は迎も難相成候付、横兵丈鎖港取掛、近々御同人様

ニも御上京之賦ニ候、其通ニ而

朝廷之御都合相濟め候得は、随分可相濟丈之模様ニ候

哉、

叡慮為何致上京具候様御頼ニ付、同人儀は英夷(折合ノ意)折り得

相付候為め被差越、応接等之儀も有之候旨申上候得共、

其儀は外々之者共可罷在候付、是非致上京具候様無拠

承知仕候付御請申上、即昨夜出立急ニ而上京いたし候、

尤御国許江は上京之上形行町便等を以委敷可申上旨、

猪太郎より承届候、

右旁此段極御内用を以申上越候、以上、

但中助・厚之丞よりも御側役江向形行可申上越段も

承届候、

亥八月廿四日

堀平右衛門

撰津様

帯刀様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八八号文  
書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一四種 包紙原寸 縦二九・三種

横二六・五種 横四三・三種

三三 重野吉井高崎ヨリ大久保一蔵へ

横浜鎖港ノ件

重野吉井ヨリ大久保一蔵へ 合二通

タイフル及アルムストロンク砲ニ就テ

一(包紙ウツ書) 高崎猪太郎

大久保一蔵殿

重野厚之丞

(朱)  
「癸亥八月廿四日

江戸より」

六七三ノ一

一 鎖港之幕議手を尽し、探索仕候処、三港又ハ横浜一港

拒絶之両議相決兼、一昨廿二日、沢勘七郎三港拒絶之

大議論、痛ク建白いたし、一橋君も一応被同其議、大

樹公江御伺相成候処、大樹公ニは此際一港丈之御定論

ニ而、尤板倉最初より其説ニ候ニ付、終ニ一港之処ニ

御決定相成候段、一橋君より承知仕候、

一 横浜鎖港は御決議相成、廿八日より応接御取掛之賦御

座候得共、右応接之向委曲此方より理解致し、彼之本

国江掛合相成候様成立候筋被相伺、即より兵争之場ニ

は至り申間鋪欵との、一橋君御口氣ニ御座候、

一 御国本之事件、何分決着相付候様、一橋君江度々申上

候処、是非左様無之而は不相叶義ニ候間、鎖港之応接

と一緒相発し候様、御取計可被下との事御座候、尤英

人は別段其一事ニ付応接相成、私共も其席ニ連り候ハ

、証拠人ニも相成、可宜との事御座候間、其心組罷

在申候、

一 応接之模様大体相弁り候ハ、早速一橋君御西上之賦

来月三日方と、日限迄も御内定之御直咄ニ御座候、其

期ニ至り候ハ、是非

三郎様御出京被遊、御尽力之処、偏ニ御倚頼之向奉

承知候、おのつから越前・土佐・因州・筑前等之名賢

候、不残御会合之御存慮之由承知仕候、

一 応接之惣裁役大久保豊後守江、幕命相下ル向ニ御座候、

就右御国元一件、細々此仁江示談いたし置候様、手筈

仕候、尤板倉も応接ニ被預候賦御座候間、彼方へは先

達より細事言達仕置候、

一 猪太郎事、昨日一橋邸江罷出候処、此節横浜鎖港一件

ニ付、乍苦勞上 京致し、是迄幕議紛興

叡慮通、三港拒絶之大議迎も奉行難叶、依之一先一港  
丈之処決定仕、近日応接取掛候筋御座候ニ付而は、

京師

思召、何様可被為有御座哉、右旁之処、 前天下様ニ  
付而奉伺、迅速御報可申上之旨蒙仰、即刻出立ニ而、  
昨晚方当処発程仕候、就右而は先便申上候通、奈良原  
小五郎より、 京師之一左右昼夜相待申候得共、于今  
一報無之、昨今之風説ニハ、 京師ニ於而何欵一変事  
到来いたし候杯、取々之事ニ相聞へ候間、右様子探索  
彼是をも相兼、猪太郎老人ハ西上仕候、尤爰許応接立  
合ニ就而は、佐土原両士并中介なども罷居候ニ付、差  
支有之間鋪との衆議御座候、

一此度 御国許より被仰越候御書面之趣、越前・肥後・  
久留米諸藩奮興之形勢等、一橋君へ細々申上、ケ様之  
時勢相成候上は、関東鎖港応接尾成候而御上 京相成  
候ハ、各藩合従大議御建立之機会御座候半と申上候  
処、御同人ニも御同意之体御座候、

一板倉方此節ニ到り候而は、懇心ニ我藩を倚頼之体ニ御  
座候、昨年

三郎様を奉疑候事共、実以不明之至と、前非を被謝、

此上は 御合体ニ而 御尽力被成下候様可申上旨、直

ニ承知仕候、

一仏夷を以長藩を撃、英夷を以我藩を襲候策を立候者は

水野和泉守(忠精)・井上河内守魁首ニ而、其議ハ決而不宜段

一橋君より遮而御差止相成候得共、後事は右兩人請合

可致とて、請合状迄も差出し候時宜ニ而、一橋君ニも

再度御辭職之御決心迄相成候段、極内御直話承知仕候、

簡様之情態の以幕議、混雜致推察候様、深ク御歎息ニ

御座候、

右之条々急報申上候、猶追々可申上候、以上、

重野厚之丞(安禪)

亥八月廿四日 吉井中助(友実)

高崎猪太郎(五六)

大久保一藏様(利通)

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第八九号文  
書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・四極 横二〇三・一極

六七三ノ二

一 タイフル并アルムストロンク砲之義、英人近年之發明

ニ而、戦争ニはあまり相用候儀無之、此節相用候処、

本込ニ而船中取扱ニは、至而弁利也、乍然教発打時ハ

筋立ニ痛を生し患あり、又玉打ための処ニ参り兼、諸

方ニ飛散候、又火薬不上品ときは、筋ニがす入り、お

のつから筋くされ込候、右之教弊あるを以、已後ハ取

止候哉之説ニ御座候、此一段松平丹波守殿藩士大砲懸

西郷弥門と申人、横浜ニ而聞得候新聞ニ御座候、尤府

下砲術者流より茂、右之説承得候、此二種之砲之事ハ、

亜米利・仏郎西ニ而も、色々説あつて、未不用由御座

候、

一 蘭人ハ四ポントより拾六ポント迄之タイフル并アルム

ストロンク相用候由、英ニ而は八十ポント以上茂相用  
候由、

一 此節当所川口ニおゐて、諸侯等調文ニ而、六角之大砲

本込唐金鑄製出来候由、是亦筋入同断ニ而、六角之假

ねヅリ之故、角之痛無之、カス付候義も無之、至極弁

利宜敷候由承得候、愈出来上り打試等御座候ハ、実

証可申上候、右肥後七左衛門より申出候ニ付、御心得

ニも相成候半と言上仕候、尤同人ニ茂実物取扱候儀ニ

は無之、風聞而已承得申出候儀ニ而、虚実之処ハ追而

確報可申上との事ニ御座候、

一 松木・五代兩人之義、先便にて申上候通、横浜又は箱

館何方江欽罷在候義、今以相分り不申候、夷人ニ茂深

ク秘シ置候体被察候ニ付、此節鎖港応接之序、幕役江

相頼、夷人江承合可申含御座候、

亥

八月廿四日

重野厚之丞

大久保一藏様

吉井中介

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九〇号文  
書下同文ナリ)

文書原寸 縦一六・六糎 包紙原寸 縦二六・五糎  
横 八七糎 横四〇・四糎

三 江戸重野厚之丞吉井中助ヨリ在藩大久保へ

英国ノ薩摩再襲ノ有無

重野厚之丞?ヨリ大久保へノ別啓

幕府久光公ノ上洛周施ヲ望ム

吉井中助ヨリ大久保へ

三通

横浜鎖港ノ件及薩英談判ノ件

(包紙ウツ書)

江戸

大久保一蔵殿 吉井中助

(朱) 「癸亥」

八月廿四日発ス

封

六七四ノ一

(端裏朱書)  
「癸亥八月廿四日 江戸より 重の 吉井」

以飛脚啓上仕候、秋冷相募候処、愈以御清健御精務可被成御座、恐悦奉存候、私共無異在府仕候間、乍憚御休意可被下候、然は去ル七日御仕出御用封、廿一日長崎表ヨリ相届拜見仕候、越前・肥後・久留米諸藩奮起、合従之大策可被行時勢成立候上は、御国事は大体無事ニ而朝廷江十分 御尽力被遊度御主意奉拝聴、誠以為天下国家恐悦之極奉存候、就右当地形勢、別紙を以申上候間、言上被成下度、尤猪太郎義は、<sup>(高崎五六)</sup>昨夕発足西上仕候、仔細是亦別紙申上置候通御座候、英夷掛合之一件は、廿八日横浜応接之向ニ而、成否相弁可申候間、其節迅速御報可申上候、御国御戦争之義は、余程御高名之取沙汰ニ而、英夷も存外損傷ニ及、其上当処鎖港之幕議相洩申候欵、先当分通ニ而は、急々 御国元江差越候向ニは相見へ不申候、雖然虜情確知難成候ニ付、無申上迄義御座候得共、今日ニも襲来之御用意は、増御堅固之処奉仰希候、先は

要詞申上度、匆々如斯御座候、尚後鴻細縷可申上候、恐  
惶謹言、

亥

八月廿四日

重野厚之丞  
吉井 中介

大久保一藏様

侍史

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第八号文  
書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・六種 横一一・三種

六七四ノ二

別啓

幕吏之因循筆紙ニ難尽、己ニ今朝共ハ板倉門江張紙有  
之、其趣幕府之御為を不思、京師并一橋公へ諂ひ、不  
忠之所業ニ付、退職不致候ハ、我々共兼而手練之鉄  
炮ニ而、打可申との張紙有之候、是ニ而御推計可被成  
候、しかし下は随分振居候者茂御座候、

一先日高崎、板倉江出候節、薩州之義ハ、去年

三郎殿出府之時分迄ハ大ニ疑居、今更後悔千万ニ候、  
世上之流言且色々書付等茂有之、疑居候処、其後追々  
御尽力之御趣意承、実ニ不堪感服、只今ニ相成候而ハ  
別而御なつかしく存居候、是非此節ハ御出京御尽力不  
被下候而ハ不相濟、如何之御様子欵、御出可相成欵と  
の事ニ而御座候由、此儀御国元江申上可具との趣被申  
候由御座候間、高崎ニハ上京いたし候間、私より為御  
心得申上候、

一(鍋島齊正)  
肥前老公

三郎様とならば、御合体御尺力可被成との御趣意御座  
候由、何分此人ハ英物ニ相違無御座候間、此御方より  
御打合相成度ものニ御座候、

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第九一ノ二  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・二種 横八八・一種



六七四ノ三

尚々高崎儀、一橋公御内命有之、昨日出立上京仕

申候、趣意ハ重野より申上候間、略之、

御而殿様益御機嫌克可被為入、恐悅御同慶奉存上候、

二ニ貴公御堅固御尽力之筈、目出度奉存候、爰元ニも

皆々相揃、無異周旋御座候、乍憚御放念可被下候、

一横浜鎖港漸々として決議相成、先来廿八日心接之賦ニ

而、内評大久保豊後守と相定居候由、昨日一橋公より

内々高崎窺得候、就而ハ一緒ニ奪舟之曲被相糺賦候間、

其節ハ踏戰場候者、其場江可罷出、尤鎖港之心接各国

江申渡、別段英江曲直分解之心接有之候様子御座候、

依而堀・重野并下拙ニも出張候賦御座候、野拙考ニハ

先奪舟之曲を此方より必申懸、迎も承引致間敷候間、

生麦一条之儀を彼方より必申懸、迎も承引致間敷候間、

其時無是非御秘策通之居合相付候ハ、可宜相考、一同

江も議論相立、一決之事ニ御座候、しかし出懸不申候

而ハ、何共不相分候、

一 大久保豊後守は余程前後を踏へ、おとなしき人物之由

御座候間、其内遂熟論置候ハ、大ニ都合可宜との吟

味ニ御座候、兎角此節は能所ニ而居合可相付と見込申

候間、御安心可被下候、

一 鎖港談判も彼方本國江可申遣との所ニ而、則戦争ニハ

及間敷との御見留之由、一・板より高崎奉候、依而

一橋公是非御上京可被遊との御事、尤板倉頼ニ御勸メ

申上候由、九州表も余程振立申候由、実ニ東西一時ニ勃

興時節到来ニ御座候、今朝板倉江九州表之事情内分申

出置候含ニ而、参申候得共、登城差掛明朝参る筈御座

候、何分横浜表之一条相片付不申候而ハ、手之下シ様

無御座、折角責立申事ニ御座候、来月初迄ニハ何分相

分可申候間、早々馳下、彼是御直話可申上候、然処只

今承候得は、京師も何やら変事有之たる哉ニ御座候、

陽明家など御危急之事共被為在候ハ、私丈ハ上京可

致、重野申事ニ御座候間、模様次第ニハ其方江振向ケ

候欤も難計、何分一日も早く名賢公方御出京、当時第

一之御急務と奉存候、猶委細之義は、重野より申上越候間、荒増形行如此御座候、恐惶謹言、

八月廿四日

吉井中助

大久保一藏様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九一ノ一  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・二釐 包紙原寸 縦二八・五釐

横 一九四釐 横 四二釐

### ○三五 内田仲之助ヨリ京撰状況報告

亥 谷村小吉ヨリ大久保一藏へ

京師ノ状況及二本松邸築造進捗ノ件等

尚々前後不通之文面、よろしく御推覧可被下候、

一筆啓上仕候、先々乍恐

上々様倍御機嫌能被為遊御座、恐悦之御儀御同慶過之  
す奉存上候、尊兄様猶不相替御忠務之筈と奉大慶候、

二小子ニも無異昨廿三日朝上京仕、則

陽明様江參殿仕候処、洛中は勿論所々御警衛人数美々  
敷武器相備、相堅メ罷在事御座候、此 御方様ニは当今  
陽明様御門前江御番所御出来相成、右江張番罷在事ニ  
御座候、実ニ前代未聞之形勢、御賢察可被下候、近  
衛様御殿江は尾州其外二三藩、御玄関ヨリ御広間之辺  
尤 此御方人数も相詰罷在事ニ而、更ニ大騒之次第ニ  
御座候、

一 昨晚四ツ時分

近衛御父子様御退參ニ相成候間、直様拜謁奉願候処、  
則被召出、逐一被 仰進候御趣意之旨奉申上候処、別  
而御満悦不斜、御機嫌被 思召上候間、右之形行首尾  
貴兄様迄申上越候間、御披露等之儀とも可然様奉頼上  
候、其刻御意ニは、三条はしめ七人之人数長州之様没  
落之公卿一同、解官位被 仰出旨御評決ニ相成、明日  
御発之筈可有之と之段、奉承知候、前議奏中山・正親町  
兩卿ニは以前之通、御再職之筈之由御座候、又当関白  
殿下様ニハ、下々一統之人心素より不服心なから、当

時は先辭職之御取揚も有之ましく、其故ハ既ニ今日も右之三條等解官位之儀ニ付而は、殿下之御決断ニ出候由、右等ニ付而も

叡慮ニは少々御侍ミ之御模様之御様子、且殿下全体之生得は善性なれハ、勢ひ次第ニ候之旨と、今日も既ニ主上御沙汰之段御洩し御座候間、此段も為御心得申上越置候、

一(島津久光)二丸公御上京唯々御待兼之御様子無申計御座候、就而

二本松御屋敷は既ニ今日より御作事ニ手を付申候、伏見之方江は、今早天より吉田清十郎被差越、御取毀之筈ニ御座候、尤余程御手広之御屋敷ニ而、何様とも御出来相成申候間、誠ニ大慶之時宜ニ御座候、且御本門も疾クニ御出来ニ相成居、又御土蔵等も二階付二拾枚敷之二ツハ御成就ニ相成居、御長屋等至而美々敷有之候、是非御上京迄ニは御成就可相成候様、精々相励す事ニ御座候、相国寺之方江は、為用心土手築可然旨、詰合人数等申談置候、右御普請ニ付、於御国元承知仕候通、

村田源右衛門・吉田清十郎兩人江御作事奉行寄掛被仰付申候、然処いまた高崎孫四郎外ニ下目付老人、棟梁も滯京仕居、旁以仕合之至御座候、吉田は別而能相弁し罷在事ニ而、無上大幸此事ニ御座候、高崎等はいまた近衛様御方御風呂屋等御造立不相済由ニ御座候、奉行余計ニ御座候へとも、此旨は不遠期貴顔、心事可申上候、勿論 近衛様御裏御門より壱町計、御屋敷迄ハ御座候、

一江戸表江御兵具方足輕等其外、武器類見合を以差登せ候様、岩下方江内田より今日町便を以、掛合之筈御座候間、此旨も申上越置候、

一公儀蒸気船五艘程御借用之儀、昨日尾州江御達し相成たるよし、左候而つる崎迄廻船之筈之由、しかし五艘とハ迎も不居合候半と、

左大將様御沙汰ニ御座候、右之趣は多分内田等より可申上越と奉存候、

一昨夕刻洛中鈴木等同伴ニ而徘徊いたし候処、他藩は至

而美々數相備居候へとも、

御当家ニおひてハ人数ハなし、唯々御番所前江御紋付

ふるけ御ま<sup>(ま)</sup>とひ等之事ニ而ハ候へとも、兵威酷しけれ

ハ、却而凜然たる事ニ御座候、御一笑可被下候、誠哉、

かゝる折柄上京何とも武門冥賀不可過之と、深々難有

事ニ御座候、繁雜取込ミ御察可被下候、先々飛脚被差

立候間、形行如此ニ御座候、余ハ不日中便宜と相讓置

申候、おのつから細事は内田等より可申上と奉存候、

何も草々、恐惶謹言、

皇都ヨリ

八月廿四日

谷村小吉<sup>(昌武)</sup>

未之下刻相認

大久保一藏様

机下

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第五四二号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・三種 横三九五・五種

卷七 京都内田仲之助ヨリ小松帯刀へ 一通

大和河内方面浪士暴挙報告

二冊添

六七ノ一

癸亥八月十六日之事

一河内丹南郡藤井寺之近辺津堂村と申処、御旗本戸田河

内守様御陣屋代官役松田某・小泉某両家へ浪士三人計

拔身之鎗を携罷越、武器馬具等借用致度由申し、其勢

ニ恐候哉借渡候処、人足を乞、借用之武馬具を荷セ錦部

郡向山村大百姓善之助と申郷家へ引取候迄送歸り候、

尤右善之助方ニは浪士七八十人計集居候由、

一右浪士ハ泉州堺より海船ニ乗上陸、向山村郷家善之助

俾義浪士之中ニ加り居候而、浪士中を自分宅江連歸り

候由也、

一十六日右浪士之内廿人計狭山北条相模守様御在所御陣

屋江参り、追手先ニ而空炮式三発、四五人御陣屋へ這

入、御殿ニて重役衆と致面談引払候由、

付而は右面談之説、今度朝敵相定り候間、関東征伐

下向被仰出候ニ付而は、北条家其外様大名ニも有之間、將軍家隨身哉、征伐方ニ下向可致哉之間尋、答ニ関東朝敵と未承、弥以朝敵ニ候ハ、將軍家へ隨身可致謂無之と被答候ニ付、浪士引取申候と之風説又一説ニは北条家へ武器馬具等を浪士借参り候と之説も有之候、

一河州石川郡金剛山之麓、白木と申処ニ、石川若狹守様出張陣屋江も浪士四五人拔身之鎗を携罷越、今般関東將軍家朝敵相頭候間、為征伐中山大納言殿(忠光)次男侍從殿、当浪士組為大將下向被仰出、就而は武具并馬等も乏敷、借用致度段申聞居候内外連之浪士は、銘々玄関ニ飾置候武具ニ手ヲ掛ケ片付掛候ニ付、御陣屋之衆答ニは、随分武馬具共用立可申、乍去近頃紛敷浪士在之間、正儀之衆ニ被在之バ、姓名宿所等被申聞候ハ、承り調之上用立可申条被答候処、何様似セ物も有之由、我等ニは中山侍從殿始向山村ニ、都合百人計罷在、何之誰々と名乗り、借用之武具右旅宿江為持具度、馬ハ引れ帰り

候由、当陣屋ニ式疋在之由承り候旨、浪士申之疋疋は、此節詰合出坂乗り参候由相答候処、申兼候得共、未タ兵粮手当ヲ雜具等無之間、弁当百人前、外ニ人足五十人計用立具候様相頼、無抛被致承知、向山村江為持遣候処、夫々員数之請取書浪士組より差越候而、十六日夕宵ニ郷人足四五人は弁当も為持遣候処、十八日夕方迄ニ郷人足不殘引取候上申居候ニは、十七日晝六ツ時向山浪士不殘出立、金剛山千早越ニ山を登り、浪士何れも物具着シ、馬も拾四五疋乘馬ニ而、菊桐之紋付旗吹貫等を立テ、和州五条江押寄、同所御代官所を責取跡焼払、夫より人足共暇を乞、命から／＼白木江引取候由ニ御座候、尤人足江賃錢として金六兩計貰候由、付而は白木御陣屋より借渡し候武馬具等之請取書、大坂藏屋敷江早速被差送、大坂八軒屋辺ニ止宿之浪士は兼而正儀之浪士と申事ニ付、相尋候処、京都江引取不居合、尤両三人は右浪士ニ相尋候処、請取書ニも見覚有之、正儀浪士ニ相違無之、能々貸渡シ

用立呉候と礼謝申述居候と申事ニ在之候、

十九日和州五条より罷越候者之咄し左ニ

一十七日申之中刻頃、和州五条北手大ぞう越と申山中より凡百五六十人計内騎馬十四五疋も相見へ、何れも兵具着シ、菊之紋付旗立、五条江向ヶ追々駈寄候ニ付、近在は勿論五条町中之者立騒キ候処、右人数之内より申聞候ニは、紀州路江罷越候間、立騒ク間敷旨相制シ置、其俣人数不残五条御陣屋を取巻候而、重立候者御陣屋江罷出、御代官鈴木源内様へ直面会之上、今般將軍家朝敵と相定り候ニ付、関東征代之仰出、京都より追々下向在之、我等は近国為取締、中山大納言殿次男侍從殿を大将と蒙り、勅命、菊之御紋を勅免在之間、其方支配有之関東之御代官所・鄉村、速ニ可相渡旨申し候ニ付、御代官容易ニ鄉村難引渡旨相答候処、即座ニ拔立、御代官始重立候手代衆五六人は相殺、其騒ニ而御陣内之人々不残外へ散乱候、浪士之一同式丁計脇ニ在之候寺院江押入、

御陣屋内之諸書物始メ諸式を引取、十八日晝丑之刻よ

り御陣屋江火を掛ヶ焼払被申候由、

一浪士寺院ニ罷在候五条之町役人呼寄、関東朝敵ニ付征

代ニ相成、向後京都御支配ニ相成候間、我々取締可申、

元來取箇も高免ニ而下方可及難義、以來是迄半高ニ被

成遣し候間、五条付支配所村々江不洩様可相達旨申渡

し候事、

一右浪士中、猶諸国御代官所等江も右之由申駈参り候哉

之風聞、

冊子原寸 縦二七・五種 横二〇種 四枚

六七七ノ二

一多羅尾民部より差出候書付写

〔表紙〕  
瀧川播摩守具知」

当月十七日夕和州五条鈴木源内陣屋許江、凡人数百五拾人程、銘々甲冑を着、右之内主將と思敷もの騎馬ニ而押

寄、右陣屋門前江赤地ニ菊之紋付ケ候旗を押立、大砲を

亥八月

多羅尾民部

打込乱入いたし、源内其外手付手代之内五六人討取候由

此沓冊会藩より本書差廻候間、写取差上候もの也、

ニ而、同夜同所桜井寺江引取、右首級を御仕置場江掛置

冊子原寸 縦二七・六糎 横二〇・三糎 三枚

尚又人足を多人数召連罷越、御用書物為持退候上、右陣

六七七ノ三

屋同夜四ツ時頃より放火いたし、尤依

京都

勅命当年より御年貢半減ニいたし、京都直納ニ申付候旨

(包紙ケッ書)  
「帯刀様」

内田仲之助

郡中之者江申渡候由ニ而、風聞迄之儀ニは御座候得共、

「<sup>(朱)</sup>癸亥八月廿四日」

」

追々御代官陣屋江押寄候由ニ相聞へ申候、此上拙者屋敷

許江押寄候節は如何取計候様可仕哉、右之趣江戸表江可

別紙二冊為御照合写取差上申候、以上、

申上処、遠隔差向候儀ニも御座候間、取計向急速御差図

京都

御座候様仕度、及乱妨候節ニは少人数之義ニも有之、行

亥  
八月廿四日

内田仲之助

届兼候処、藤堂和泉守伊州上野城之儀は行程三里ニ而最

帯刀様

内田仲之助

寄之儀ニも御座候間、明和之度徒党強訴等之節、最寄領

文書原寸 縦二三・九糎 包紙原寸 縦二七・二糎

主江人数差出方掛合之儀、江戸表御達之趣ヲ以、和泉守

横二〇・八糎

横三七・四糎

方江早速及御掛合置候儀ニは御座候得共、御時節柄之儀

ニ付、尚同人江人数差出方御達被下候様仕度奉存候、依

之此段申上候、以上、

三六 近衛忠房卿ヨリ島津三郎殿へ

久光公の答書に對シ上京を待つ

〔包紙ウツ書〕

「島津三郎とのへ」

忠房

〔朱〕

「癸亥八月廿五日」

〔封紙ウツ書〕

「島津三郎とのへ」

忠房

〔朱〕

〔内密々〕

尚々俄ニ冷氣ニ相成候、御道中御保護專一ニ存候也、

昨廿四日到着候御答書之趣巨細承候、秋令相催候処弥御

勇健珍重ニ存候、抑御申越之条々 関白へ申上置候、委

細ハ 関白御書翰ニ可在之、仍忠房よりハ別段不申入候、

何茂不遠御上洛待入存候事、

八月廿五日

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九二号文

書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一八・一糎 包紙原寸 縦二七・五糎

横 四九糎

横三九・八糎

三九 久光公ヨリ朝廷へノ出願

京都ニ於テ硝石製造ノ件

付内田仲之助覚書

合二通

六七九ノ一

私領國中以前より硝石製造、追々致手広来候得共、未十分

焚調候と申ニは至り兼、甚致心配居候処、先達而英夷侵入

ニ付、此已後亦候大挙向船之儀相違有之間敷、就而は弥以

皇国之御武威失墜不致様專相備置度念願奉存候得共、第

一必用之品ニ乏敷候而は、存分之掃攘茂無心元、依之彼

是深致勘考候処、京師寺院市中等相對熟談之上、手広ニ

土取円、於御当地製造為致度候間、不苦候は何卒別段之

以御評議、急速御免被仰付被下候様致度、左候而弥御免

被仰付儀ニ候ハ、寺院市中等江御触流之儀茂是亦被仰

付度、且又製造所等之儀は家来共より取調可奉伺候付、

旁此段宜奉願候、以上、

亥八月

御名

文書原寸 縦一三・八糎 横七三・五糎



六七九ノ二

覚

中立売千本田丸町

年寄菱屋

清助

五人組境屋

みか

同 岡田屋

たみ

右町内中之持借屋有之候付、此度借請製造場ニ仕度奉存候、

七本松一条下ル

宗禅寺門前町

年寄

甚助

売主

丹波屋

むめ

右町内ニ売家有之候付、此度讓請製造場ニ仕度奉存候、

右は別紙ニ奉願候儀ニ付、製造所右之通奉願上候、以

上、

亥

八月廿五日

御名内

(致風)

内田仲之助

文書原寸 縦一三・七糎 横五八・二糎

六〇 横井平四郎ヨリ小松帯刀へ

越前藩情ニ就テ

一書拜呈仕候、いまた不奉得鳳顔候へ共、愈御安泰ニ被成御起居、珍重之至ニ奉存候、然ハ私儀先年来越前表ニ罷越居候処、用事有之帰国仕、去ル十一日彼表発程、海路ニ而長崎江到着仕候、同所ニ而岡部豊後列ニ出会仕、尊藩御事情極密拝承仕候、為天下御尽力被遊候次第、誠ニ恐悦至極躍雀仕候、扱又越前表聊變動之事有之、於京師極而浮説可有御座候、自然ハ御国許へも如何之次第ニ相聞江可申哉、豊後列より委細之事情、私より拝呈仕具候様頼談ニ付、乍卒尔一ト通り之次第、得尊意申候、去

六月ニ御側御用人中根頼負免役、七月末御家老本多飛騨・

松平主馬、外ニ御役人兩人免役仕候、右訳合は中根事、本

多・松平列と年来異論合ヒ兼、近来ニ至リ兩立いたしか

たき勢ニ相成リ、遂ニ中根免役ニ至リ、其末本多列も春嶽

公之思召ニ不相叶、御免ニ相成申候、尤大本之國論双方

共ニ、聊相替リ申儀ハ無之、唯ニ年来不相容之処より遂ニ

落職ニ至リ、誠ニ残念此事ニ御座候、就而ハ藩中も一旦

ハ動揺ニ至リ候ヘ共、春嶽公思召國論ハ聊以異変無之、

双方共御上京之節ハ御用ニ可相成との御決定ニ而、何も

鎮靜安心仕、京師之變動ト相待罷在申候、猶又越前守様

御参府之儀ハ

幕庭より被 仰出候哉ト兩度迄御断ニ相成、先月中旬尚

御奉書ニ而御催促申参候而、此上ハ一ト先御参府之上、

幕庭ニ十分御尽力ニ相成リ、自然御聞入無之ニ至リ候ヘ

ハ、直様御帰國之御決定ニ而御座候、兩公東西ニ御分レ、

春嶽公ハ御上京之御決心ニ而、藩中ニも御触達ニ相成リ

候事ニ御座候、概略右之次第ニ而、國論ニは聊も關係不

仕、却而後日之一新と奉存候、書中事情尽し得不申、一

ト通拜呈仕候、越藩海福雪と申者、私同行ニ而熊本ニ参

り居、此人書状持参ニ而罷出候之間、委曲之次第ハ同人

より御聞取被成下度奉希候、此段為得尊意、如此御座候、

頓首拜、

八月廿五日

横井平四郎（小樽）

時存

小松帯刀様

文書原寸 縦一七・八糎 横一七五・四糎



### 六二 横浜英字新聞特別号記事

薩英戦争

（表紙）  
「神奈川増補新聞」

千八百六十三年八月廿五日横浜別段新聞

英軍艦コロモラント書状を得て只今当港に着す

右船英国軍艦に出逢ひ、次の新聞を持来れり、

一去ル土曜日日本七月二日第十二時、英國軍艦は鹿児島港江碇泊しありて大風吹けり、其時日本人より打懸たり、不幸にして次の人々殺されたり、

ガビテイン ジョスリンク コンマントル ウキル  
モット

一弾丸にて殺さる

手負死人 六拾人

船々多少損破 英軍艦当港江帰る事近きニあり、

書状之文

巨細に記すを得ず、其大眼目を記す

第三時十五日之日台場より打出す、水師提督直ニ合図

を為す、薩州船を焼事三艘、則日本蒸氣捻仕掛イングランド、天祐丸(サー・ジョージグレイ、青嵐丸)(白鳳丸) シルジヨルチギリコンテテスト也、右日本

船々今朝来りて、船隊の傍に碇泊せり、

台場より打掛たるを以て、軍艦碇を上げ台場より五百

乃至六百ヤルト離れて一列ニ連ねたり、

乃至六百ヤルト離れて一列ニ連ねたり、

台場より放事甚た強く、事ニ大筒にして、其内六十又

七拾挺は、十インチの破裂弾三拾式乃至式拾四斤の実弾也、

ガビテイン官名 ジョスリンク コンマンドール官名 ウ

キルモット、午後第二時五分五厘頃甲板橋上にて打殺

さる、十インチの破裂弾甲板の中央にて破裂、水夫七

人即死、水夫五人ロイテナント ゼヨフス手負たり、

天気悪しく雨降り、風陸に向て吹り、

午後第三時火府中ニ起れり、

第三時二十分に発炮を止めり、

第七時十五分にゴムボート船フアーホック五艘の大船

「琉球船」を焼けり、

第九時二十分ニ造作場および商家焼けり、

府造作場商家に打掛る事終夜なり、

第八月十六日午後第三時三十分ニ碇を上げ、蒸気を焚、

港口に退き、府台場に破裂弾及び実丸を打懸しに、筈

るもの唯一台場而已也、

碇泊する所は台場より弾の達せざる所也、

府は夜半に尚焼てあり、

### 死人手負目録

(ユライヤラス) ユライリス 死十人 手負式拾人内死人死す

(アーガス) アルゴス 手負式人

(パール) パール 死七人内死人士官

(コクエット) コクケット 死七人 手負六人 内死人第一等ロイテナン  
ト死

(ペーシュース) ペルシウス 死七人 手負式人

(レスホース) ライスホース 手負式人

(フアールボック) フアーボック 手負死人無之

於日本神奈川第八月二十八日 文久三年七月三日

### 日本別段新聞

英海軍船幫鹿兒島ニおめて戦争之最も委曲なる事情を記し、近日出港之伝言船に托して、之を四遠ニ達センと欲す、依之他の商用新聞開板の日遅引するとも諸君ニ不快あらざるへし、

### 鹿兒島戦闘

英の薩摩に求る事は、最早弁を以てするの念なく、是よりは勢ひを以て再び求めを果すの用意あるへし、近頃英国海軍鹿兒島は其住民をして幾何の潰費あるやを示すへく、又流名に堅固なる鹿兒島も、英の海軍ニ向ふては、久しく堪る事能はざる事を知らしむるに足へし、近時鹿兒島の戦争に於て、国の為に戦ひて命を落せるものは、我等最も悲しむ処なれとも、諸事を以て算し比較する、我海軍の損亡最も少くして、其奏する処の功績、先に考しよりも大なるを見るに至て、我等愀然の眉を開き、悲をして喜びに帰るニ至れり、  
薩土を細並を云 薩土 東国の悪弊に備て、暴虐を為せしより厄終に其身ニおよひ、此度の如き危難を請るニ至り、然れとも此度の戦ひは薩土のためによき砭鍼にして、追々賢き良民ニなるへし、唯水師提督キープル及び英海軍の名譽此一戦ニよりて、日本中ニ輝かん事、少しも疑ひを容るへからず、

一海軍船隊英國公使と其付属之諸士載せて、当月六日

六月廿三日 当地を開帆して鹿兒島江赴きしより、同廿一日

七月八日 迄右の船隊ニ付て、何の音信を得ず、只此頃上海

より来りし二三の蒸氣商船を其海灘四国と九州の間の内海におめて

右の船隊薩摩ニ向ふて進み行しを見し而已也、当月二

十一月七月八日コロモラント船事変に係る新聞を帶來ると

も、新聞は衆人心得の為に大ニ勉強し開板して、一時  
を經さる内之衆人ニ弘めたり、

最心得ニなる我等の書翰の拔萃を以て、廿一日別段ニ

著したる新聞に付て、社中の賞讀を受たり、

今左ニ記す我等の書信の詳細を見賜へ、海軍一隊当月

十三日六月廿六日午後陸大鹿兒島辺小鹿又幼鹿鄙國人々曾て港に

入り、市中より凡て八マイルを隔て南方ニ碇泊す、其

位地は我等か港内之図にて既ニ詳なり、同十二日船隊

市中ニ近き壯觀の港内を測量すれとも、外ニ記すへき

事なし、只水底深くして碇索の長きにあらざれば、碇

泊する事能ざるを知る而已也、此畢竟船隊ニは、不便

なる海岸ニは余多の日本船碇泊セリ、其内數艘は異様  
の大なる琉球船なり、

水曜日朝八時半頃、船隊は水師提督の欲する所に列し

投錨セし後、薩州士官三四人小舟ニ乘来り、船隊は何

の為に来り、何を用するやを問ふ、コロネル英國公使ニール

兼て備置たる日本文と和蘭文・英文三通を以て記せる

英の難問の書翰を右士官に托し、国王又鹿兒島の長官

に其決答は同廿九日午後二時を限とす、二十九日午後

三時頃高官執政の助役と称し、一士官衛卒四拾人を卒ひて

提督の船に來れり、彼士官敢而船に上る前に、右衛卒

にも是非ユライレス船上を見んと請ふ、彼士官船にあ

る事久しからず、外の小舟にて消息を送れり、此に依

て事の様子俄ニ變り、彼士官衛卒ニ指揮して、一時に

小舟ニ下らしむ、且同しく妨碍の事あれば回答を与ふ

る事能はず、又其期を約する事も能すととなり、然れと

も同夜八時頃、右の高官再び提督の船に來り、薩摩之

書翰日本文字にて記し、英國公使ニ当たるを渡セリ、

其形稍江戸の外国局にて用るものに似たり、

右書翰之翻訳、多時を費す事固より言葉を待す、故ニ  
コロネルニール不得止、其書翰之意に随ふて、彼の意  
を示す事を次の日迄延たり、此れ我等をして切要する  
地に居らしむる甚し、薩摩之書翰は英国の難問に基た  
逆ふといへとも、亦其理を尽すと謂つへし、次の朝回  
答の為に船に来る士官を親切ニ待遇し、此後此船に来  
らる時は白旗を用ひらるべきを示せり、

茲に薩摩之答書を尽し、聊諸君の慰みにもならん事を  
欲す、然れとも即今其真を得難し、唯右に付ての風説  
を移写する而已也、

#### 薩摩長官の手記なるへし

此海軍鹿兒島江到る前、英国より難問を為すへきの命、  
大君政府より国主江達せし事なし、憤ひ金の儀ニ付而  
は、江戸政府宰相の指揮なくんは、恣に決談する事能  
はず、依て薩州の長官自分江戸江趣くへし、  
薩摩ニ於て日本之法律と風習に従ふて違背せし事なし

東海道に於てリチャルトソン氏を殺害せし事は關係輕  
からず、然も島津三郎此事を命せしにあらす、亦日本  
ニ於て故なく他人を殺すものは死刑ニ服せしむ、薩公  
当時凶犯を捕んと手を尽せとも、遠く遁れて其居所を  
知りかたし、若し薩州ニ於て外国人を欺んとの心有ら  
は策なきにあらす、他の死刑に極たる罪人を牢内より  
引出し、リチャルトソン氏凶犯と称し、提督の手に渡  
すとも、其信偽を知るへからず、併なから此の如き詐  
計名義を尊ぶ者豈許さんや、素より為さる所也、  
外国人と大君との条約は服せさる所也、右之条約はコ  
ンケンサ盛世の法に反すれば也、

右之事における独り大君か預る所也、如何となれば日  
本の法と習とに反し、外国人等日本江来る事を許し、  
日本列侯の往還を大道ニおひて妨ぐるに至れる也、若  
此事を改めず、常々存せんことは、日本の諸侯其領國  
を往来する事能さるへし、リチャルトソン氏の一行を  
襲撃せしは日本國律ニ反せさる也、然れば薩摩の不直

と云へからず、是ニ依て何そ英国の難問に服従すへけんや、前に述るは薩州の返翰中最重なる条々成へし、此よりして我等が書信より詳述したる運に至らざるに終る、大船八艘を焼けり、内三艘ハ蒸気船外国製造なり、是に砂糖其外積荷あり、惣価若干火薬庫二三ヶ所之焼失、炮台数ヶ所の崩れ、鹿児島の大なる城下、製鉄場、城廓及び商行等多くは灰塵となり、是只損失の大数を挙く、炮台市井の死人手負夥しく有へきなれども是を知らず、

提督之船に至る薩摩之士官告しには、我国主の命を蒙り、提督公使及び諸高官を城中に誘引し、其結構英国難問の事を談判すへきとなりしか共、我等固より是を辞したり、此提督公使及び諸官を圈套に陥し入んとの策なりし事既に露頭セリ、若提督等請に応して上陸せしならば、是を擒にするの結構ありしならん、夫は飛稿を吊起し、路を絶ッ等の設ならん、

此事行はれしならば、船隊に左の事を言ひ送りしなら

ん、船々の中一弾にても市中ニ向つて打放ッや否、立ところに俘囚を芻んと、若姦詐の企あらは桐島と云城中に俘囚幽セン、薩摩の中堅固の地也、又五十マイル計りの内地也、以下書載するは船隊中の士官より通信ありて得たる処なり、最詳細なり、且添ぬる処の図はユライリス船長パルクルと称する英雄より得たる処なれば、諸君も是にて足れりと思ふへし、

〔裏表紙ニアリ、朱〕  
「癸亥七月」

冊子原寸 縦二四・二種 横一七種 一五枚

六三 有馬中務大輔より島津久光公へ

上京延引ノ件

〔包紙ウツ書〕 島津三郎様 有馬中務大輔

〔朱〕

〔封紙ウツ書〕 玉机下 中務大輔

〔三〕三郎様

〔朱〕

未得拜顔候得共、一書啓上仕候、秋冷相催候所益御安清被為、渡、奉大賀候、扱先般は、貴国江英夷渡来、被及戰爭候所、御勝利一段之事ニ奉存候、乍去何欵御配意之程奉推察候、先達而は御家来高崎猪太郎御遣し、彼是御心入被下、別而忝、猶又御依頼申候、何分宜敷御含被下度奉存候、然ハ小子義、可致上京蒙

朝命、難有仕合ニ奉存候、然ル所當時国方改革辺所置最中、殊更當時之形勢、微力之小子老人上京いたし候而も、其驗無之義ハ必然之義ニ付、一ト先国内之人心ヲ固メ候上可致上京、且ハ貴藩之御模様も承知仕度、家来貞次郎・誠藏ヲ以得御意候所、御家来本多織部より演舌之程承知、至極御同意ニ奉存候、然ル所此節大和 行幸 御親征被仰出候由ニ而、小子上京之義早々致発足候様、京都詰之家来より申越、何かの御用欵は難計候得共、今度も同然未時節ニ無之、其辺ハ手数相居候、併近々御発途之御都合ニも候は、内々承知仕度、又々松崎誠藏差出申候、表立候義ハ大絶御示談いたし候、直次と申者一同差出申

候、天下之形勢、方今之事態、愚意とも可申述之所、委細は誠藏江申含、態と文略仕候、過日は誠藏帰着之節、美白之御馬御惠投被下、誠ニ御用之内より御引離、別而難有直ニ用立、万々忝御厚礼申上候、先は用事迄、如此御座候、頓首、

八月廿六日

中務大輔(慶頼)

三郎様

玉机下

二白、時下折角御自愛專一ニ奉存候、乍末筆

修理大夫様御初、皆々様江も宜敷御伝声奉希候、不備

文書原寸 縦 一七・三種 包紙原寸 縦三三・四種  
横 一七八・二種 横四四・一種

六三 植村駿河守ヨリ朝廷へノ届書

大和騒動ノ件

昨廿六日晝七ツ時頃、五条表致屯居候浪士共凡千計押掛貝大鼓足並ニ而当城下土佐町西之方入口三四丁前迄押懸候間、手配仕、西口より老町余人数押出、向より大砲并



小筒打懸候ニ付、無余儀及戰爭候処左之通、

一 雑兵首 七ツ

一 同生捕 凡五拾人

一 木筒 六挺

但玉目六封度より十五寸迄

一 小筒 三拾六挺

但玉目凡三四匁

一 陣大鼓 壹ツ

一 槍 九筋

一 刀 貳拾五本

一 弓 貳張

一 脇指 三拾九本

一 兜 壹ツ

一 具足 壹領

一 陣笠 五拾六

一 玉葉簞笥 貳荷

一 高張提灯 貳本

一 箱提灯 壹

一 法皮 三枚

右之通ニ御座候、味方ニ而鉄砲薄手貳人、死人壹人も

無御座候、此段不取敢、先御届申上候、以上、

植村駿河守使者  
(家書)

八月廿七日

村田丈四郎

文書原寸 縦一八種 横七七種

○六四 七卿西走、大和騒動報告

三五 近衛忠熙忠房両卿より島津三郎公へ

久光公ニ上京被仰出の件

「包紙ウツ書」  
「島津三郎殿

極内用早々

忠熙

(朱「藏三ツ同シ」)

□

□

印

八月廿九日認

〔封紙ウツ書〕

極内密啓

島津三郎殿

机下

緘

忠燾  
忠房

尚以參 朝掛大乱書御推覽可給候、猪太郎より委細御聞可給候也、

寒冷候、弥御勇猛珍重ニ存候、誠ニ方今

帝都形勢不容易次第、深此末之処被廻

叡慮 御心配ニ被為在候次第、就而ハ当方杯甚心配

之至ニ候、昨烏其許被召候被 仰出も在之候ニ付而ハ、

旁半時モ猶予無之、急々発途在之、上京之儀弥々

御待被遊候御事、当方杯別而く御待申入候、遅滞無早

々御上京待入存候也、

八月廿九日認

尚以 容堂 閑叟〔山内豊信〕〔鍋島齊正〕ニも急速上京被 仰出候事ニ候也、

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第九三号文 書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一八・一 横 包紙原寸

縦五九・四 横

縦三二 横四三 横

六六 京都内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ

上国ノ情報及久光公上京ノ件

〔包紙ウツ書〕

〔御国元〕

大久保一蔵殿

京都  
内田仲之助

〔朱〕  
一癸亥八月廿九日

猶々御家老座首尾相成候書付も可有之間、御差廻可被下候、

去廿四日極急飛差上候後、格別相替儀無御座、追々朝

議も御宜敷向罷成、

鷹〔輔懸〕司様御辞表御差出後御參 内不被為 在候、いまた被免は無御座候、

一 中川宮様一昨廿七日於

禁中 御元服、彈正尹被為蒙 仰候由承知仕候、

一 御守衛兵士之儀、別紙之通吟味、土州江結、会津候江

一 昨廿七日差出申候、会津も同意ニ候得共、主人御職

掌ニ付連名不仕候、

一和州江乱入之大将元中山侍従以下高取城ニ責詰候処、

植村様方より砲発ニ敗軍七人討取、生捕五拾人計有之、

兵器を奪取、残党高野山江引取候風聞御座候、賊方残

兵何程と申儀相分不申候、紀州藤堂江討手被仰付差越

候得共、墓々敷評判も承不申候、

一尾州前様一昨廿七日名護屋御発途之由御座候、当主ハ

御隠居御願之聞得承申候、

一越前侯出京御差留、家士いづれも恐愕悶心仕居候、彼

是周旋も承候得共、何分いまた御慎解不 仰出、其上

異国交易之御沙汰専ニ而、京師至而人氣不宣、

朝敵春獄と呼捨ニ唱候、既ニ去十八日之騒会ニは坂本

ニ陣を取、叡山より京師江責下候なと、あらぬ雑説ニ

而人氣大ニ動揺、夫等之処より畢竟ハ更ニ御差留為相

成儀欵と申事ニ御座候、

一先日長州江被下候

勅書諸家江 御布告相成候処、其後相替出替相成申候

間、写差上申候間、帯刀様江も御差出可被下候、

一末筆乍恐

三郎様表向 御用召被 仰出候上は、猶又 御早目御

発輿被遊被下候処、一同実ニ指を屈奉待上候付、何卒

々々一日も 御早目之処呉々も御願申上候、 慕蒸氣

船之儀も最早町飛脚着、岩下・吉井等彼是取計可申と

奉存候間、不遠何分之都合も可申参候付、其節ハ早速

形行可申上候、右之通荒増存出候分形行申上候、乱筆御

高免可被下候、不遠拝顔万縷可奉得貴意候、頓首九拜、

八月廿九日

内田仲之助(殿)

大久保一蔵様

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九号文  
書下同文ナリ〕

文書原寸 縦 一六・二種 包紙原寸 縦二七種  
横一七一・七種 横四〇種

六七 内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ

高崎猪太郎勅書奉護帰国ノ件

金四拾兩

高崎猪太郎(五六)

右は江戸より昨廿八日着之処、折柄

三郎様 御用 召被 仰出、幸江戸表事情之趣も申上候  
段承候間、直ニ右江

勅書護奉差下候、尤当分下之関辺之儀ハ、到而掛念之趣  
も御座候間、鶴崎等江渡海之筋ニ申渡、本行之通相渡申  
候間、跡引結之儀ハ追而可申上候間、左様御承知被置被  
下度、此旨御届旁申上候、已上、

八月廿九日 京都 内田仲之助

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第九号文  
書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一三・六糎 横七七・八糎

六六 内田仲之助ヨリ大久保一藏へ

伏見御飯屋ヲ二本松邸ニ引移ノ件

(昌武)  
谷村小吉儀、去廿三日着、伏見御飯屋二本松新御屋敷江  
御引移之儀相達申候間、則吉田清十郎・村田源右衛門江

御作事奉行掛寄被仰付候旨申渡、翌廿四日より相分り、

伏見出張、則より毀方ニ相成、牛車ニ而石居等運送罷成、  
精々取急キ御造立之手筈御座候ニ付、右頭迄御届旁申上  
候間、左様御聞置可被下候、此段申上候、已上、

八月廿九日 京都 内田仲之助

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇〇号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一三・八糎 横六九・三糎

六六 内田仲之助ヨリ大久保一藏へ 合二通

大和騒動浪人名前書

(包紙ウツ書)  
「御国許」

大久保一藏殿

京都 内田仲之助

(朱) 「癸亥八月廿九日」

六八九ノ一

和州高取江浪人共押寄及戦争候節之届書写并浪人共役割  
名前書、別紙式通為御見合差上申候間、御受取可被成候、

以上、

八月廿九日

内田仲之助

大久保一藏殿へ

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九五ノ一  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・二種 横二七・三種

六八九ノ二

一 和州浪士役割

総裁

藤本津之助 (鉄石)

松本謙三郎 (奎意)

土州

吉村寅太郎 (重郷)

側用人久留米

池田藏太 (池内藏太九、定勝)

監察

筑前

吉田藏太 (重藏カ、良秀)

那須真吾 (信吾カ、重民)

久留米

酒井伝次郎 (重威)

銀奉行

磯崎豊 (磯前カ、尾崎健藏、宏基)

小荷駄奉行

水野善之助 (水郡善之、祐カ、長雄)

武器取調方

安藤嘉助 (安岡カ、正定)

伊藤三弥

合図掛り

三州刈屋

宍戸 弥四郎(昌明)

森下 儀之助(茂忠)

兵粮方

林 兵 四郎(豹吉郎)

島村 清三郎(嶋川九)

勘定方

牧 岡 鳩 斉(平岡鳩平九)

小川 佐 吉(良久)

記録方

伴 林 六 郎(光平)

執筆方

渋谷 伊与藏(伊与作九、実行)

尾崎 铸五郎(铸)

石川 一(貞幹)

小荷駄方

前田 繁 馬(正徳)

杜本 伝兵衛(森本九)

同下役

木村 棹 馬

山口 松藏(直藏九)

兵粮方下役

福浦 元 吉

槍老番組長

土州

上田 宗 児(則正)

土居 佐之助(金英)

久留米

荒卷 半三郎(半三郎九、真刀)

伍長

原田 亀次郎(亀太郎、力匹)

中垣 謙太郎(健太郎九、幸雄)

和田 登 一(佐一九)

久留米

鶴田 陶 司(道徳、また孝良)

土州

江沢雅八(江頭種八カ、吾尼)

森下幾馬(茂時)

市川清一郎

永野一(長野カ、寛通)郎

保母建(健カ、景光)

伊吹周吾(石田英吉)

熊本

竹下熊雄(竹志田熊雄カ、重糖)

水郡栄太郎(清馬)

島村省吾(正文)

砲壱番組長

半田門吉(成久)

田所騰三郎(藤次郎カ、重道)

田中弥三兵衛

田中楠之助(祐信)

葛目清間(清馬)

沢村幸吉(行藏)

島村間(島浪間カ、義親)

安藤斧吉(安岡斧太郎カ、直行)

鍋島米之助

磯崎寛

兼役

小川佐吉

長野一郎

兼役

土居佐之助

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九五ノ二  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一四・二種 包紙原寸 縦二七・四種

横 一三五・七種 横四〇・五種

高崎左太郎ヨリ大久保一藏へ

久光公上京ノ件

(包紙ウツ書) 大久保一藏殿 高崎左太郎

「癸亥八月廿九日」

一昨廿七日三島<sup>(通稱)</sup>兵衛上京、細詳御国許形勢承知、何は置而

三郎御発駕弥来月十五六日ニ御決定相成候由、何共天下之大幸無此上御同慶奉存候、早速昨夜三島同伴 陽明御兩殿様江拜謁、委曲及言上候処、無限御満足ニ而御座候、就而は過日茂申上候通、頃日之爰許形勢ニ付而之其辺所之事ニ而は有之間敷欵とも奉存候已、何分一旦御見合相成候様と之

勅命茂被為蒙候御事も有之候、且此機會ニ乗し候様而已有之候よりは益公平ニ

勅命を被奉、御上京有之候方、諸藩居合ニ付而茂可然哉と吟味仕、今朝 <sup>(近衛忠熙・忠房)</sup>陽明家御父子様 中川宮様参殿、右之趣意得と及歎願候処、本より

叡慮は不及申、我々ニ至而は山々右之都合いたし度存居

候得共、此勢ニ乗し我得意之人々を真先ニ引出候様被引受候而は居合茂如何ニ付、上京相決候を幸ニ存、其沙汰ニ不及候得共、申出趣無抛趣意ニ候間、早速今日吟味可致との御沙汰ニ候処、夕刻御呼出ニ而御召之勅諭相発、何共難有仕合奉存候、就而は申茂迂論ニ候得共、一日茂早目ニ御発足之御都合相成候様、精々奉伏願候、委細形勢ハ内田より申上候通、猶亦猪太郎等より細詳御聞取可給候、以上、

八月廿九日 高崎<sup>(正風)</sup>左太郎

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第九七号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一六・三糎 包紙原寸 縦二七・四糎

横 一五三・五糎 横 三九・八糎

丙 内田仲之助ヨリ大久保一藏へ 五通

攘夷親征行幸延期、長藩堺町門警衛免除  
八月十八日ノ政変ニ付堂上免官等



(包紙ウツ書)  
「御国許ニ而  
大久保一藏殿

京都  
内田仲之助

〔癸亥八月廿九日〕

六九一ノ一

御守衛兵之儀は、是迄御先規茂不被為 在候処、暴論  
之徒追々建白仕候趣有之、畢竟兵力を借、高貴之御方  
々江逼り、自己之暴威を逞し、或は無名之刑獄を起し、  
終ニ矯 叡旨候ニ至り、京師之騷擾を醸候事、実ニ以  
国家之妨害甚不可然御事と奉存候、万一緩急到来仕候  
節茂、畢竟烏合之徒、元帥之任茂無御座、何之御用ニ  
茂相立申間敷奉存候、方今列藩之重兵を以警衛仕候上  
は、猶以速ニ被免候而、各藩江被差返候様仕度奉存候  
事、

文書原寸 縦一四・三極 横四七・四極

六九一ノ二

春來彼是違

叡慮候上、攘夷

御親征之期末及到来候得共、何れ

御親征可被為在候ニ付、為

御祈願大和国

行幸可被為有

叡慮之処、御親征機會今日を不可被過、旁

行幸於大和国軍議可被為在旨、屢遮而及言上、矯 叡

旨候段、不容易次第ニ

思食候、依之御取調可被為在候付、被止參

内候得共、押而參上難計、且暴論之徒引卒推參可有之

候而は及紛乱候故、九門御固被仰付、尚又於長藩も士

氣壯烈ニ過候より、疎暴論之輩も可有之哉難計、不被

為得止事界町門御固被免候事ニ候、然処長藩追々引退

候節、三条中納言以下堂上七人同伴、他国ニ及候段、

不憚

朝威甚如何ニ被

思食候事、

文書原寸 縦一三・八糎 横八二・八糎

六九一ノ三

右之輩自今被止国事御用掛

右之輩自今被止参政

錦小路右馬頭(頼徳)

沢主水正(直忠)

右之輩自今被止寄人、

右之輩自今被止参

内候事、

一自今以後被止参政国事寄人等之職役候事、

右之通被

仰出候旨、加勢右衛門督被申渡候由、伏原三位被演説(宜助)

候、尤番々且小番未勤之輩江は、自親族中可申渡候、

仍而早々申入候、以上、

八月二十日

保実

清三位殿

追而申、河鑄少将(公述)・正親町少将等(公尊)は、追而御沙汰候

之事、

文書原寸 縦一四・三糎 横八〇・八糎

六九一ノ四

三条西中納言(季忠)  
橋本少将(実基)

豊岡大藏卿(隨寛)

東久世少将(通勝)

万里小路右中弁(博房)

烏丸侍従(光徳)

東園中将(基敏)

滋野井中将(実色)

壬生修理大夫(基修)

四条侍従(隆壽)

依御願、議奏御役御免、御自分御遠慮、他人御面会被  
止事、

廣幡(忠礼)大納言様

徳大寺中納言様(実則)

長谷(信篤)三位様

東久世少将様(通禮)

壬生修理大夫様(基修)

四条侍従様(隆壽)

錦小路右馬頭様(頼徳)

沢(宣惠)主水正様

正親町大納言様(実徳)

柳原中納言様(光愛)

広橋左衛門督様(右九、胤保)

右御方去十八日御不法進退依有之、被止官位候事、  
文書原寸 縦一四・五糎 横六一・二糎

議奏被 仰出候事、

六九一ノ五

豊岡大藏卿様(顯實)

東園中将様(基教)

滋野井中将様(実在)

万里小路右中弁様(博房)

烏丸侍従様(光徳)

今般 行幸暫御延引被

仰出候得共、於攘夷は早可遂成功、累年之

叡念候、依之勤王之諸藩不待

幕府之示命、速に掃攘之旨

叡慮被

右御差扣被 仰出候事、  
三条中納言様(実美)  
三条西中納言様(季知)

仰下候事  
八月

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二巻第五四三ノ  
一号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・三糎 包紙原寸 縦二七・二糎  
横三一・六糎 横 四〇糎

空三 伊集院小松帯刀ヨリ大久保一蔵へ

越前藩士海福雪入薩ニ付

い十院江夜入五ツ時分着いたし候処、越藩海<sup>(符カ)</sup>海福雪と申

者、岡部豊後より之書面持参、致面会度段申出候付、一

旦ハ旅中之事ニ而、御上下ニ而申出候様申聞候得とも、

是非致面会度、横井平四郎<sup>(時存)</sup>より之書面も持参之由御座候

付致面会候処、越藩云々之事とも細々申出申候付、明早

朝其御地江差通候様可致候付、着之上は御面会、細々御

聞取可被下候、別紙式通相添差上申候、口上之義ハおの

つから当人より細事申上ニ而候半と相考、態と致筆略

候、左候而御上京御日限等之義も、当人江致承知候様ニ

岡部等より承候由御座候間、其辺旁海福雪江御托被成候

而可然奉存候、左候而当人も別而差急之様子ニ御座候間、

御多用中なから宜しく御計可被下候、岡部より之書面は

別段私より返翰差出不申間、喜入氏より御返翰被下候而

可然奉存候間、被仰談可然御取計可被下候、宿手当等之

義ハ、撰津殿方江飛脚を以申越置候付、かの方ニ而御手

当ニ相成たるニ而可有之候得共、尚又御聞合宜しく御取

計奉頼候、格別重役ニ而も無之、役名ハ別段承り不申候

へとも、供廻等老兩人ニ御座候間、其辺ニ而推計いたし

被下候而着之上、細事御聞取、万端宜敷御取計奉頼候、

此旨早々申越候、以上、

八月廿九日

小松帯刀

大久保一蔵様

再啓

御両殿様江御申上可被下候、

文書原寸 縦一六・二糎 横二三〇・五糎

空三 久光茂久両公ヨリ第二薩英戦争ニ備フベ

半訓諭

六四 軍用金調達ノ朝命

(端裏朱書)  
「癸亥」

(島津茂久)  
松平修理大夫

行幸并御親征軍議御用途十萬金、加州・長州・肥後・久留米・土州等申談、調達有之候様之事、

(朱)  
「癸亥」

八月

文書原寸 縦一七・五糎 横三六・九糎

六五 江戸吉井中助ヨリ在藩ノ重役へ

薩英戦争後英国ノ不法行為ニ付各国ニ通知ノ件

乍恐口上手扣

今度城下港江英夷艦侵入及戦争候次第、先日モ御届申上候通、談判中蒸気舟奪取候義、甚以不法千万之所業、殊ニ生麦一条ニ付而は、

幕府より已ニ妻子介抱料として、金子御渡ニも相成居、又薩州江軍艦差向候節、御諭相成候も不聞入、強欲至

極之仕方、言語道断之振舞御座候、右様此節之儀ハ彼

か曲分明ニ御座候間、其曲早々各国江御示相成候ハ、

夷人中隙ヲ生シ候致も難計、若左様共成立候得は、日

本之御為御大幸ト奉存候、

一右様各国江御示達相成候ハ、英夷必非ヲ覆ソ為、色

々苦情申立候半、其時ハ私共江御応接之末席江被召加

被下候ハ、一々分明ニ分解仕可申候、何卒急速御示

達被下候様奉願候、已上、

八月

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第一卷第五四七号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・一糎 横六一・四糎

〇六六 英艦再襲ニ備フル久光公ノ諭書

六七 大和騒動人数書

本文書ハ六八九ノ二号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一四・八糎 横一三二・五糎

六 尾張大納言等召命七侯氏名書

尾張大納言 (成徳)

井伊掃部頭 (直徳)

松平越前守 (成徳)

藤堂和泉守 (高忠)

松平土佐守 (山内忠純)

松平隱岐守 (久松勝成)

松平阿波守 (輝須賀齊裕)

右人数急ニ

御召ニ相成候よし、五日計跡ニ御座候間、不日上京ニ可

相成被存申候、

文書原寸 縦一六・二糎 横四〇・七糎

究 久光公諭達

多人数上京ニ付

(端裏未書)  
「癸亥八月申渡」

口達

今般多人数上 京ニ付而は、不容易時節、銘々其心得は

有之筈候得共、若年之輩モ有之候間、若狹リニ無益之所

ニ致徘徊候欤、又は他藩人等江私ニ集会致談論候而は別

而不可然事ニ候、万一異変到来之節は從命令尽力有之度

頼存候条、此旨厚相舎、支配中江篤と開論可有之候事、

八月

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第二卷第五〇号

文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一八・八糎 横六六糎

三〇 伊藤、井上、谷等ノ変名

長州

井上聞多変名

山田新助

右同

伊藤春輔変名

吉村莊三

土州

三条様御付

谷晋<sup>ス、ミ</sup>変名

西田伝十郎

文書原寸 縦一五・七糎 横二八糎

三 真性院僧正覚宝ヨリ上田郡六へ

秘密地図写取ノ件

(封紙ウツ書)  
一上田郡六殿 真性院僧正

ノ

一

家僕共へ御投簡之所、今日用向他出申付留守中ニ付、手元ニて披見致し、御紙表之趣具ニ承候、是迄懸違ひ、不得貴面候得共、実ハ今日無余義、家僕共へも内々ニて貴公迄、内々御書通申度存心ニて、只今執筆之所へ、御使幸之儀ニ付、直様貴价へ相托し差出候間、可相成候ハ、急々 三郎様御手元御差上被下度、自然御六ヶ敷候ハ、

貴公ニハ御親族之趣承居候ニ付、内々御披見ニて、趣意具ニ御申上被下度、御頼申候、絵図之事委細ニ御示、此義ハ猶跡より家僕へ申付、御登可申、乍序此絵図之事、小僧兼々被頼居候得共、貧者之助勢と先きをも不撰申出候事も難相成、別而方今公武上下千変万化の時節、中々容易ニ為写取候て御渡申事ハ甚不安心故、被頼ながら空敷年月相過り候事ニ候処、貴国之御風儀兼々偲仰心服致し居候事故、旁御周旋筋ニ付てハ、定て御入用ニても候半と、先達より家僕参入之節ニハ申付候得共、兎角失念、此頃迄ニ相及候、決て御疎略杯無之、御家風ハ承知罷在候得共、随分御大切ニ御取扱之様訳を御頼申入候、扱今日御内々申入度儀前文ニも認置候通り之次第故、後日御便り申候節たりとも、家僕共へ御咄杯ハ、決て御無用ニ御頼申候、左様ニて只名聞ニ相成、又伝聞等有之て、甚迷惑ニ候間、其刃不惡御聞取被下度、御返し之金子御書通共、鎚ニ手元ニ御預り申置、何れ明日ニて当方より御登ニ及セ可申候、何も不惡御聞取被下度候、仍幸便を得、

勿々如此候、頓首、

九月二日

文書原寸 縦一七・五糎 横一一五・五糎

三〇三 真性院僧正覚宝ヨリ久光公近侍ヘノ密啓

久光公ニ対スル刺客ノ件

(包紙ツク書)

一密啓

覚宝

(朱、緘三ツ同シ)

□ 真性院僧正

肅奉呈一箇候、頻日秋冷相増候得共、貴体倍御安福被  
為渡、恐悦至極奉存候、然は近頃鹿忽之至ニ御座候へ共  
昨朔日密々伝承驚駭之余、実以難黙奉存候ニ付、未奉得  
拜顔鹿忽失敬多罪之至候得共、失敬恐をも不顧、急々内  
密申上置度、右一儀は江州膳所藩人、姓名ハ失念致し候、  
右之もの江戸留守永相勤居候ものにて、

御国と膳所とハ御縁家之由にて、貴君様ニも御親敷有

之候もの之由、然所右之もの此頃暇を乞候由ニ候得共、  
子細不相分、強て暇を乞候候、子細尋詰ニ相成、無是非  
存心申述ニハ、昨年来 將軍家御衰頽ニ相成候儀を相敷  
き、右は全く

三郎様より相起り候儀ニ付、暇を乞候上は、兼て御親敷  
事故、七首を懐中、三郎様江御面会申上候て、其場ニ  
て一命を抛、忠誠を顯し度、右根本相絶候存心より暇を  
乞候趣申述候所、主人ニも忠誠之辺は感心ニ候得共、暇  
後間も無之、左様之事共有之候てハ、矢張本多家之家ニ  
相拘り候迎、座敷牢様之ものへ押込有之由、慥ニ承候へ  
共、事之実否ハ如何可有之哉、相知れ不申、乍去只前後  
之弁も無之、匹夫之類ハ中ニハ 三郎様御上京後、ケ様ニ  
相成候杯と申ものも有之、是等ハ必竟論ニ不足事ニ候得  
共、何分ニも前条之次第ニ候得は、膳所之藩人ハ右之通ニ  
候へ共、長藩杯ニハ左様之もの無之共難申、何国より如何  
様之事を仕出し候哉難計、勿論ケ程之儀は兼々御手当御  
用心も有之、御油断ハ不被為在御事ニハ存候得共、所謂



寸善尺魔にて、魔障之便を得候事ハ甚易ク候へは、兼て  
昨年四月 御上京ニ付てハ、実ニ国家之御為と存、方外  
之ものにて、仮令弓箭之業ニ不慣候ても、報国之赤心ニ  
無二邪人ハ根本を絶候半と存候へは、覚宝ニおゐてハ弥  
根本を堅固致し候心得ニ御座候間、丹誠を凝し御祈念申  
上、

貴体 御安全にて御本懐御遂被遊候様ニと相心懸、其節  
近衛前関白様江相願、御札御守等差上、其後無怠慢日々  
丹誠を凝し、御祈念申上居候心中ニハ、誠ニ不容易次第  
にて、婦女子之案し過候様之儀ニハ候へ共、実ハ一大重  
事、方今殊更御大切之

貴体ニ御座候へは、片時も安心難相成、愚痴之至にて、  
如何被思召候哉之辺をも不憚、前条之次第具ニ申上候俟、  
弥無御油断御用心被為在、所詮 御本懐を被為遂候て、  
国家御安靜御長久ニ被為在度、右等之辺日夜懸念致し、  
実ニ報国之一端欤と存候より、愚蒙相応之微衷ニ御座候、  
右等宜預洩達候、頓首謹言、

九月二日

真性院僧正

覚宝

島津三郎様

御近士中

文書原寸(折紙) 縦 一八種

包紙原寸 縦二七・七種

横四九・三種 二枚

横四〇・五種

三 長崎野村宗七ヨリ大久保一蔵へ

製鉄所蒸氣船借用ノ件

(包紙ウツ書)

長崎滞在

大久保一蔵様 野村宗七

九月三日

私事、阿久根浦去ル朔日七時分出帆仕候処、始終向ふ  
風ニ而都合別而よろしからず、天草又は島原辺江沙掛  
りいたし、漸今三日着崎仕候処、竹下・宇宿初皆御借  
入船試運用として差越居、夜入過帰着候而形行承申候  
処、最早竹下・宇宿等周旋ニ而何茂折合相付、昨日迄

ニ而御役所御願濟ニ相成、右通今日試運用ニ茂相成申候処、器械少し損所茂有之候付、製鉄所ニ而明日中取締ひ之上、石炭茂積入、明後日中ニはいよ／＼廻船之賦ニ御座候、左候而此船茂段々申分有之、第一銅庫茂小く速茂御乗船杯ニは相成申ましく、清右衛門・彦右衛門申事ニ有之、細事はやかて廻船之上申上候様可仕候、

一 汐前御船茂今日迄廻船無之、乍去先達而茂汐前御使者より於爰元、竹下杯江中旬迄之間ニは屹と御間ニ逢候様差廻し可申と之事、今日承知申候間、遅くても当港江は三日中廻着可致、左候へ、石炭は疾く用意相成居候間、早々御国之様廻船之手筈仕可申と之儀ニ御座候、右之通御座候間、いつれ明日ニ茂御借船江乗込、器械等猶又急埒いたし、明後日私ニ茂一同乗付廻船之筈彦右衛門江茂申談、御兵具方足輕浜島武次早々差返し、此段形行大頭迄御届申上越候、以上、

九月三日夜

野村宗七

大久保一蔵様

文書原寸 縦一六・一糎 包紙原寸 縦二〇・三糎

横 一五・三糎 横 二八・五糎

言 久光公ヨリ伊達伊予守へノ答書草案

上京周旋ノ件

(編纂未書)  
一 癸亥九月五日 伊達返書

芳楮拜読仕候、如來命涼爽相催候処、先以 御一統様御揃、愈御勇剛奉恐賀候、然は弊邑夷難之儀達賢聰、御側向之両士御使价として被差遣、種々御賞譽之貴命致承知、赤面至極ニ御座候、海防十分之半ニも不至候得共、彼より兵端ヲ開候ニ付、無抛及戰爭候処、不至全敗候義、僥倖ニ御座候、又御示諭之件々詳悉致承知候、就而藤井良蔵<sup>(節)</sup>を以委曲貴价江為御答申述置候間、御聞取被下度奉存候、如御高論、  
公武之御間於小生も、実ニ苦心之至ニ御座候、然処今般御親征御用ニ付、上 京仕候様承知仕、尚又肥筑之両君よりも

公武周旋之談合有之、眼前之夷難も有之候得共、

皇国之御為抛身命尽力仕度存詰、来ル十二日発足いたし

候義ニ御座候処、幸貴价到着、無此上期会御座候ニ付、

右意趣巨細為申合候間、是非貴兄ニも被成御登京候様奉

存候、然ル上は於彼地、心緒万縷申述度、文略仕候、且

貴价被遣候ニ付、御国産之御品々預御惠贈、御厚情別而

辱拜受仕候、先は発途前繁雜中御答迄、以乱毫申上候、

恐惶謹言、

島津三郎

暮秋初五

伊伊予守様

貴酬

再白、時季御自愛奉專念候、修理大夫江も御伝声、

辱奉拜聞候、幾重ニも御登京被成度奉存候、以上、

○炮台且戦地之形勢、本条ニ申上候通、不全備之事候得

共、良藏<sup>(弟)</sup>江案内仕候様申付候、

○弊藩當時之國論、

○皇国已来成行定見、

右二条朝変暮改之時勢ニ御座候得共、如何共当座難

申述御座候、

○公武方今之御模様云々

此条今般 京師御変革之趣承知仕候ニ付而は、上京

之上ならてハ見留付兼申候、

○中川親王之事、

○常御所床下云々

右二条良藏より委曲貴价江申述候、

○パン<sup>(パン)</sup>製法云々

是は先代試ニ製法有之候得共、其後中絶いたし居候、

文書原寸 縦一六・二種 横七〇・六種

七五 本田弥右衛門ヨリ在国ノ御側役へ

幕府ヨリ英国へ償金交付ノ件

今般関東ニ而英夷江償金被差渡候由、趣意畢竟不好戦

より起為申事候欵、左条之通今日迄之次第申上候、

一去六日 中川宮江參 殿之節、安達清一郎(清忠)と申因州之

留守居より入 御覽候書付一通有之、於関東償金被相

渡、且諸大名江閣老より口達申渡し、書取(吉井徳亮)松平左兵衛

督・松平大和守様方より之廻状ニ而、先便右書面写差

下置申候、相届為申筈と奉存候、右因州へ承合候処、

大広府御大名へ(前脱カ)江戸ニ而廻達相成候由、当御屋敷へ

ハ江戸表より為何事も不申来候へとも、不容易一条、

実況無相違形ニ候間、

公武共ニ伺取候次第共一先申上候、去九月三条中納言

殿江謁見仕、今般償金一条云々之書面有之、浮説共不

相見得、就は

皇国之御恥辱無此上茂事、

公武御廟議之次第不残奉承知、国元江直様申遣度趣致

演達、別紙伺書差出候処、

朝廷ニおひて全御存も無之件々細々承知奉り候、乍併

重大之事、一言誤候而も不相濟候付、御付札を以被 仰

渡度御内意申上候処、去ル十一日御付札被相下候、

別紙差上申候、初発京師へ相知候儀ハ、尾張大納言殿(徳川慶篤)

水戸中納言殿御連名ニ而、関白殿下江左之通御届相

成候写、

奉謹呈候、向暑之節ニ御座候得共、益御機嫌能奉恐悦候、

然は英艦一条ニ付、諸有司共江茂段々申合候処、一体生

麦之事ハ、全別事ニ有之、攘夷之応接と相混候而は、曲

直名義之筋相立不申ニ付、英国江は償金差遣し、然る上

鎖港之談判ニ取懸候筈評決相成申候、償金之儀、兼而之

見込とは相違仕候得共、事情不得止、慶篤江は兼而被

仰出候主意も有之、大樹ニも外夷所置之儀委任被致事

ニ付、臨機之取計仕候段、宜御推察被成下候様奉願上度、

依之奉捧寸楮候、誠恐百拜、

四月廿八日 水戸中納言

尾張大納言

鷹司関白様(輔照)

右之書面、当月五日方京着之由ニ而、則より武家江茂

御尋之向御付札之通ニ而候、

一去ル十日昼 幕府へ御達之一通、別紙写并水戸中納言

殿へ御達之御書面別紙写通差上申候、

右同日夕刻

中川宮御始惣参  
(御孫親王)

内被 仰出、

御宸翰ニ而一書之

勅諭御達被為在、

宮様ニハ御不参候処、御廻文ニ而参り候を拝借仕写差

上申候、右ハ

御宸筆之仮ニ而、前以役人列江被召下候而、御加筆等

申上候儀ニ而も無之由、真之

勅意也との趣、内々

中川宮御沙汰ニ候事ニ而、誠ニ

天氣恐入奉存候次第、此末関東償金之論を立候者、進

退如何所置相成可申欵と存申候、左候而去八日、村上(山)

齋助・高崎(正風)左太郎兩人下坂ニ而、幕府之情実関老衆江

謁見及窺候、板倉周防守様より何分 大樹公江も御伺  
(勝野)

ニ及たる儀無之事情不相知、夫故御目付之池田修理と  
(景亮)

申者急ニ東下被仰付、右不罷帰内ハ何共分り兼候付、

夫迄相待呉候様、分り次第速ニ為知可申との返答承届

帰京いたし、右首尾書別紙ニ申出候、一体此節之何等  
(正巻)

之始末、委細之情実松方助左衛門江申含候間、御直ニ

御聞取可被下候、

一去ル十一日、大樹公大坂より御上京、昨十三日参

内被 仰出候処、御病氣ニ而御不参之事、

但御実病疵下候由、

右償金之一条、大概如此御座候、書余御直聞奉願候、以上、

京都  
本田弥右衛門(親進)

五月十四日  
御側役衆

二九

御側役衆

文書原寸 縦一六・二種 横二四九・八種

三京 内田仲之助ヨリ松平肥後守へノ届書

内田仲之助ヨリ小松帶刀へ

二通

紀州脱藩士召捕ノ件

(包紙ウツ書)

帶刀様

京都

内田仲之助

ノ  
〔朱〕「癸亥九月十四日」

七〇六ノ一

三条中島町

宿屋職

万屋甚兵衛

同町

町役

安田文蔵

町用人

大塚屋藤助

同町

宿屋職年番

惣代

刀屋忠次郎

(宗奥)

右は夜前八ツ時頃、紀州藩士伊達五郎入来、右万屋甚兵衛方江同藩脱士野間休左衛門、外ニ水藩柴田源太郎中崎長雄・兜左右助・黒沢千次郎・長州藩名前不相知、其外同断、都合拾三人致止宿居、不容易企いたし候趣ニ相聞得候間、休左衛門儀は主用之趣有之候付、今晚人数差出召捕度候、乍併弊藩堅場所内之儀ニ付、一応及掛合候、尤同宿之者万一手向等いたし候ハ、無余儀取押可申時機可有之、万々一手ニ余候儀茂有之候ハ、心添致呉候様承候付、委細致承知候、廻場内之儀故傍觀いたし居候儀茂於情義如何ニ付、其通心得可罷在候旨相答、堅場詰合之者江其段申渡置候処、今晚紀州人数差越、右休左衛門儀、無異儀取押連帰申候間、右宿屋甚兵衛儀、弊藩堅打場江招呼、宿屋職之儀ニ付而は、追々被仰渡趣有之、殊ニ近頃浮浪士等御取締向

茂敵重被仰渡候儀ニ付而は、職分相守、聊取違之儀は無之筈候処、御膝本ニ居住乍致、甚心得違之段細々申聞候処、一々尤之儀ニ而一言之申分茂無之恐入候旨申出候、右ニ付而は、同職中以来御取締之一助ニ茂相成、且は諸方之宿屋江響合、第一心得ニ可相成と存繩掛置、町役安田文蔵、町用人大塚屋藤助方江引渡逃走等不致様可取計旨、敵重申渡置候間、御沙汰次第御取計被下候様いたし度、且年番惣代刀屋忠次郎儀

御法敵重相守、下職之者心得違無之様、折々可申聞当務ニ可有之処、甚不束之申分等いたし候付、是以甚兵衛同様御呼出、夫々軽重を以御沙汰之御取扱被仰付置候ハ、以来一同心得違之儀茂薄罷成、御取締可相成哉と存候旨、堅場所江出張居候者共より申出候、且亦伊達五郎より申聞候、右人数不容易企之儀は、同人江委細御尋相成候ハ、分明可仕儀ニ奉存、旁此段私より形行御届申上候、以上、

九月十四日

御名内 (殿風) 内田仲之助

文書原寸 縦一四・一横 横二〇一・四横

七〇六ノ二

書付一通

但三条御堅場内旅込屋ニ而紀州脱藩野間休左衛門、同藩より召捕相成候一条御届之儀ニ付、

松平肥後守様

(翁候)

取次

(安色) 広沢富次郎

右江今朝差越、右富次郎江面会委細之形行得と演舌之上差出候処、肥後守様江遂披露、町御奉行衆江相廻候而可有之旨申聞候間、相応申述罷歸申候、右之通相勤申候間、別紙相添、此段御届申上候、以上、

亥九月十四日

(殿風) 内田仲之助

帯刀様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇二号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・二種 包紙原寸 縦一九・九種

横六六・一種 横二七・三種

七三 大坂木場伝内ヨリ小松帯刀へ

江戸続金ノ件

(包紙ウツ書)

帯刀様

大坂

木場伝内

金貳千七百兩

右は江戸御定式御続料、当六月より御減少被仰付候付御定式之儀は精々御取縮方取計儀ニ候処、右御金割外ニ臨時之御払、是迄本行之通相及、御定式ニ而は迎茂御払相調丈無之候間、別段御続被仰渡度旨、御家老座江申出置候間、おのつから被仰付越ニ而可有之、就而は其元御金繰茂御難波之段は深相察候得共、格別之金高ニ茂無之候付、繰合早目御続可取計旨、岩下佐次右

衛門より問合越申候、然処御家老座よりは、未何分不

被仰渡候得共、いすれ御続不相成候而は相済間敷御金

筋と存申候付、今日仕出為替を以差続可申候間被聞召

置度奉存、此段御届申上候、以上、

亥九月十五日 木場伝内

帯刀様

文書原寸 縦一四・三種 包紙原寸 縦二〇・五種

横九〇・五種 横二八・二種

三六 内田仲之助等五人ヨリ小松帯刀へ

十津川郷士ヨリ金子借用願出ノ件

金三百兩

和州

十津川

郷士

上原主税

丸田兵庫

吉田源五郎

深瀬仲磨



千葉佐中

右より今月晦日無抛相談之趣有之、一同申合之上、本行金子拝借申渡置候処、此節木材大坂表江相廻候付、右を以返弁致度段申出候、左候而大坂御蔵江上納相濟候上は又候金五百兩拝借願上度候付、宜敷御評義被下度、尤此節天ノ川凶徒一条ニ付段々郷中混雜之儀有之、兼而困窮之郷民殆術計相尽、何方江歎願可仕様茂無之、第一當時柄武器等乏敷候而は尊 王之道茂尽力仕兼候間、何卒広大之御憐愍を以願通被仰付被下候ハ、郷中猶亦士氣振起、弥増精忠可仕旨、無余儀承趣御座候間、一同吟味仕候処、右木材・起炭等を以、時々返弁仕趣ニ御座候得は、何茂御差支は有之間敷哉、就而は當時天下之形勢不容易砌ニ茂御座候間、人氣御引円之御一助ニ茂可相成候付、願通被仰付事ニ茂可有御座哉と吟味仕候、乍併何分御沙汰次第奉存候、此段以御内用申上候、以上、

九月十九日

井上 弥八郎 (石見)

村山 斎助 (松橋)

高崎 (正風) 左太郎

奈良原 幸五郎 (繁)

内田 仲之助 (政風)

帶刀様

文書原寸 縦一四・二糎 横一一三・八糎

大坂長州屋敷ヨリ同薩州役所へ問合セ

並ニ返答

久光公ノ着阪期日及道中筋ニ付

二通

七〇九ノ一

三郎様弥何日御着被遊候哉、猶御道筋等之儀、乍御面倒被仰知被下度奉頼候、以上、

九月廿日

長州

用所

薩州様

御役所

文書原寸 縦一八・一糎 横三九・一糎

七〇九ノ二

三郎様御着之儀、且御道筋御尋之趣致承知候、御船中之儀ニ而、弥何日と申儀相分不申候、御道筋之儀は小野村南江大江橋御渡、渡辺橋筋南江、土佐堀西江、越中橋御渡り之賦御座候、此段御答得申上候、以上、

九月廿日

薩州役所

長州様

御役所

文書原寸 縦一四・五種 横三三種

七〇 内田仲之助ヨリ小松帶刀へ

仁礼源之丞放免ノ件

(包紙ウツ書)

帶刀様

京都

内田仲之助

「亥九月廿一日」

西町御奉行

瀧川播磨守殿 (具知)

右より昨廿日八半時過頃と申呼出ニ付、播磨守殿御役宅

江私被差出罷出候処、御白砂於縁、仁礼源之丞是迄御用

有之被留置候得共、今日より其方江預返候間、左様相心得候旨、播磨守殿より御達ニ而、与力三浦錦次郎より源

之丞引渡候付、承知致印形候処、於使者之間、右同人所持道具相渡候間相受取、源之丞儀は駕籠江召乗列帰候、

右之通相勤候付、此段形行申出候、以上、

亥九月廿一日

御留守居付役寄

伊勢勘兵衛

内田仲之助殿

右之通相勤申出候間、此段御届申上候、以上、

九月廿一日

京都

内田仲之助

帶刀様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇三号 文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・三種 包紙原寸 縦一九・九種

横七二・五種

横二七・三種

セ二 天璋院付「局」ヨリ暉姫付「小の島」へ

右ニ付「小の島」ヨリ側役衆へ 以上二通

鹿兒島大奥「花野」免職ノ件

七一ノ一

〔包紙ウツ書②〕  
上

〔包紙ウツ書①〕

御内用  
小の島殿 つほね

几下  
封の仮

ノ

九月廿一日認メ

〔封紙ウツ書〕  
御内用

小の島殿 つほね  
几下

なをくくれく御都合宜しく御取計ひの御事、御

頼申せとの御事に被為在候、猶せつかく時かう御い

とゐの様存候へく候、めて度かしく、

御内々申入候様仰付給候、まつく

上々様方御揃被遊、益

御機嫌よく成らせ給候御事、御めて度有難ク候へく候、

其御地御揃あそはし、御機嫌よく入らせ給候御事、御め

て度忝ク候へく候、左様ニ御座候へハ、此度花野殿事

思召に叶せ給す、永之御暇被下、下宿仰付給候ニ付、是

よりハ名前御除の段御申越、い細承知致候、右名前除の

事故、早末<sup>(速)</sup>御聴ニ入奉候処、誠ニ御驚被遊候、同人事

は、是迄永々御馴染様にて御世話ニも被為成候人、殊に

ハ御先代御式方様へも幼少より相勤、御懇命も蒙り、年

数も御座候事にて候へハ、何か不調法成義も御座候事と

ハ思召させ給候得共、

御先代様江对せ給候て御仁心御憐愍の御取分ヲ以、永之

御暇の義 御免被仰付、思召ニ叶せ給ぬ御事に候ハ、

御付替ニても仰付給、其身一生ハ召遣され被下候様ニあ

そハし被下度、猶幸

暉姫様其御地江被為入候御事にて候間、奥向の御事は何

分御仁心深御人たすけ、右様の御事厚御世話さまも被下

候へハ、やはり

御双方様の御為ニも御宜敷御事と思召させ給候御事故、  
暁姫様より厚御願遊ハし、御憐愍の御さた被為在候様に  
と思召させ給候間、其段よくく御まへさま迄私より申  
遣し候様ニとの

御沙汰ニあらせ給候まゝ、此たん申入候、何もく宜し  
く御取計ひ御申上之御事、御頼申まいらせ候、先は此段  
御内くならず

御沙汰の趣、御内用ヲ以早々申入まいらせ候、めて度か  
しく、

文書原寸(折紙)縦一六種 横五六・六種 二枚

包紙原寸 ①縦三一・三種 横四三・八種

②縦二八・三種 横四〇・七種

七二一ノ二

「包紙ウツ書」  
上

小の島」

天璋院様御沙汰の由、此別紙御局より申参り、(鳥津青杉子  
暁姫様)江

奉申上候処、書取ニ而申上候様被仰付候間、乍恐御内々

御側迄奉申上候、一体誰ニ而茂御役被仰付候節、又は御

めて度隠居被仰付御暇等被下候付てハ、御文通被為有候

諸家様江名前入名前除、御互様ニ申上候御定ニ御さ候間

花野御暇被下候付

諸家様江は無抛事ニて永の御暇被下候段申上候、御本丸

御局江も右申出候御事ニ候得共、格別御なしミの事故、

永の御暇被下候と計申上候てハ、何故と御たつね御座候

ニ無相違御事候間、私共取繕申上候ても外ニより万事早

束委敷相しれ候御様子ニ候候、私も

参り合居御隠し申上候様ニてハ、却而御不都合ニて御案

事と存上奉候間、

思召ニ不被為叶、永の御いとま被下候趣有体ニ申上候処、

右御返事旁此別紙参り候、此文ハ十月廿七日着ニ而拜見

致候処、段々御沙汰との義、何分大方の御返しも出しか

ね

暁姫様江御覽ニ入候事ながら、何とも被遊方も不被及  
太守様ニは穢御滞在中、御前ニも御上京中にて被為在候  
まゝ、直々御受も相成かね、何れ後便ニ申上候半と、御  
返事ハ差出し置候、

太守様御帰 城被遊候得共、何分ニも

貞姫様御立ニ而大取込、伺も出来兼候間、御立後

太守様江御直に

暁姫様より御願旁伺あそはし、文も御覽ニ御入遊し、

猶又能々

私ニ

伺候様被仰付候間奉伺候所、

太守様思召ニもととも相勤候様ニハ出来間敷、御むつヶ

敷事かと思召候得とも、晴て大奥江御機嫌伺上り候事く

らいは出来可申候半、しかし御一存様ニも不被為成候間

先々御前江御願被遊候様ニとの御沙汰ニ被為有候候、此

由御伺かた／＼御願上給候、

天璋院様御さした通相成候得は、

暁姫様ニも難有思召

私共置

難有御事ニ奉存候得共、是非之御願もおそれり給候御  
事、左候て大方取締の御請もあそはしかね候事、定て  
天璋院様思召は

てる姫様の御許ニても遊し候様ニとの思召ニても候哉と

考候事ながら、いか様ニ御請御出させ遊し宜候半や、此

段御伺遊し候まゝ、嗚々色々大御心配御用繁ニ被為有候

御中、恐入セ給候得共、何分御勘考偏ニ御願上給候、一

体

花の義ハ、

御先代様江戸御年寄御城使被仰付候人御座無、夫故巳年

春御年寄且御城使被仰付候得共、一先御供被仰付、又御

供ニ而召つれ給候思召の処、御大変其後右段々の訳合申

上、江戸へ御出し被遊被下候様ニと、

玉里江願候得共、足痛ニ而御断申出、御免被仰付候間、

致方無との事、其節

天璋院様より当人へも色々御さした、

私へも

種々御沙汰伺候付、願候へとも参り不申、右旁不便ニ

思召候ての御さしたニも候やと幸胸察候、決て 私共より

色々申上候訳にてハ御座なく、誠ニ何と申上宜哉と当惑致候、御当地戦争の節、大奥へハ江戸江御飛脚立申迄ニ御座なく、嘸々御心配にて御案事様ニ存上、渋谷にても御案事申上候半、一筆申遣し度と色々承り候へ共、とんと相知れ不申、夫故弐日御便り一度ぬけ候間、へして御心配、其内外々より申参り、戦争の次第御聴ニ入候由、

私より

不申上、渋谷へも度々御尋御さ汰共、未飛脚入不申と御返事申上、殊之外御案しにて被為成候由、なせ早く申上ぬと申、御局より小言申参り候、尤其後行違ニ文も届、御安心と申御文も参り候辰、右様大奥より先江何事も御聴ニ入候御事故、大方の取持は難申上、右ニ而乍恐御さつし願上奉候、何分ニも御仁恵の程偏ニ御願遊し候、

文書原寸

縦 一五・九種

包紙原寸 縦二八・五種

横二〇四・八種

横一四・五種

三三 内田仲之助ヨリ小松帯刀へ

合三通

八月十八日ノ政変ニ付賞典

〔包紙ウツ書〕

帯刀様

京都

内田仲之助

七二二ノ一

去月十八日依非常形勢守衛尽力之儀ニ付、

天賜金松平相模守様衆より別紙端書之通御渡相成候付、

於爰許夫々配分頂戴仕可申候、此段御届申上候、以上、

九月廿三日

京都

内田仲之助

帯刀様

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇四ノ

一号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・二種 横三四種

七二ノ二

松平相模守様衆より被相渡候書付之写、

覚

一百五拾人

金百七拾七兩壹步

錢貳百拾七文

惣人数

合八千四百六拾壹人

壹人

壹兩貳朱

永五拾六文八分九厘三毛余

金壹兩ニ付六貫四百文

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇四ノ

二号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・三種 横三三・九種

七二ノ三

百七拾七兩壹步ト

錢貳百拾七文

錢ニして

千百三拾四貫六百拾七文

但兩ニ付六貫四百文替

此御方人数

百五拾人

内士分百貳拾四人

足輕貳拾六人

老人ニ付

七貫五百六拾壹文ツ、

金ニして

壹兩貳朱ト

三百六拾壹文

右之通相成候間、銘々配分頂戴仕候、以上、

九月廿三日

内田仲之助

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇四ノ  
三号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一三・六種 包紙原寸 縦一九・九種  
横 三九種 横二七・二種

三三 六藩建白書

薩長二藩和合ノ件

〔采〕  
〔癸亥〕

九月廿四日六藩建白之写

微臣共一同是迄深奉蒙

朝恩候身分ニ而、心付之義不奉申上候而は不堪恐縮候間

寸忠之程奉申上候、右主意は去ル十八日已来疎暴之所

置有之趣ニ而、毛利讃岐守以下帰国被仰付候義は、元（元魁）

より疎暴之所置無之トハ難申候得共、昨年来薩長之義

は衆心

勤王之基ヲ相開候処ハ、人々承知仕居候義ニ御座候間、

二国和睦合心致候様御所置無之候而は、自ラ列藩嫌疑

ヲ懐キ候而は甚以御大事之義、薩長二藩ニ不限、惣而

列藩一致ニ無之候而は拒絶攘夷も難相成、実ハ御大事  
之御場合ニ付、何卒其辺ヲ以被尽

朝議、長門宰相父子之処は、御用も被為在候節は可被為

召と申様ニ御沙汰被成下候ハ、微臣共一列之義ニ付

深難有畏入候、右之段可然執奏奉希上候、以上、

亥九月廿四日

〔松平慶倫、津山藩主〕

三河守慶倫

〔池田慶徳、因州藩主〕

相模守慶徳

〔緒須眞茂郎、阿州藩世子〕

淡路守茂韶

〔藤室高潔、津藩世子〕

大学頭高潔

〔池田茂政、備前藩主〕

備前守茂政

〔長野茂勲、広島藩世子〕

紀伊守茂勲

文書原寸 縦一七・二種 横五〇・三種

三四 大坂木場伝内ヨリ小松帯刀へ

長防ニ於ケル薩人通行警戒

〔包紙ワラ書〕

大坂



帯刀様

木場伝内

御兵具方足輕

帖佐作一

向江休右衛門

右は

三郎様 御発駕飛脚ニ而、御国許被差立候処、豊前小倉より大坂迄渡海船無多事、長州下之関迄渡海、夫より陸路通行之所、長防之両国路は、駅所毎ニ往来手形可差出旨、問屋場役人等より申出候付、是迄何方沖茂主用通行ニ付、往来手形等為差出儀無之段申入候処、何ぞ薩州ニ不限何国之飛脚ニ而茂、往来手形見届事之旨再往申出候得共、前条同様之及返答候処、夜中通行は決而不相成候ニ付、行き掛り夜入候は、可致滞泊旨承り、駅々より右之趣申通シ候形ニ相見得、夜ニ入候時分は、人馬継立不致候ニ付、無是非長防之両国は夜白差急キ候儀不相叶候段、

右足輕共より申出、其外何ぞ違変之儀無之、勿論御用封等可差出為申義は無御座段、承届申候間、御心得ニ茂可罷成欵と奉存此段申上越候、以上、

亥九月廿五日

大坂

木場伝内

帯刀様

〔付紙〕  
本文ニ付

三条様其外七人之公家衆、当分何方江御滞在候哉、取沙汰等承及候は可申出旨申聞候得共、右は全く不承得段本文足輕共より承届候間、此段茂張紙を以申上候、以上、

九月廿五日

文書原寸

縦一四・四種

包紙原寸

縦二一・三種

横一二・二種

貼紙原寸

縦一四・五種

横二八・八種

七三 内田仲之助ヨリ小松帯刀へ

二本松邸外足輕屯所設置ノ件

(包紙ウツ書)

帯刀様

京都

内田仲之助

〔未〕  
「癸亥九月廿六日」

書付巻通

絵図面巻枚相添

但二本松御屋敷御門外江足輕共屯所取立候御届

京町御奉行

永井主水正殿

取次与力

田中馬一郎

右書付私名前ニ而、今日御届罷出候処、右馬一郎出会ニ

而書付差出申候処、委敷相尋候上、何も御子細は無之様

ニ相見得候付、多分被承置候事と存候得共、何分只今主

水正留守中ニ御座候間、私より御返答ハ難申入候間、尚

跡より御答可被申入候間、勝手ニ引取候様承罷届申候、

右之通相勤申候間、此段申出候、

九月廿三日

横田鹿一郎

内田仲之助殿

右之通相勤申出趣承届申候間、此段御届申上候、以上、

亥九月廿六日

京都

内田仲之助

帯刀様

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇七号  
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・四種 包紙原寸 縦二〇・二種

横八七・三種

横二七・五種

七六 内田仲之助ヨリ小松帯刀へ

文久三年八月十八日ノ政変ニ対スル御褒美

一金千疋ツ、

隊長

島津弾正

一同八百足ツ、

村田源右衛門

伍長

有馬弥兵衛

有馬正右衛門

篠原伊藤次

宇都良伯

是枝仲藏

鮫島新兵衛

石塚為兵衛

新穂仁左衛門

早水正次郎

本田權右衛門

長野九八郎

柚木崎六郎

一同六百足ツ、

戦兵

是枝吉藏

面高利兵衛

有馬雄之丞

井尻甚五左衛門

佐藤休藏

馬渡隆次郎

有馬量左衛門

有馬文藏

山下矢之助

宇都正太郎

重信良右衛門

黒川万左衛門

安楽才右衛門

木佐貫十五郎

上原直助

村田十左衛門

松崎十次郎

実吉助次郎  
二見源兵衛  
海老原龍右衛門  
田中郷右衛門  
春田八右衛門  
石神納右衛門  
西平一  
松尾宗左衛門  
田尻仲左衛門  
長野四郎太  
徳丸宇助  
二宮仁壯太  
房村雲章  
阿多静儼  
山口平右衛門  
楠元六之丞  
宮路正兵衛

江口善次郎  
池田周助  
上野武左衛門  
古城壯太  
松下清右衛門  
是枝次右衛門  
吉峯惣右衛門  
春成仲左衛門  
鮫島加次右衛門  
田実平右衛門  
指宿仲右衛門  
小田原武左衛門  
岩元作左衛門  
本田卯右衛門

御警衛士御用所

姉小路 駿河守

右は今廿六日、御用之儀有之候間可罷出旨、相違有之候

間、私罷出候処、右駿河守出会申渡候は、為御守衛上京被仰付、長々滞京、且去月十八日之一挙ニ付出精相勤候間、被下之候付、請取印形可致旨申聞候間、致印形置候左候而為御礼、伝奏飛鳥井中納言様(雅典)・野宮宰相中將様江廻勤可致旨申聞候間、島津彈正江申渡、同人廻勤相勤申候、且亦頂戴被仰付候金子之儀は、村田源右衛門江相渡銘々分配可有之旨相達置申候間、此段御届申上候、以上

亥九月廿六日

京都  
内田仲之助

帯刀様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇六号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一三・九糎 横一六〇・五糎

ミモ 内田仲之助ヨリ小松帯刀へ

伏見山崎方面探索ノ件

一(包紙ウツ書)

帯刀様

京都  
内田仲之助

右は被仰渡置候通、伏見辺より山崎街道筋開合方之儀申付、別紙之通印紙相渡置申候間、此段御届申上候、以上、

九月廿七日

京都  
内田仲之助

帯刀様

一(別紙)



(印影直径一・五糎)

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇八号  
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・一糎 包紙原寸 縦 二〇糎

横三二・七糎 横二七・六糎

別紙原寸 縦 六・六糎

横一三・七糎

七六 伊達伊予守より島津久光公へ

伊予守容堂公等上京ノ件

〔包紙ウツ書〕

急激

島三郎様 伊伊予守

密用

〔朱〕

〇 〇 〇

└

短簡拜呈仕候、追日向寒之涼候御座候処、先以愈御清穆  
可被成御旅行奉大賀候、去月五日付貴草之書も過日照手  
仕、夫々奉得貴意候、然は方今弥危殆之極ニ至候間、御  
困難ハ被差置

公武御為御上京御尽力之由、本月十二日御発輿之由、縷

々御示教之御旨趣、誠以依旧至誠至忠貫、乾坤奉感徹候、  
依御鼎力再度

皇威赫々如両光可被為成、幕府握權ニ御復帰可相成、真  
之御合体奉期候義不遠と

神州之御為奉大賀候、扱又僕にも上京是非々々可仕旨奉  
畏候、尤過日来再度迄奉蒙

御沙汰居候間、尚更旅裝整次第早々出立之覚悟、其内最  
初奉蒙

勅命候処、亦陽明家より僕上京ハ追而時合可被示御沙汰  
候間、当節ハ悴人数召連、早々上京可仕と被仰下候処、

又当月十二日再度僕早々登京可仕旨、悴ハ罷出候にハ不  
及段被仰下、恐入奉畏候、〔山内書信〕容堂兄も僕同様最初蒙

勅命候処、中川宮よりはハ先不出方宜敷と被仰下候由、  
折柄持病旁御猶予被願立候由にて、再度之御沙汰ハ無御  
座よし、

閣下御同様、容堂兄にハ従来同志一致論ニ付、何分一時  
ニ上京相成度と兼而陽明殿へも申上候処、前文之通容堂

へハ再度無御沙汰、中川宮より御差留假ニ相成居、僕ハ蒙

御沙汰不引合疑惑之義ニ付、中川宮陽明殿へ相伺申候、容堂只今出京にて不宜候ハ、小子之出候義同様故、御猶予唱不快、差控候方ニ可有御座哉、素より為微体願望仕候義にハ無之、進退於

勅命死生忠義之覚悟ニ御座候、再度之御沙汰之遲疑仕候段ハ、甚不本意恐悚奉存候得とも、中川宮陽明殿へ御内密御模様御伺被下度、早々此段奉希候、御多擾甚御手数奉恐縮候、恐惶頓首、

九月念八

(伊達宗城) 伊与守

三郎様

侍史中

二伸、時下御自愛奉專念候、先頃ハ御国本へ家僕差出候処、御手厚御取扱万事無御隔意御教示被成下、深々忝奉感謝候、尚不日出京之上御互ニ心緒吐露可仕候、

僕瓦全乍憚御擲念可被下候、燈下走悪筆候条、御判読可被下候、不備、

文書原寸 縦一七・八寸 包紙原寸 縦二八・二寸  
横三〇・五寸 横四〇・五寸

七九 近衛忠熙忠房両卿より島津三郎公へ

久光公の上洛ニ付て

(包紙ウツ書③) 亥十月朔日西之宮駅ニ而

拜読す、高崎左太郎持参

(包紙ウツ書②)

島津三郎殿 内々 忠熙  
几下 忠房

(朱) 紙三ツ同ジ

(包紙ウツ書①)

御書 (朱) 紙

〔封紙ウツ書〕

島津三郎殿 内々

几下

忠熙 忠房

絨 (朱紙下紙ハ重復)

尚以兩日中御上京と待入存候事、

秋寒増加候処弥御勇猛珍重ニ存候、此度ハ小松帶刀上京

ニ而御伝言之趣委細ニ忝承申候、統而猪太郎・健吉等上

京何モ承候、近日御上京ト深々待入候、長岡澄之助・良之

助等ニモ上京ニ相成候事、其許ニモ過日米御上京之程御

待申入候所、今日と相成、深々忝存候、何モ高崎佐太郎

ヘ当地之事情中含置候、御尋問之様存候、藤井良藏ニモ

久々ニ而上京面会致し候事ニ候、何モく佐太郎より事

情御聞取ニ而御賢察可給候也、

九月廿八日

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇九号

文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦 一八糎 包紙原寸 縦三〇・五糎

横六五・五糎

横四四・五糎 三枚

三〇 大坂木場伝内ヨリ税所長藏等ヘ

中山忠光等大坂長州屋敷ヘ遁入ノ件

長村江入込候七人之内、坊主ニ而一寸五部位長髪之者有

之候由、右ハ日坂玄瑞トカ申長藩暴論家之頭取ニ而ハ有

之ましくや、中山殿ト申説ハこれニ而も可有之やと申事

ニ候、乍余事尋出候間申進置候、以上、

九月廿九日

伝内

彦七様

八郎様

長藏様

文書原寸 縦一八糎 横二八・八糎

三三 静山ヨリ有馬英之助ヘ

久光公ノ上洛ニ扈從セル有馬ヘノ答書

七二一ノ一

尚々くわしく何事も御しらせ被下度頼上申候、たのし

ミニまち入事御座候、已上、

九月三日之芳札、去ル廿四日ニ相届、忝細々致拜誦候処



愈御壯剛御安着之由、大慶之至奉存候、随而小子も無異

罷在申候間、乍憚御放意可被下候、扱御出立之砌は乍存

何事も心ニ任不申候、残意之処、厚被仰聞、却而痛入仕合

ニ御座候、将亦御道中も諸方御立寄之由如何と案上候処

至而仕合ニ存申候、しかし京江はふし見より御列合ニ而

御寄りの事叶不被成よし、少シハ御残り多御存も候得共

まつせわしきみきり却而よろしく察上申候、御宿元御母

堂様ニも御替なく、折々御見舞申上候、扱御尊兄様ニも

京都守衛ニ而、先月廿四日ニ御出立被成候、至極御のそ

ミ之処悦上候義ニ候、爰元何もたのしみ無之、はる／＼

思ひやり候事ニ御座候、とふそ早々其地江参事ニもあれ

がしと平ニいのり入事候、乍憚其御座初なし事、色々御

取こミニ候半、折角御勤可被成候、何かの事も追々御も

らし被下度、何より待居申候、返々其元御詰之事ハ、誠

ニうらやましく存申候、拙者も是非やり付而参り含御座

候間、御心まち可被下候、先貴札之御礼且御安否伺上度

迄、如是御座候、尚期後便候、恐々不宣敬白、

九月廿九日

有馬英之助様

御几下

然(海江田信義)以深真静山拜

再伸被仰聞候、熊本又ハ下之関白石所へもゆる／＼兩人

江御逢面之よし、仕合いかよふのもよふニ候や、後便御

しらせ可被下候、府中江も御寄り之よし、かた／＼仕合

ニ御座候、上之関前室津の小方鎌吉所ハ御寄り無之や、

御舟中之事故御都合無之哉と存申候、願上候書状も御届

被下候事六ヶ敷候半、もし其事御都合無之候ハ、後日

御たよりにて頼上申候、自由なから申上候、当時之事候

間目ニ不立、御遠足之御都合ニ而、長州屋しき御たつね

見被下度、此人ニ御あり可被下候、○大和弥八郎・小幡

彦七(齋政)○秋良敦之介此人數ハ、江戸上屋敷ニ候半、桂小五郎

ハ当分何方ニ候半、頼上置候間、御ついでニ而頼上候、

また柴田東五郎江御越被下候様頼上候、よふす御聞被下

度、よろしく御申置可被下候、○水戸の屋しき大野謙介

ニも御たつね見被下度、宜頼上候、いづれも御面会之事

相叶候ハ、書狀頼差上度候間、何分御もらし可被下候、  
さいわい御詰之事候間、偏ニ頼上候思出候得は、飛立よ  
ふニ御座候、何も御かんぱり付を以便之度ニくれ〜待  
入申、御隙ニ而何事も御書置被下候而、御遣し被下度、  
頼上申候、御存通り外ニ頼上候人も無之間、わけて願上  
候、扱来正月頃ニも候ハ、京辺江御越之事、御尤ニは候  
得共、此内も段々有之たる事ニ而、見留を付不申内はか  
ならず御無用ニ存申候、志と申而出掛てもせんなきニハ  
しかす、此事はまつ〜御見合可被成候、来年ニもなり  
もよふも可有之、其時は御同役中江御申合中御暇之御都  
合被成候而、御下り可被成候、京江も御寄り、爰元江一  
日ニ而も御着ニ而直ニ御出之事ハ、随分出来可申候間、  
とこ迄も丈夫ニ道ヲ明ケ而被成度、かへす〜も申上置  
候、最早ケ様之世上ニ候間、逆も長くハのひ不申答候間、  
とかく十分ニ舞候は相違なく事ニ候、尚又後便くわしく  
御申越可被下候、何卒御覽之後ハ則火中頼上候、若や之  
時は御改名之事も御申聞被下、此事も申上置度候間、後

便と存候、(休之助)益満氏も守衛方ニ而先月出立被致候、將軍ニ  
も又々上洛之事沙汰のよし、如何と考申候、京都も先頃  
ニハ色々承事候得共、当分ハまつ何事も不承候、どふな  
るものやら分りかね候得とも、何分セわしき時節なるへ  
し、どふても其元御詰之所うらやま至極ニそんし上候、  
○ちんと頼上置候、其元札渡所若やかわり共有之事候ハ  
、誠ニたのしみニ御座候間、関太郎江も申越へく候付、  
折々岩下氏(分平)其外之方江も御取合可被成候付、御聞合都合  
ニ而ハぜひ御頼被下度、左候ハ、爰元ニ而も願申度候間  
此事は何卒頼上置候、又外ニ何ニ而もよろしく候付御心  
をよせて御かんぱり見可被下候、頼上候、もし替りも有  
之候ハ、岩下氏などより爰元江御申越之都合有之、何  
も不被計候故、何分頼上置候、なる事ならハ偏ニ御世話  
之所くれ〜も幸希候、なか〜御存通爰元ハのし不申、  
どふても致て参り度存申候、御つがふニ而岩下君江とく  
と御祈御頼入可被下候、願候而とかく不叶事候ハ、外  
ニ見立を付すバなるましとうかれ心ニ暮候事御座候、御

察可被下候、

文書原寸 縦一六・四種 横七五・七種

七二ノ二

菱刈大島村若宮八幡棟札之写 此御神は西原八幡宮之若

宮也、西原は前三州太守久豊公之第四御子出羽守有久公

御嫡子、島津羽州忠明也号大口殿、然所ニ享祿三庚寅七

月廿七日夜半ニ、菱刈大和守重統押寄奉討彼忠明公云々、

然間其靈社西原八幡是也、亦此若宮は忠明公御嫡男島津

次郎四郎明久也、生年十六歳之御時、享祿二己丑九月三

日、大島ニテ打死給也、西原と同社ニ奉崇、其以後依有

奇瑞三州太守義久公従西原奉分移給也、従戦死五十六年

ニ相当時、此島奉勸請給云々、

天正十三年乙酉三月二日 大檀那修理大夫義久

大願主当地頭

新納武藏守

忠元

大宮司

大島出羽守忠富

大島村ニ死候丑年二年二十之由、千代か娘ニ而、母之面

影うつりて美女といへるを聞て詠し座興を催ける、其名

をすくねとなんいへるよしを聞て、六十の醉翁一首つら

ね、笑草のたねを蒔侍りける、

老の浪こえけるほどを思わすハ契りやせまし末のまつ

山 祖父資員公之日記ニ見得候、

新古今集之内ニ

大江千里

てりもせず疊りも果ぬ春のよの

朧月夜ニしく物そなき

忘却 忍ひたる人とふたりして 伊勢

夢迎も人ニ語るな知るといへは

手枕ならぬ枕たにせず

和泉式部

枕たニしらねはいはしみしまゝニ

君語るなよ春のよの夢

七夕

貫之

織女の今ヤわかるゝ天の河

川霧立ちて千鳥鳴也

加茂に詣てゝ

紫式部

時鳥声待ほとハ片岡の

(杜カ) 森の雫ニ立やぬれまし

文書原寸 縦二八・七糶 横九・七糶 (七二ノ一ニ貼付)

### 三三 大久保一藏覚書

七卿三田尻着其他ノ件

(編纂朱書)  
「癸亥」

一 八月廿八日防州三田尻へ三条家初着、同列四五人ト申

事ニ而行粧物さびしき体に相見得候事、

但兵庫大坂にて四拾艘位船雇入候由、

一同廿七日晝、長州下関台場より砲発ニ及、大里久留米

請持之台場よりも砲発いたし、小倉之事も同様之由、

但長州人数より久留米の方へ引合、

一 田之浦台場より物頭井上幸太郎小倉へ使者として参、

台場交代之義応接、

但前以陣屋之嘶長州侯 朝廷より御召ニ相成候間、

一同御供いたし候賦ト申居候由、

一 (毛利慶親) 大膳太夫様益田弾正を御信用、(毛利正法) 長門守様伏原越後・毛

利能登之説ヲ御用ひ、既ニ五月十日打払之節毛利諫言

いたじ候訳有之、(公重) 正親町より大膳太夫江御懸合之趣被

為在、押隠居ト申様之向ニ候由、

但本文之入込ミ有之、内輪相軌り候と之事、

御使番

小普請役

一 七月廿七日より中根市之丞・鈴木八五郎滞関ニ而、十

九日小郡ニおひて大膳太夫様より御料理被下と之事ニ

而、刺客相用ひ、鈴木ハ討れ、中根は逃去候と之事、

一 九月廿七日 (宮繁彦助) 宮木彦介浪人の方掛ニテ候処、長門守様御

出関之節、子細有之切腹、

但宮木義別而暴論ニ而、小倉へ使者ニ参り三室等切

崩し候ハ此者之由、

文書原寸 縦一六・二糶 横七〇・二糶